

平成九年総理府令第五十三号

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）及び南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成九年政令第二百四十四号）の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
 - 第二章 南極地域活動計画の確認（第九条―第十九条）
 - 第三章 南極地域における行為の制限（第二十条―第三十一条）
 - 第四章 監督（第三十二条）
 - 第五章 雑則（第三十三条―第三十五条）
- 附則

第一章 総則

（南極特別保護地区）

第一条 南極地域の環境の保護に関する法律（以下「法」という。）第三条第五号の環境省令で定める南極特別保護地区は、別記のとおりとする。

（漁業法等の規定に基づく農林水産省令の規定）

第二条 南極地域の環境の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第二号の環境省令で定める農林水産省令の規定は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第九十条
- 二 漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十一条
- 三 漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十三条

（特定活動に該当する行為）

第三条 法第三条第六号イの環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 南極水産動植物採捕（南極地域の海域に生息し、又は生育する水産動植物（以下この号において単に「水産動植物」という。）の採捕をいう。以下同じ。）に伴う水産動植物の混獲
- 二 南極水産動植物採捕に付随する探索及び集魚
- 三 南極水産動植物採捕を目的とした船舶の航行並びに当該航行に付随する物品の運搬及び船舶への補給
- 四 前三号に掲げるもののほか、前号に規定する船舶内にある者が当該船舶内においてする行為

第四条 法第三条第六号ロの環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 船舶の航行又は航空機の飛行に付随する物品の運搬及び船舶又は航空機への補給
- 二 前号に掲げるもののほか、南極地域の海域にある船舶又は航空機内にある者が当該船舶又は航空機内においてする行為

（南極環境構成要素）

第五条 法第三条第七号の環境省令で定める南極地域の環境の構成要素は、別表第一の上欄に掲げるものとする。

（南極哺乳類）

第六条 法第三条第十号の環境省令で定める哺乳綱に属する種は、別表第二に掲げる種とする。

（南極鳥類）

第七条 法第三条第十一号の環境省令で定める鳥綱に属する種は、別表第三に掲げる種とする。

（南極史跡記念物）

第八条 法第三条第十三号の環境省令で定める史跡及び歴史的記念物は、別表第四に掲げるものとする。

第二章 南極地域活動計画の確認

（締約国の相当法令の規定により許可等を受けてする南極地域活動に係る届出）

第九条 法第五条第三項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第一の届出書により行う。

（南極地域活動計画の確認の申請書）

第十条 法第六条第一項の規定により環境大臣に対し行う申請は、様式第一の二の申請書により行う。

2 前項の申請書には、南極地域活動を主宰しようとする者が法第六条第二項各号に該当しないことを説明した書面を添付しなければならない。

（南極哺乳類の捕獲等の区分、目的及び条件）

第十一条 法第七条第一項第二号の行為の区分は別表第五の上欄に掲げるものとし、同号の行為の目的は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、同号の条件は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（南極特別保護地区ごとの要件）

第十二条 法第七条第一項第三号の環境省令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる南極特別保護地区ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（学識経験のある者からの意見聴取）

第十三条 環境大臣は、法第八条第四項の規定により学識経験のある者の意見を聴くときは、次条の南極地域活動計画確認検討委員名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

（南極地域活動計画確認検討委員名簿）

第十四条 環境大臣は、南極地域に関し専門の学識経験のある者のうちから、南極地域活動計画確認検討委員を委嘱して南極地域活動計画確認検討委員名簿を作成し、これを公表するものとする。

（南極環境構成要素の観測又は測定の方法）

第十五条 法第八条第五項の規定により行う南極環境構成要素の観測又は測定は、別表第一の上欄に掲げる南極環境構成要素の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる対象から環境大臣があらかじめ指定するものにつき、同表の下欄に掲げる方法から環境大臣があらかじめ指定するものにより、南極地域の環境の保護の観点から必要な限度において環境大臣があらかじめ指定する頻度で行うものとする。

（公告の方法）

第十六条 法第九条第一項の規定により環境大臣が行う公告は、官報により行うものとする。

（公告する事項）

第十七条 法第九条第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 申請書及び法第六条第三項に規定する図書の縦覧の場所
- 三 法第九条第二項の意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先
- 四 その他環境大臣が縦覧を適正に行うため必要と認める事項
(承継の届出)

第十八条 法第十条第一項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第二の一の届出書により行う。

2 法第十条第三項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第二の一の届出書に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行う。

- 一 申請者について相続があった場合 相続があったことを証する書面
 - 二 申請者について合併があった場合 合併後存続する法人又は合併により設立した法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 三 申請者について分割があった場合 分割により当該業務を承継した法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 第一項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者となろうとする者について、前項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者の地位を相続、合併又は分割(申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰する業務を承継させるものに限る。)により承継しようとする者について準用する。この場合において、第一項及び前項中「届出は」とあるのは「承認の申請は」と、「第二の一の届出書」とあるのは「第二の二の申請書」と、前項中「申請者」とあるのは「確認を受けた南極地域活動に係る主宰者」と読み替えるものとする。

(行為者証の交付等)

第十九条 法第十一条第五項の規定による行為者証の交付の申請は、様式第二の三の申請書により行う。

- 2 法第十一条第五項の行為者証(以下この条において単に「行為者証」という。)の様式は、様式第三のとおりとする。
- 3 法第十一条第六項の規定による行為者証の再交付の申請は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に、行為者証を亡失し、又は滅失した事情を記載した書類を添付して、環境大臣に提出して行うものとする。

- 一 申請をしようとする者が主宰者である場合
 - イ 第一項第一号及び第二号に掲げる事項
 - ロ 亡失又は滅失した行為者証に係る行為者の氏名
 - ハ 亡失又は滅失した行為者証の番号及び交付年月日
- 二 申請をしようとする者が行為者である場合
 - イ 当該行為者の住所及び氏名
 - ロ 亡失又は滅失した行為者証の番号及び交付年月日

第三章 南極地域における行為の制限

(生きていない個体の持込みが禁止されない場合等)

第二十条 法第十四条第一項の環境省令で定める検査を受けている場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該検査を受けている個体(これらの個体の一部を含むものとし、これらの加工品を除く。以下この条において同じ。)が家きんのものである場合とする。

- 一 ニューカッスル病、結核及び真菌病の有無について動物検疫所の検査を受けている場合
 - 二 環境保護に関する南極条約議定書(以下「議定書」という。)の締約国において前号に掲げる検査に相当する検査を受けている場合
- 2 法第十四条第一項の環境省令で定める場合は、南極地域に持ち込む個体が家きん又はC a n i s 属(イヌ属)の種の個体以外のものである場合とする。

(生きていない生物の持込みが禁止されない場合)

第二十一条 法第十四条第二項第二号ロの環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 南極地域に持ち込む生きていない生物(ウイルスを含む。以下この条において同じ。)が南極地域にある間船舶内又は航空機内にある場合
- 二 南極水産動植物採捕の用に供するために持ち込む場合
- 三 人体内に通常あり、又は人体若しくは船舶その他の物件に通常付着している生きていない生物を持ち込む場合
(処分が禁止される放射性物質)

第二十一条の二 令第二条第一号の環境省令で定めるものは、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する放射性同位元素、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)第一条第一号から第五号までに掲げるもの(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第四十四条に定める限度を超えない核原料物質を除く。)及びこれらにより汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第六十一条の二第一項の確認を受けたもの又は放射性同位元素等の規制に関する法律第三十三条の三第一項の確認を受けたものを除く。)とする。

(焼却の方法に関する基準)

第二十二条 法第十六条第一号の環境省令で定める焼却の方法に関する基準は、焼却設備の排出口から火炎及び環境大臣が定める方法により測定した汚染度が五十パーセントを超える黒煙を出さない焼却方法により焼却することとする。

(処分が禁止される液状の廃棄物の基準)

第二十三条 令第三条第四号の環境省令で定める基準は、別表第七の上欄に掲げる物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値を超えないこととする。

2 前項に規定する基準値は、環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(内陸の方向に遠く隔たった地域)

第二十四条 法第十六条第二号の環境省令で定める地域は、海岸又は氷棚の先端から内陸に向かって五キロメートル以上離れた地域であって、氷床に覆われたもの(当該地域にある氷床に囲まれた露岩地域を含む。)とする。

(埋立ての方法に関する基準等)

第二十五条 法第十六条第二号の環境省令で定める埋立ての方法に関する基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

- 一 前条で規定する地域にある常設の建築物内においてする行為又は当該建築物を拠点としてする行為に伴って生ずる液状廃棄物以外の液状廃棄物を埋め立てるものでないこと。
- 二 前条で規定する地域にある氷床に囲まれた露岩地域に埋め立てるものでないこと。
- 三 当該液状廃棄物が流出しないように埋め立てること。

2 法第十六条第二号の規定により液状廃棄物を処分するに当たっては、氷の消耗が著しい地域を終点とする既知の氷の流線上を避けるよう努めるものとする。

(海域への排出ができる液状廃棄物の基準)

第二十六条 令第四条第二号の環境省令で定める基準は、別表第八の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準値に適合することとする。

2 前項に規定する基準値は、環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(海域への排出の方法に関する基準等)

第二十七条 法第十六条第三号で定める排出の方法に関する基準は、液状廃棄物に含まれる固形状の物が溶解するまで貯留する処理を行い排出することとする。

2 法第十六条第三号の規定により液状廃棄物を南極地域の陸域から海域に排出するに当たっては、液状廃棄物の初期希釈及び急速な拡散のための条件を備えている海域に排出するよう努めるものとする。

第二十八条 削除

(廃棄物の除去に伴う影響がその遺棄に伴う影響よりも大きいと認められる場合)

第二十九条 法第十六条第四号に規定する廃棄物を除去することによる南極環境影響の程度がそれを遺棄することによる南極環境影響の程度よりも大きいと認められる場合として環境省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 建築物（燃料、衣類、食料その他当該建築物の中にある物品を含む。）、機械又はドラム缶の全体が氷雪に埋もれた場合

二 ラジオゾンデ、測風気球その他の気象測器並びに電離層の諸現象並びに宇宙線の観測に用いる器具、器械及び装置（以下この号において「気象測器等」という。）を気象、電離層の諸現象又は宇宙線の観測の用に供するために南極地域において飛ばし、当該気象測器等の回収のために探索する必要がある場合

(やむを得ず、かつ、南極環境影響の程度が軽微な場合等)

第三十条 法第十六条第五号に規定する南極地域において行為をする上でやむを得ず、かつ、南極環境影響の程度が軽微であるとして環境省令で定めるものは、南極地域の陸域（常設の建築物内を除く。）において生ずるし尿の処分とする。

2 前項のし尿については、できる限り活動の拠点である常設の建築物又は船舶に持ち帰るよう努めるものとする。

(持込みに伴う南極環境影響の程度が軽微な場合)

第三十一条 法第十八条の環境省令で定める南極環境影響の程度が軽微な場合は、同条に規定する南極地域への持込みが禁止される物が南極地域にある間船舶内又は航空機内にある場合とする。

第四章 監督

(法第二十二条第三項の証明書の様式)

第三十二条 法第二十二条第三項の証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

第五章 雑則

(やむを得ない事由がある行為)

第三十三条 法第二十四条第二項の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 南極地域にある建築物又は船舶、航空機、車両若しくは発電機その他の機械であつて、南極地域における生活に必要なものを維持又は修理するために緊急時においてやむを得ずする行為

二 次の各号のいずれかに掲げる事態が生じ、又は生じるおそれのある場合であつて、当該事態を除去し、又は当該事態の発生を回避するために緊急時においてやむを得ずする行為

イ 南極地域の気候の自然な変動に影響を及ぼす事態

ロ 南極地域の大気著しい汚染、水質著しい汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の著しい悪化を含む。）又は土壌の著しい汚染の原因となる事態

ハ 南極地域の大気の組成を変化させ、土地（海底を含む。）若しくは氷床の形質を著しく変更し、又は河川、湖沼等の水位若しくは水量に著しい増減を及ぼす事態

ニ 南極地域に生息し、又は生育する動植物の種について、その種の個体の主要な生息地又は生育地を消滅させる事態、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数を著しく減少させる事態その他のその種の個体の生息状態又は生育状態に著しく影響を及ぼす事態

ホ 南極地域の固有の価値であつて重要なものを有する地域において、当該価値を著しく減ずる事態

2 法第二十四条第三項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第五の報告書により行う。

(法第二十六条第二項の証明書の様式)

第三十四条 法第二十六条第二項の証明書の様式は、様式第六のとおりとする。

(書類の経由)

第三十五条 この省令の規定により環境大臣に提出する書類は、国外にあっては領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）を経由して提出することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一章（第八条を除く。）、第二章、第三十五条及び附則第四条の規定 法附則第一条第一号に定める日

二 第八条の規定 議定書附属書Vが日本国について効力を生ずる日

三 第二十一条及び附則第三条の規定 法附則第一条第三号に定める日

四 前三号に掲げる規定以外の規定 法附則第一条第四号に定める日

(南極特別保護地区に関する経過規定)

第二条 法附則第一条第二号に定める日が同条第三号に定める日後である場合における同号に定める日から同条第二号に定める日の前日までの間における第一条の規定の適用については、同条中「別記のとおり」とあるのは、「別記第一南極特別保護地区から第十四南極特別保護地区までのとおり」とする。

(法附則第六条第三項で定める事項等)

第三条 法附則第六条第三項の環境省令で定める事項は、同条第二項に規定する南極地域活動の目的、時期、場所及び内容とする。

2 法附則第六条第三項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第四に定める報告書により行う。

(議定書附属書V発効前の南極特別保護地区に係る条件)

第四条 法附則第七条の規定により読み替えて適用することとされた法第七条第一項第三号の条件は、次に掲げるものとする。

一 南極特別保護地区の生態系の保存に支障を及ぼすものでないこと。

二 科学的調査のため欠くことができないものであること。

附 則（平成一二年八月一四日総理府令第九四号）抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日環境省令第一二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月一九日環境省令第二三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年十月二十日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた法第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、法第七条第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年八月一六日環境省令第一九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年九月十六日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた法第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、法第七条第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年三月四日環境省令第三号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日環境省令第二七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた法第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、法第七条第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年九月二二日環境省令第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十八号）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成一八年九月二一日環境省令第二六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号。次条において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、法第七条第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年一一月一〇日環境省令第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年十二月十一日から施行する。

（経過措置）

第六条 この省令の施行の際現に南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号。以下「南極環境保護法」という。）第七条第一項の確認を受けている者又は確認の申請をしている者の当該確認又は当該申請に係る南極地域活動（南極環境保護法第三条第三号に規定する南極地域活動をいう。）において行う液状廃棄物（南極環境保護法第十六条第二号に規定する液状廃棄物をいう。以下同じ。）の海域への排出に係る液状廃棄物について南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第二十六条に規定する基準については、施行日から六月間は、第四条の規定による改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第八の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 この省令の施行前にした行為及びこの省令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年三月三〇日環境省令第八号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年四月二〇日環境省令第一一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附 則（平成一九年八月九日環境省令第一八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年九月一一日環境省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号。次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年七月一六日環境省令第七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号。次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年八月一二日環境省令第一七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした南極地域の環境の保護に関する法律第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年九月二九日環境省令第二〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年一一月二二日環境省令第三五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年八月二七日環境省令第一八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年五月三〇日環境省令第二〇号）

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

附 則（平成二六年八月六日環境省令第二四号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、この省令による改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年九月一日環境省令第三〇号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年九月八日環境省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年八月二二日環境省令第二一号）

この省令は、平成二十八年八月三十日から施行する。

附 則（平成二九年八月二四日環境省令第二〇号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年八月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年八月九日環境省令第一五号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年八月十日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年八月三〇日環境省令第四号）

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条本文に掲げる規定の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

附 則（令和元年一〇月七日環境省令第九号）

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年十月九日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月二九日環境省令第一七号）

この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月一日環境省令第二九号）

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則（令和三年九月二二日環境省令第一四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年九月二十二日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和四年一〇月一九日環境省令第二五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年十月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年一一月九日環境省令第一五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

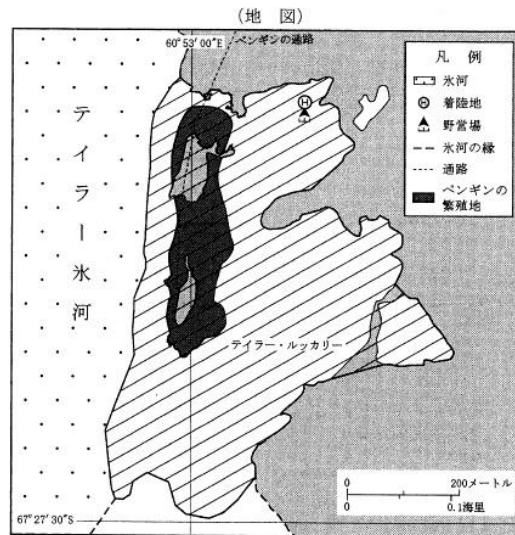
第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別記(第一条関係)

第一南極特別保護地区

マック・ロバートソン・ランドのテイラー・ルッカリー

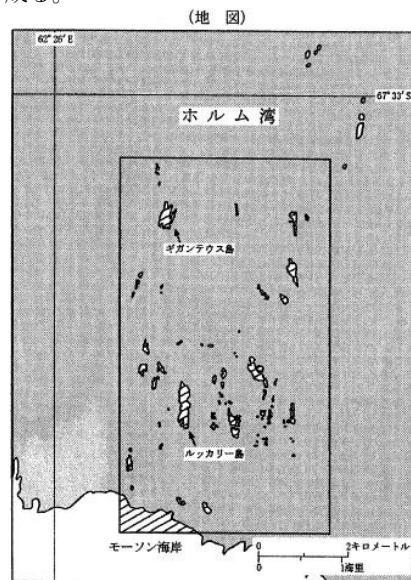
この地区は、南緯67度27分4秒東経60度52分58秒の地点を起点とし、同地点と南緯67度27分17秒東経60度53分29秒の地点を結ぶモーソン海岸の海岸線、同地点と南緯67度27分17秒東経60度53分31秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分21秒東経60度53分27秒の地点を結ぶモーソン海岸の東にある島の東海岸線、同地点と南緯67度27分22秒東経60度53分19秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分27秒東経60度53分7秒の地点を結ぶモーソン海岸の海岸線、同地点と南緯67度27分29秒東経60度53分4秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分29秒東経60度53分2秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分30秒東経60度53分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分29秒東経60度52分57秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分29秒東経60度52分55秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分28秒東経60度52分54秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分27秒東経60度52分51秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分27秒東経60度52分49秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分28秒東経60度52分48秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分28秒東経60度52分47秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分28秒東経60度52分46秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分28秒東経60度52分46秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分24秒東経60度52分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分20秒東経60度52分50秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分19秒東経60度52分49秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分18秒東経60度52分50秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分5秒東経60度52分57秒の地点を結ぶ氷崖の東端の線、及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第二南極特別保護地区

ホルム湾のルッカリー諸島

この地区は、南緯67度33分45秒の緯度線、東経62度34分38秒の経度線、南緯67度38分10秒の緯度線及び東経62度28分の経度線により囲まれた区域にある諸島及び岩場(次の地図の斜線部分)から成る。

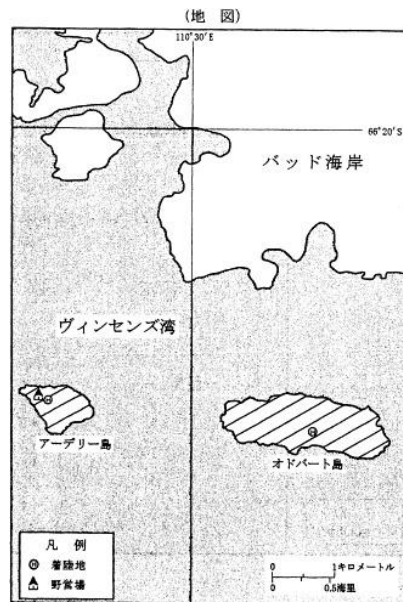


第三南極特別保護地区

バッド海岸のアーデリー島及びオドバート島

この地区は、ヴィンセンズ湾の沖合にあるアーデリー島及びオドバート島(次の地図の

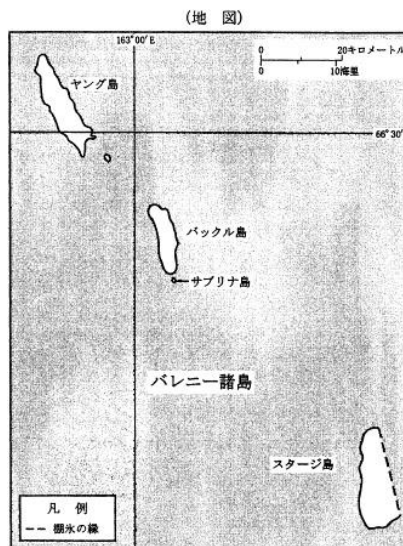
斜線部分)から成る。



第四南極特別保護地区

バレンジー諸島のサブリーナ島

この地区は、バレンジー諸島の中のバックル島の南約3キロメートルのところにあるサブリーナ島から成る。

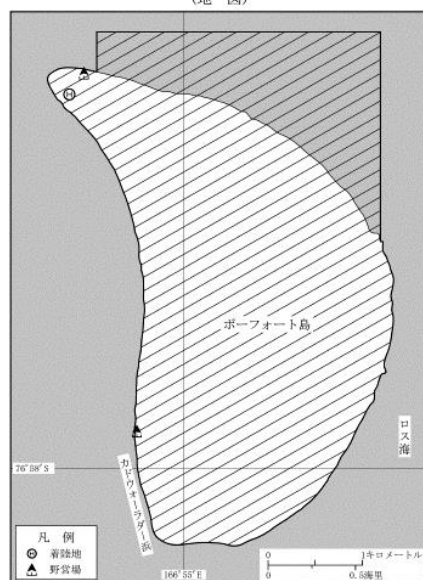


第五南極特別保護地区

ロス海のボーフォート島

この地区は、ロス島の北約37キロメートルのところにあるボーフォート島並びに同島の北海岸線、東経166度52分49秒の経度線、南緯76度55分30秒の緯度線及び東経167度の経度線により囲まれた海域(次の地図の斜線部分)から成る。

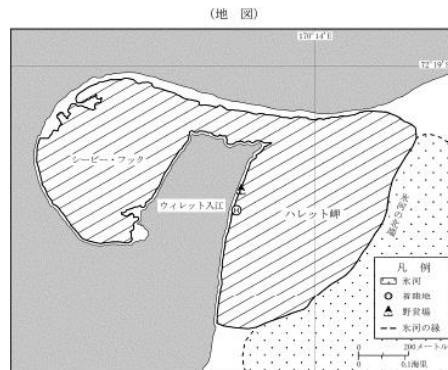
(地図)



第六南極特別保護地区

ヴィクトリア・ランドのハレット岬

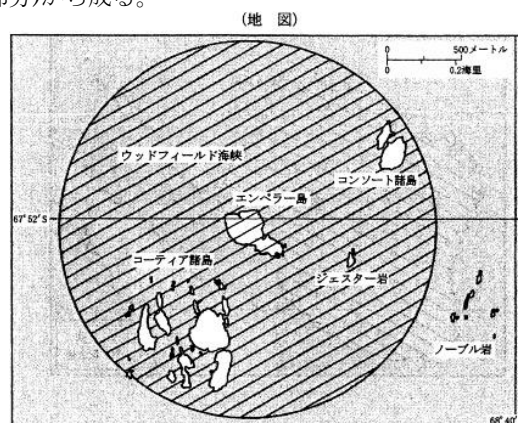
この地区は、ハレット岬の北海岸にある南緯72度19分5秒東経170度14分35秒の地点を起点とし、同地点から氷河の北端の線を南西に進み、南緯72度19分28秒東経170度13分25秒の地点に至り、同地点からハレット岬の海岸線を北に進み、南緯72度19分15秒東経170度12分59秒の地点に至り、同地点からペンギンの繁殖地から5メートル離れたところにある線を南に進み南緯72度19分19秒東経170度12分54秒の地点に至り、同地点から海岸線を北西に進み南緯72度19分8秒東経170度12分22秒の地点に至り、同地点から南緯72度19分8秒東経170度12分25秒の地点に至り、同地点からペンギンの繁殖地から5メートル離れたところにある線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第七南極特別保護地区

南極半島のマルグリット湾のディオン諸島のエンペラー島

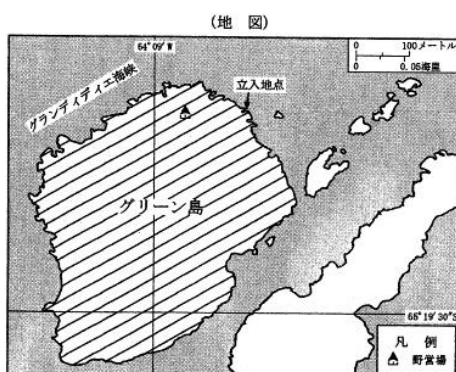
この地区は、アデレイド島の南西端から南約13.5キロメートルのところにあるエンペラー島及び同島の中心(南緯67度52分2秒西経68度42分31秒)から1,250メートル以内の海域(次の地図の斜線部分)から成る。



第八南極特別保護地区

南極半島のベルトロ諸島のグリーン島

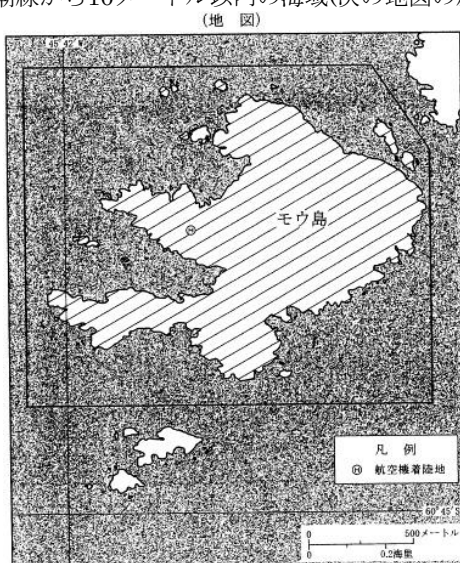
この地区は、南極半島のグレアム海岸から西約3キロメートルのところにあるベルトロ諸島の中のグリーン島の低潮線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第九南極特別保護地区

サウス・オークニー諸島のモウ島

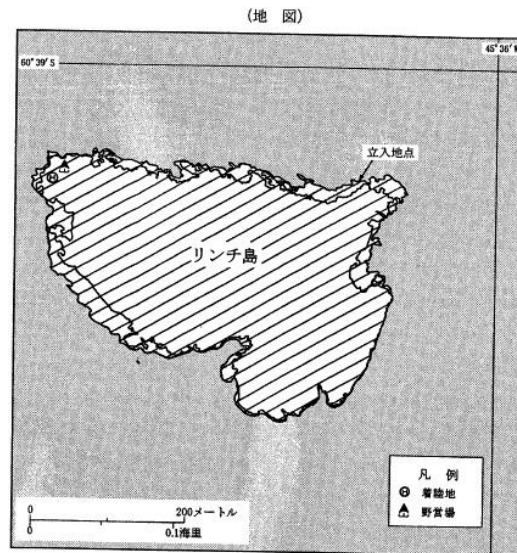
この地区は、南緯60度43分40秒の緯度線、南緯60度43分40秒西経45度40分30秒の地点と南緯60度43分55秒西経45度40分10秒の地点とを結ぶ直線、西経45度40分10秒の経度線、南緯60度44分40秒の緯度線及び西経45度42分15秒の経度線により囲まれた区域にある陸地及びその低潮線から10メートル以内の海域(次の地図の斜線部分)から成る。



第十南極特別保護地区

サウス・オークニー諸島のリンチ島

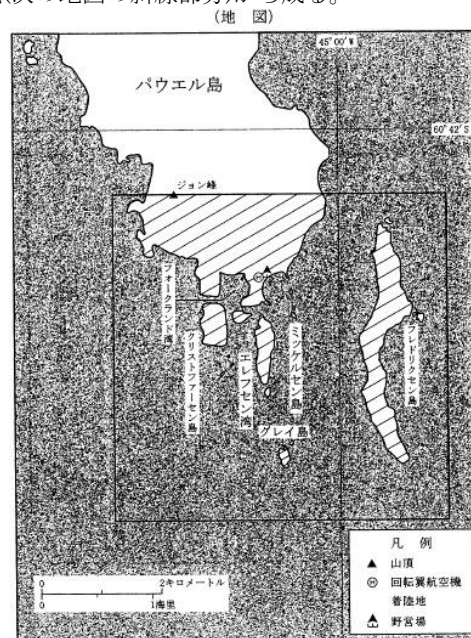
この地区は、サウス・オークニー諸島の中のコロネーション島の南約200メートルのところにあるリンチ島の低潮線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第十一南極特別保護地区

サウス・オークニー諸島のパウエル島南部及びその近隣の諸島

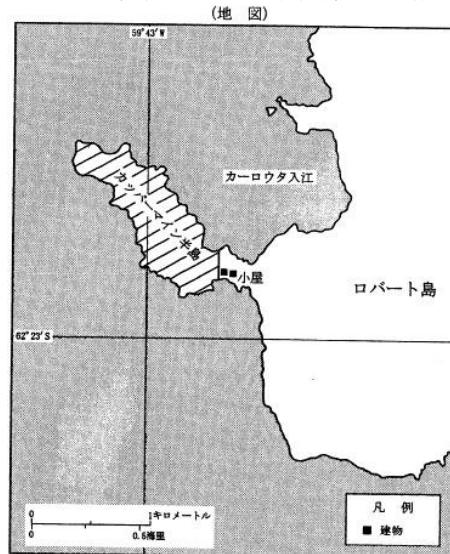
この地区は、南緯60度42分35秒の緯度線、西経44度58分の経度線、南緯60度45分30秒の緯度線及び西経45度4分の経度線により囲まれた区域にある陸地及び低潮線から10メートル以内の海域(次の地図の斜線部分)から成る。



第十二南極特別保護地区

ロバート島の銅マイン半島

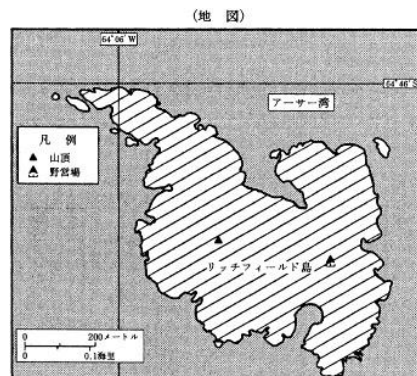
この地区は、銅マイン半島南東部の地峡にある二つの小屋のうち、西側のものの西端から西約100メートルの地点を通る西経59度42分18秒の経度線及び銅マイン半島の海岸線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第十三南極特別保護地区

パーマー群島のアーサー湾のリッチフィールド島

この地区は、アンヴァース島の南西の沖合にあるリッチフィールド島(次の地図の斜線部分)から成る。

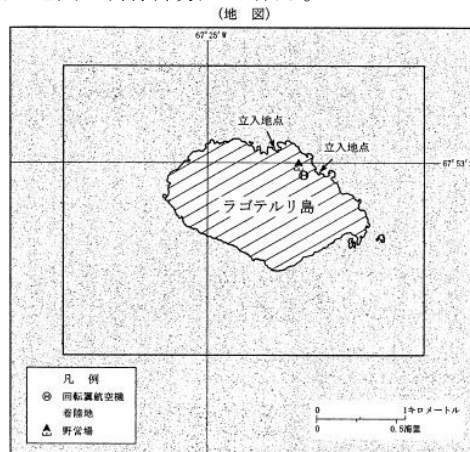


第十四南極特別保護地区 削除

第十五南極特別保護地区

グレアム・ランドのマルグリット湾のラゴテルリ島

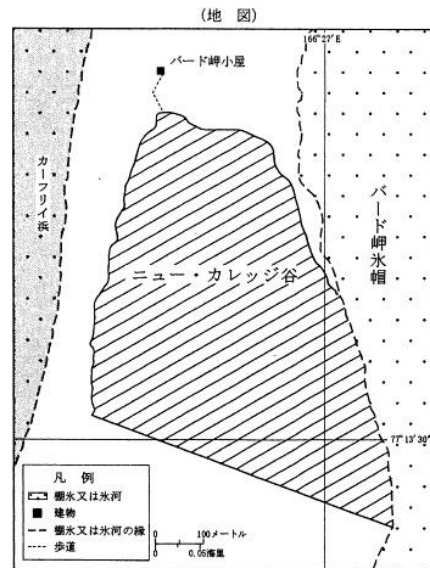
この地区は、南緯67度52分30秒の緯度線、西経67度22分の経度線、南緯67度54分の緯度線及び西経67度27分の経度線により囲まれた区域にある陸地及びその低潮線から10メートル以内の海域(次の地図の斜線部分)から成る。



第十六南極特別保護地区

ロス島のバード岬のカーフリイ浜のニュー・カレッジ谷

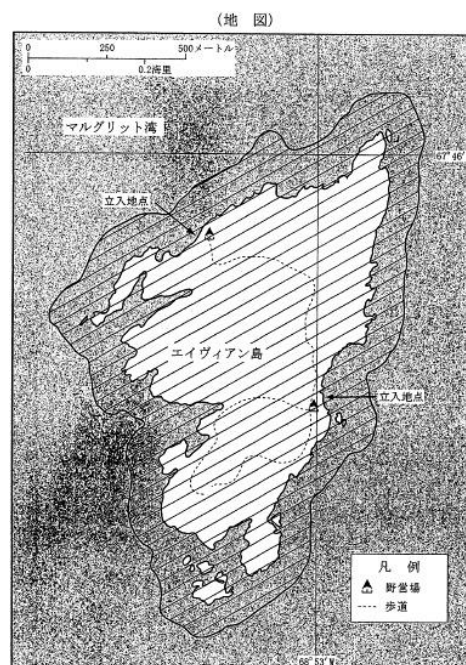
この地区は、バード岬小屋から南に約100メートルの地点(南緯77度13分8秒東経166度26分9秒)を起点として、同地点から稜線を南東に進み、南緯77度13分20秒東経166度27分5秒の地点に至り、同地点からバード岬氷帽の西端の線を南南東に進み、南緯77度13分36秒東経166度27分22秒の地点に至り、同地点から西方、北から71度の方角に引いた直線を西北西に進み、カーフリイ浜の東の崖にある地点(南緯77度13分28秒東経166度25分49秒)に至り、同地点から当該崖線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第十七南極特別保護地区

南極半島のマルグリット湾北西部のエイヴィアン島

この地区は、マルグリット湾北西部にあるアデレード島南西端から南約400メートルのところにあるエイヴィアン島及び同島の海岸線から100メートル以内の海域(次の地図の斜線部分)から成る。



第十八南極特別保護地区 削除

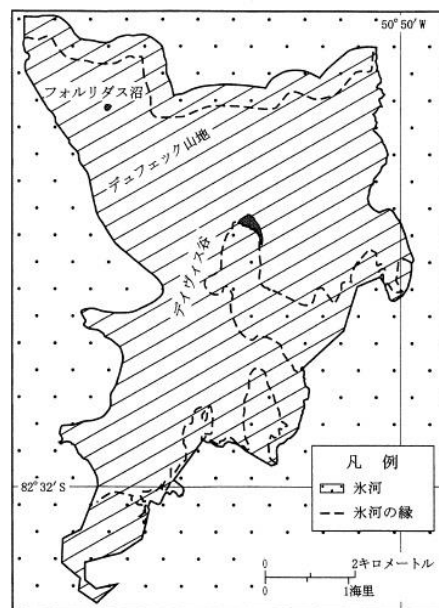
第十九南極特別保護地区

フォルリダス沼及びデイヴィス谷

この地区は、南緯82度26分23秒西経51度24分16秒の地点を起点とし、同地点から氷河の縁から500メートル離れたところにある線を東進し、南緯82度26分45秒西経50度53分40秒の地点に至り、同地点から南緯82度26分45秒の緯度線を東進し、南緯82度26分45秒西経50度52分13秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南進し、南緯82度29分30秒西経50度51分58秒の地点に至り、同地点から西方、北から115度の方角に引いた直線を西南西に進み、南緯82度29分37秒西経50度54分の地点に至り、同地点から西方、北から163度の方角に引いた直線を南南西に進み、南緯82度30分9秒西経50度55分11秒の地点に至り、同地点から西方、北から131度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度30分34秒西経50度58分58秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南進し、南緯82度31分44秒西経51度1分53秒の地点に至り、同地点から西方、北から59度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯82度31分34秒西経51度4分5秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、南緯82度31分27秒西経51度8分11秒の地点に至り、同地点から西方、北から139度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度31分50秒西経51度10分54秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南進し、南緯82度32分17秒西経51度13分7秒の地点に至り、同地点から西方、北から165度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度32分38秒西経51度13分51秒の地点に至り、同地点から西方、北から128度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度32分52秒西経51度16分13秒の地点に至り、同地点から西方、北から98度の方角に引いた直線を西進し、南緯82度32分56秒西経51度19分の地点に至り、同地点から西経51度19分の経度線を南進し、南緯82度33分8秒西経51度19分の地点に至り、同地点から東方、北から126度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯82度33分14秒西経51度18分の地点に至り、同地点から東方、北から79度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯82度33分10秒西経51度16分7秒の地点に至り、同地点から西方、北から145度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯82度33分24秒西経51度18分の地点に至り、同地点から西方、北から58度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯82度33分15秒西経51度19分40秒の地点に至り、同地点から東方、北から12度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯82度33分6秒西経51度19分27秒の地点に至り、同地点から西方、北から57度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯82度32分56秒西経51度21分16秒の地点に至り、同地点から西経51度21分16秒の経度線を北進し、南緯82度32分38秒西経51度21分16秒の地点に至り、同地点か

ら東方、北から70度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯82度32分32秒西経51度19分40秒の地点に至り、同地点から東方、北から25度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯82度32分西経51度17分53秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を北西に進み、南緯82度26分39秒西経51度24分16秒の地点に至り、同地点から西経51度24分16秒の経度線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

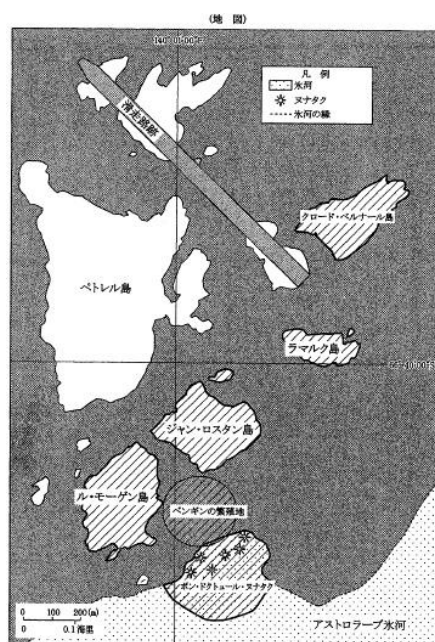
(地図)



第二十南極特別保護地区

ポイント・ジオロジー群島

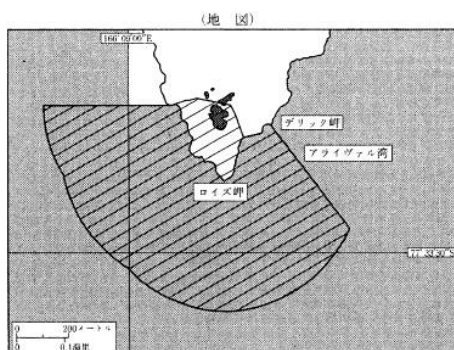
この地区は、ポイント・ジオロジー群島にあり、クロード・ベルナール島、ラマルク島、ジャン・ロスタン島、ル・モーゲン島、ボン・ドクトュール・ヌナタク並びにジャン・ロスタン島、ル・モーゲン島及びボン・ドクトュール・ヌナタクに囲まれたペンギンの繁殖地の中心(南緯66度40分17秒東経140度1分6秒)から130メートル以内の区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第二十一南極特別保護地区

ロス島のロイズ岬

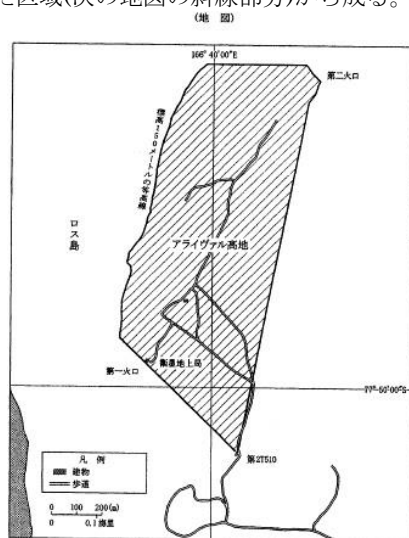
この地区は、南緯77度33分12秒東経166度9分25秒の地点を起点とし、同地点と南緯77度33分11秒東経166度9分33秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分11秒東経166度9分35秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分11秒東経166度9分39秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分12秒東経166度9分59秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分13秒東経166度10分2秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分15秒東経166度10分6秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分16秒東経166度10分7秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分14秒東経166度10分22秒の地点を結ぶロイズ岬の海岸線、同地点と南緯77度33分27秒東経166度11分8秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分12秒東経166度8分10秒の地点を結ぶロイズ岬の最大高潮時海岸線から500メートル離れたところにある線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第二十二南極特別保護地区

ロス島のハット半島のアライヴァル高地

この地区は、第2T510地点(南緯77度50分8.4秒東経166度40分16.4秒)を起点とし、同地点から第一火口を越えて北西に進み、南緯77度49分53.8秒東経166度39分3.9秒の地点に至り、同地点から標高150メートルの等高線を北北東に進み、南緯77度49分18.6秒東経166度39分56.1秒の地点に至り、南緯77度49分18.6秒の緯度線を東に進み、南緯77度49分18.6秒東経166度40分56.9秒の地点に至り、第二火口の北の縁の線を南に進み、南緯77度49分23.4秒東経166度40分59秒に至り、同地点と起点を結ぶ直線を南南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

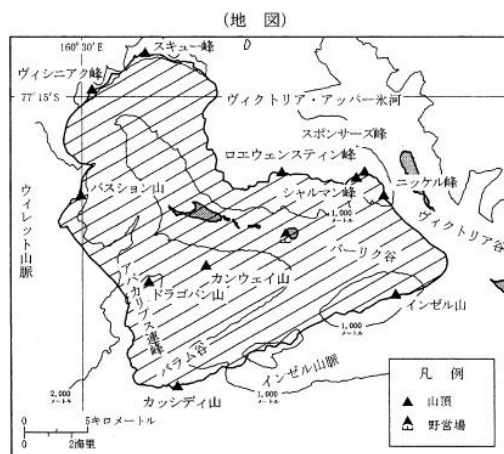


第二十三南極特別保護地区

ヴィクトリア・ランドのバーリク谷

この地区は、ヴィクトリア・ランドにあるロス海沿岸より内陸約65キロメートルのと

ころにあり、パーリク谷の東端(南緯77度22分7秒東経161度40分18秒)を起点とし、同地点からインゼル山脈の稜線を南西に進み、インゼル山頂(南緯77度23分30秒東経161度30分44秒)を経由し、バラム谷の西端(南緯77度27分10秒東経160度40分)に至り、同地点からバラム谷の崖線を北北東に進み、アバカリプス連峰の西端(南緯77度25分12秒東経160度42分42秒)の地点に至り、同地点からウィレット山脈の稜線を北西に進み、バスション山(南緯77度19分18秒東経160度29分23秒)に至り、同地点からウィレット山脈の稜線を北東に進み、スキュー峰(南緯77度13分10秒東経160度42分4秒)に至り、同地点から稜線を南東に進み、南緯77度18分57秒東経161度の地点に至り、同地点からヴィクトリア・アッパー氷河の分水線を東に進み、スポンサーズ峰(南緯77度18分12秒東経161度24分24秒)に至り、同地点からパーリク谷の分水線を南東に進み、ニッケル峰(南緯77度19分13秒東経161度25分15秒)を経由し、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



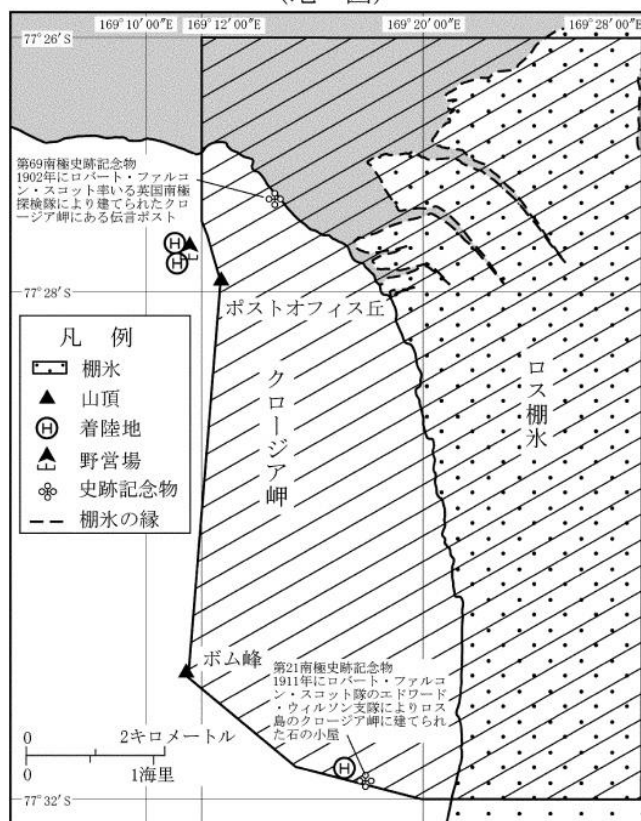
第二十四南極特別保護地区

ロス島のクロージア岬

この地区は、クロージア岬の北海岸にある地点(南緯77度27分27秒東経169度12分)を起点とし、同地点から東経169度12分の経度線を北に進み、南緯77度26分東経169度12分の地点に至り、同地点から南緯77度26分の緯度線を東に進み、南緯77度26分東経169度28分の地点に至り、同地点から東経169度28分の経度線を南に進み、南緯77度32分東経169度28分の地点に至り、同地点から南緯77度32分の緯度線を西に進み、南緯77度32分東経169度20分の地点に至り、同地点から西方、北から75度の方角に引いた直線を西北西に進み、南緯77度31分45秒東経169度25分23秒の地点に至り、同地点から西方、北から52度

の方角に引いた直線を北西に進み、ボム峰(南緯77度31分東経169度11分30秒)に至り、同地点から東方、北から5度の方角に引いた直線を北北東に進み、ポスト・オフィス丘(南緯77度27分55秒東経169度12分40秒)に至り、同地点から西方、北から16度の方角に引いた直線を北北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

(地 図)



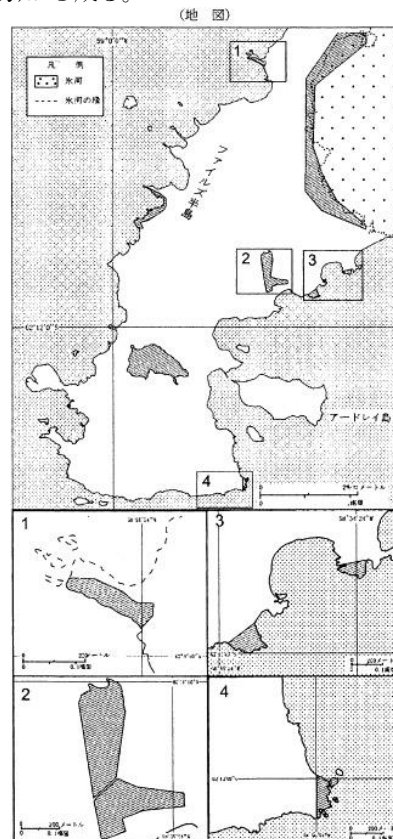
第二十五南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のファイルズ半島

この地区は、ファイルズ半島西部にあり、南緯62度12分30秒西経58度59分10秒の地点を起点とする標高55mの等高線に囲まれた区域、南緯62度11分30秒西経58度56分24秒の地点を起点とし、同地点と南緯62度11分14秒西経58度56分29秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度11分15秒西経58度56分12秒の地点を結ぶ標高80メートルの等高線、同地点と南緯62度11分26秒西経58度56分15秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯62度11分37秒西経58度56分21秒の地点を起点とし、同地点と南緯62度11分30秒西経58度56分24秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度11分27秒西

経58度56分15秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度11分28秒西経58度56分8秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度11分29秒西経58度55分50秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度11分31秒西経58度55分50秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度11分32秒西経58度56分5秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度11分33秒西経58度56分13秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度11分36秒西経58度56分12秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯62度9分15秒西経58度55分25秒の地点を起点とし、同地点と南緯62度8分45秒西経58度54分40秒の地点を結ぶ直線、南緯62度8分45秒の緯度線、西経58度54分の経度線、南緯62度8分52秒西経58度54分の地点と南緯62度9分20秒西経58度55分13秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分西経58度55分15秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分20秒西経58度55分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分36秒西経58度54分40秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分52秒西経58度54分の地点を結ぶ直線、西経58度54分の経度線、南緯62度10分55秒西経58度54分の地点と南緯62度10分42秒西経58度55分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分30秒西経58度55分25秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯62度13分39秒の緯度線、西経58度56分44秒の経度線、南緯62度13分48秒の緯度線、西経58度56分54秒の経度線により囲まれた区域にあるファイルズ半島の一部及び諸島、マックスウェル湾の海岸線及び南緯62度11分38秒西経58度55分22秒の地点と南緯62度11分34秒西経58度55分10秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域、マックスウェル湾の海岸線及び南緯62度11分22秒西経58度54分33秒の地点と南緯62度11分21秒西経58度54分20秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯62度9分1秒西経58度56分42秒の地点を起点とし、同地点と南緯62度9分1秒西経58度56分36秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度9分4秒西経58度56分22秒の地点を結ぶ標高5mの等高線、同地点と南緯62度9分5秒西経58度56分22秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度9分7秒西経58度56分25秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ海岸線により囲まれた区域並びに南緯62度10分27秒西経58度59分13秒の地点を起点とし、同地点と南緯62度10分28秒西経58度59分7秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分30秒西経58度59分1秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分31秒西経58度58分53秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分35秒西経58度58分44秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分39秒西経58度58分44秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分42秒西経58度58分46秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分44秒西経58度58分51秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分49秒西経58度59分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分49秒西経58度59分12秒

の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分51秒西経58度59分20秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分54秒西経58度59分17秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分54秒西経58度59分23秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ海岸線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

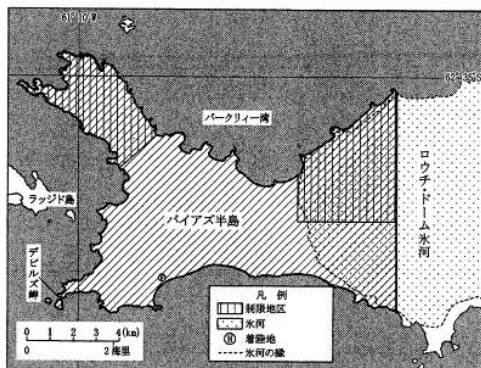


第二十六南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のリヴィングストン島のバイアズ半島

この地区は、バイアズ半島の低潮線から沖に10メートルの線及び西経60度53分45秒の経度線により囲まれた区域並びにデビルズ岬の南西約350メートルのところにある2つの小島(次の地図の斜線部分)から成る。

(地 図)

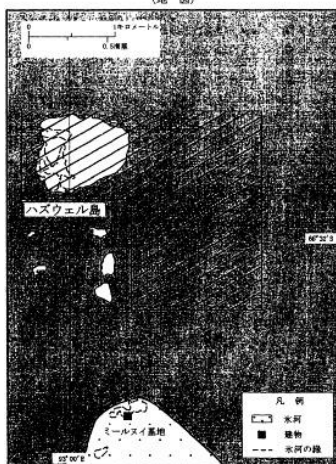


第二十七南極特別保護地区

ハズウェル島

この地区は、南緯66度31分10秒東経92度59分20秒の地点を起点とし、同地点から南緯66度31分10秒の緯度線を東進し、南緯66度31分10秒東経93度3分の地点に至り、同地点から東経93度3分の経度線を南進し、南緯66度32分30秒東経93度3分の地点に至り、同地点から南緯66度32分30秒の緯度線を西進し、南緯66度32分30秒東経93度1分の地点に至り、同地点から東経93度1分の経度線を北進し、南緯66度31分45秒東経93度1分の地点に至り、同地点から南緯66度31分45秒の緯度線を西進し、南緯66度31分45秒東経92度59分20秒の地点に至り、同地点から東経92度59分20秒の経度線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

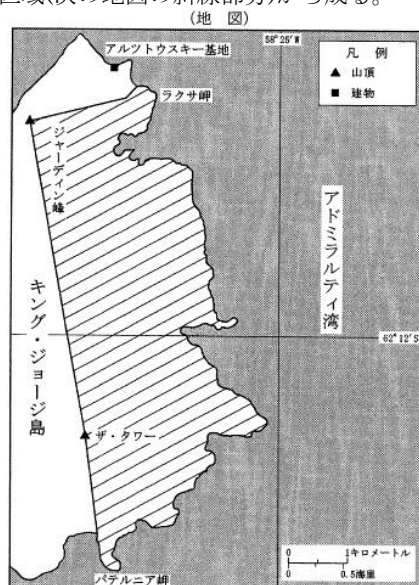
(地 図)



第二十八南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のアドミラルティ湾西岸

この地区は、キング・ジョージ島の南西部にあり、パテルニア岬の西端(南緯62度13分47秒西経58度28分37秒)を起点として、同地点から西方、北から8度の方角に引いた直線を北北西に進み、ザ・タワーの山頂(南緯62度12分55秒西経58度28分48秒)に至り、同地点から西方、北から10度の方角に引いた直線を北北西に進み、ジャーディン峰の北西の麓にある地点(南緯62度10分3秒西経58度29分54秒)に至り、同地点から東方、北から75度の方角に引いた直線を東北東に進み、南緯62度9分51秒西経58度28分3秒の地点に至り、同地点から東方、北から41度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯62度9分44秒西経58度27分49秒の地点に至り、同地点からキング・ジョージ島の海岸線を南に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

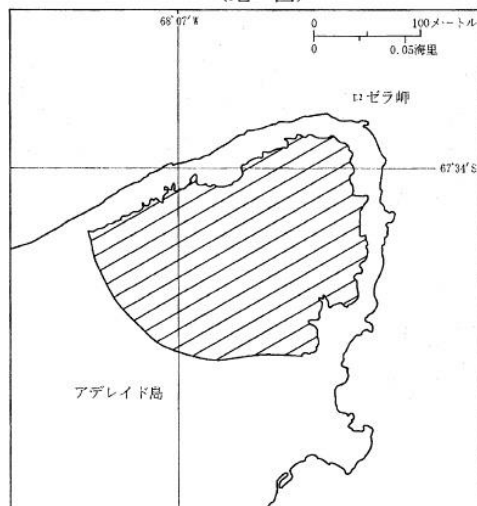


第二十九南極特別保護地区

アデレイド島のロゼラ岬

この地区は、アデレイド島東部のロゼラ岬の北東端(南緯67度33分59秒西経68度6分50秒)から230メートル以内にあり、かつ、標高5メートル以上の区域(次の地図の斜線部分)から成る。

(地 図)



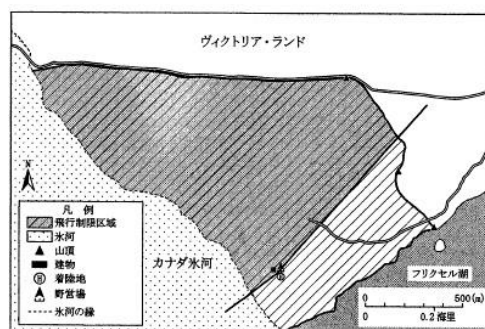
第三十南極特別保護地区 削除

第三十一南極特別保護地区

ヴィクトリア・ランドのテイラー谷のカナダ氷河

この地区は、カナダ氷河の東にあり、南緯77度36分25秒東経162度59分42秒の地点を起点とし、同地点から稜線を東に進み、南緯77度36分26秒東経163度3分44秒の地点に至り、同地点から分水線を南東に進み、南緯77度36分50秒東経163度4分53秒の地点に至り、同地点からフリクセル湖岸線を南西に進み、カナダ氷河の東端(南緯77度37分12秒東経163度3分38秒)に至り、同地点から当該氷河の北端の線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

(地 図)



第三十二南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のポッター半島

この地区は、キング・ジョージ島南西部のポッター半島の西海岸にある地点(南緯62度

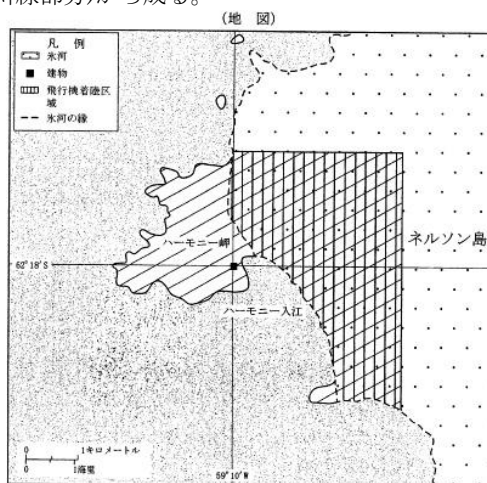
14分20秒西経58度40分48秒)を起点とし、同地点から崖の下端を南進し、南緯62度15分28秒西経58度36分5秒の地点に至り、同地点から海岸線を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第三十三南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のネルソン島西海岸のハーモニー岬

この地区は、ネルソン島の西海岸にある地点(南緯62度16分49秒西経59度10分)を起点とし、同地点から南緯62度16分49秒の緯度線を東進し、南緯62度16分49秒西経59度6分12秒の地点に至り、同地点から西経59度6分12秒の経度線を南進し、南緯62度19分24秒西経59度6分12秒の地点に至り、同地点から海岸線を西進し、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

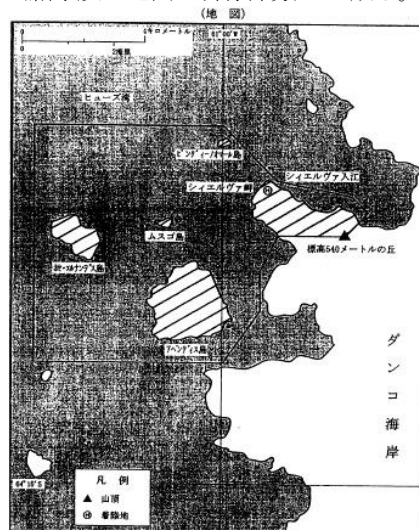


第三十四南極特別保護地区

南極半島のダンコ海岸のシエルヴァ岬

この地区は、南緯64度7分45秒西経61度7分43秒の地点を起点とし、同地点から南緯64度7分45秒の緯度線を東進し、南緯64度7分45秒西経61度の地点に至り、同地点から東方、北から135度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯64度9分6秒西経60度57分50秒の地

点に至り、同地点から東方、北から101度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯64度9分21秒西経60度54分38秒の地点に至り、同地点から東方、北から134度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯64度9分38秒西経60度53分59秒の地点に至り、同地点から西方、北から135度の方角に引いた直線を南西に進み、シエルヴァ岬の標高540メートルの丘の頂上(南緯64度10分1秒西経60度54分43秒)に至り、同地点から南緯64度10分1秒の緯度線を西進し、シエルヴァ岬の海岸にある地点(南緯64度10分1秒西経60度57分50秒)に至り、同地点から西方、北から152度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯64度10分41秒西経60度58分26秒の地点に至り、同地点から西経60度58分26秒の経度線を南進し、南緯64度11分23秒西経60度58分26秒の地点に至り、同地点から西方、北から143度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯64度12分30秒西経61度の地点に至り、同地点から南緯64度12分30秒の緯度線を西進し、南緯64度12分30秒西経61度7分43秒の地点に至り、同地点から西経61度7分43秒の経度線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域にあるシエルヴァ岬の一部及び諸島(次の地図の斜線部分)から成る。



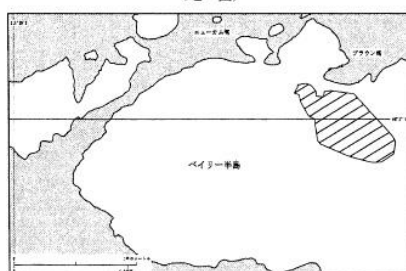
第三十五南極特別保護地区

ウィルクス・ランドのバッド海岸のベイリー半島北東部

この地区は、南緯66度16分52秒東経110度32分7秒の地点を起点とし、同地点と南緯66度16分51秒東経110度32分12秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度16分52秒東経110度32分16秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度16分53秒東経110度32分19秒の地点を結ぶ直線、東経110度32分19秒の経度線、南緯66度16分55秒の緯度線、南緯66度16分55秒東経110度32分24秒の地点と南緯66度16分53秒東経110度32分25秒の地点を結ぶ直線、

南緯66度16分53秒の緯度線、南緯66度16分53秒東経110度32分29秒の地点と南緯66度16分54秒東経110度32分44秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分5秒東経110度33分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分6秒東経110度33分11秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分9秒東経110度33分10秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分11秒東経110度33分2秒の地点を結ぶ直線、南緯66度17分11秒の緯度線、南緯66度17分11秒東経110度32分50秒の地点と南緯66度17分10秒東経110度32分41秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分7秒東経110度32分22秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分6秒東経110度32分20秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度17分2秒東経110度32分18秒の地点を結ぶ直線、東経110度32分18秒の経度線、南緯66度17分の緯度線、南緯66度17分東経110度32分14秒の地点と南緯66度16分56秒東経110度32分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度16分54秒東経110度32分8秒の地点を結ぶ直線、南緯66度16分54秒の緯度線及び南緯66度16分54秒東経110度32分5秒の地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

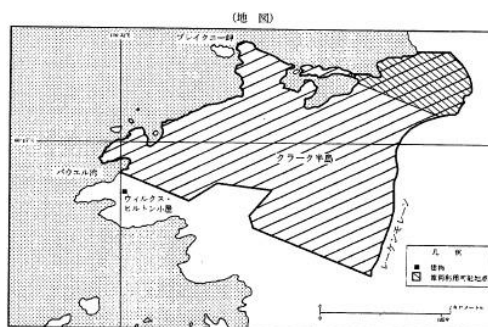
(地図)



第三十六南極特別保護地区

ウィルクス・ランドのバッド海岸のクラーク半島

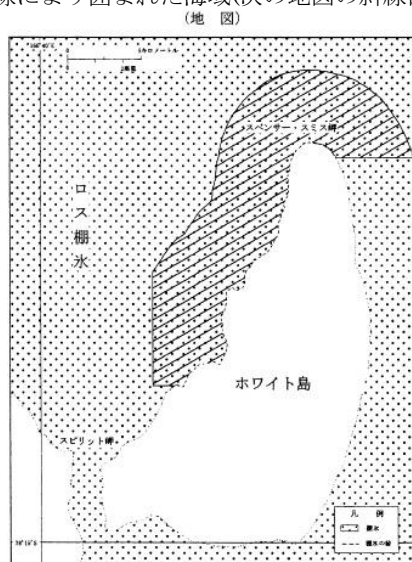
この地区は、クラーク半島の北海岸にある地点(南緯66度14分15秒東経110度38分6秒)を起点とし、同地点とレーケンモレーンの北端(南緯66度14分15秒東経110度38分46秒)を結ぶ直線、同地点と南緯66度16分6秒東経110度37分11秒の地点を結ぶレーケンモレーンの西端の線、同地点と南緯66度15分43秒東経110度34分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分37秒東経110度34分40秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分24秒東経110度35分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分21秒東経110度34分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分29秒東経110度33分26秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分15秒東経110度31分59秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶクラーク半島の海岸線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第三十七南極特別保護地区

マクマード入江のホワイト島の北西海域

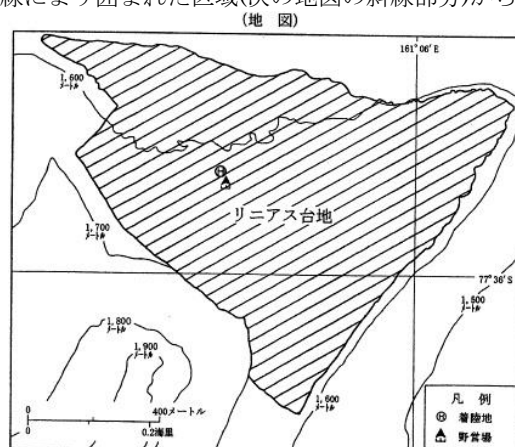
この地区は、ロス島のハット岬から南西約25キロメートルにあるホワイト島の北西にあり、スペンサー・スミス岬の東端(南緯78度43秒東経167度32分42秒)を起点とし、同地点からホワイト島の海岸線を南西に進み、南緯78度9分12秒東経167度5分の地点に至り、同地点から南緯78度9分12秒の緯度線を西に進み、南緯78度9分12秒東経167度の地点に至り、同地点から東経167度の経度線を北に進み、南緯78度5分東経167度の地点に至り、同地点からホワイト島の海岸線から5キロメートル離れたところにある線を北東に進み、南緯78度43秒東経167度46分37秒の地点に至り、同地点から同地点と起点を結ぶ直線を西に進み、起点に至る線により囲まれた海域(次の地図の斜線部分)から成る。



第三十八南極特別保護地区

ヴィクトリア・ランドのアスガード山脈のリニアス台地

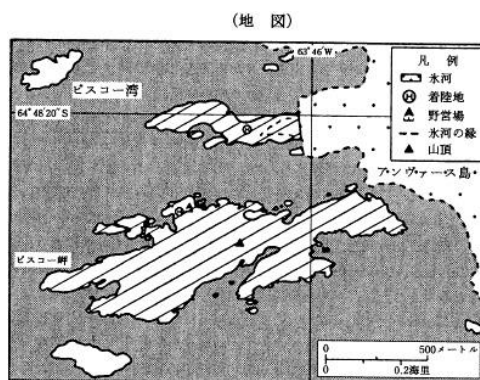
この地区は、アスガード山脈の東端から北約1.5キロメートルのところであり、リニアス台地の西端(南緯77度35分38秒東経161度3分9秒)を起点とし、同地点から当該台地の北崖の稜線を東南東に進み、当該台地の東端(南緯77度35分44秒東経161度6分45秒)に至り、同地点から標高1,615メートルの等高線を南南西に進み、南緯77度36分13秒東経161度5分7秒の地点に至り、同地点から当該台地の南東にある斜面の稜線を北西に進み、標高1,700メートルのところにある南緯77度36分10秒東経161度4分42秒の地点に至り、同地点から標高1,700メートルの等高線を北西に進み、南緯77度36分東経161度4分5秒の地点に至り、同地点から当該台地の南にある斜面の稜線を北西に進み、南緯77度35分55秒東経161度3分43秒の地点を経由し、当該台地の南西の斜面にある南緯77度35分49秒東経161度3分25秒の地点に至り、同地点から当該斜面の稜線を北東に進み、南緯77度35分44秒東経161度3分43秒の地点に至り、同地点から当該台地の南崖の基部に沿う線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第三十九南極特別保護地区

アンヴァース島のビスコー岬

この地区は、ビスコー岬の位置する小島の低潮線で囲まれた区域、同線から100メートル以内の海域にある島並びに同島の北約300メートルの地点にある半島の海岸線及び南緯64度48分20秒西経63度46分5秒の地点と南緯64度48分24秒西経63度46分4秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



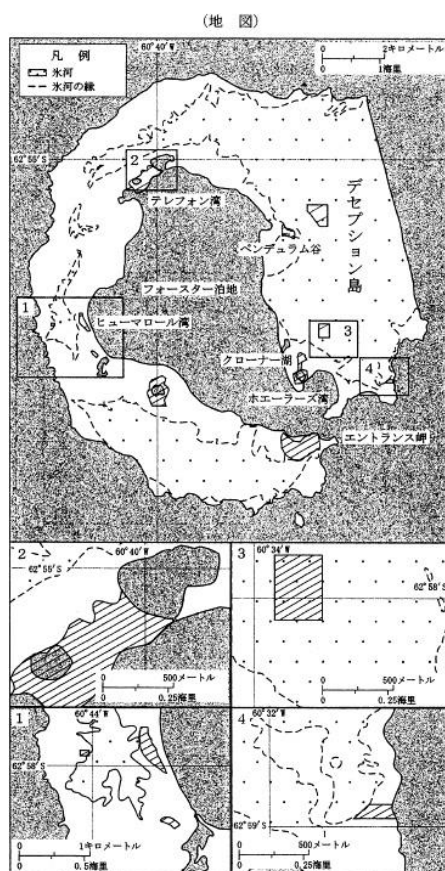
第四十南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のデセプション島

この地区は、南緯62度59分47秒西経60度35分19秒の地点を起点とし、同地点から標高10メートルの等高線を南東に進み、南緯62度59分50秒西経60度33分55秒の地点に至り、同地点から東方、北から172度の方角に引いた直線を南進し、南緯63度6秒西経60度33分51秒の地点に至り、同地点から稜線を南西に進み、南緯63度16秒西経60度34分27秒の地点に至り、同地点から標高230メートルの等高線を北西に進み、南緯63度6秒西経60度35分15秒の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度58分52秒西経60度40分21秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から68度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯62度58分48秒西経60度39分57秒の地点に至り、同地点から東方、北から124度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分50秒西経60度39分48秒の地点に至り、同地点から西方、北から165度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯62度58分57秒西経60度39分52秒の地点に至り、同地点から稜線を南東に進み、南緯62度59分13秒西経60度39分52秒の地点に至り、同地点から東方、北から170度の方角に引いた直線を南進し、南緯62度59分19秒西経60度39分49秒の地点に至り、同地点から西方、北から78度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯62度59分16秒西経60度40分16秒の地点に至り、同地点から西方、北から33度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯62度59分5秒西経60度40分31秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度58分27秒西経60度42分28秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から48度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯62度58分29秒西経60度42分33秒の地点に至り、同地点から東方、北から130度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分25秒西経60度42分51秒の地点に至り、同地点から西方、北から119度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯62度58分33秒西経60度42分12秒の地点に至り、

同地点から西方、北から42度の方角に引いた直線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度57分42秒西経60度43分5秒の地点を起点とし、同地点から標高10メートルの等高線を南進し、南緯62度58分4秒西経60度42分42秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、南緯62度57分53秒西経60度43分8秒の地点に至り、同地点から稜線を北に進み、南緯62度57分43秒西経60度43分13秒の地点に至り、同地点から南緯62度57分43秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度57分53秒の緯度線、西経60度44分3秒の経度線、南緯62度57分55秒の緯度線及び西経60度44分12秒の経度線により囲まれた区域、南緯62度55分2秒西経60度40分17秒の地点を起点とし、同地点からエストレマドラコーブの海岸線を南進し、南緯62度55分13秒西経60度39分46秒の地点に至り、同地点からテレフォン湾の海岸線を南西に進み、南緯62度55分46秒西経60度40分52秒の地点に至り、同地点からスタンコームコーブの海岸線を北進し、南緯62度55分30秒西経60度41分13秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度56分10秒西経60度35分15秒の地点を起点とし、同地点から氷河の縁を南東に進み、南緯62度56分20秒西経60度34分41秒の地点に至り、同地点から標高40メートルの等高線を南進し、南緯62度56分28秒西経60度34分44秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、南緯62度56分21秒西経60度35分16秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度55分51秒西経60度33分30秒の地点を起点とし、同地点から西経60度33分30秒の経度線を南進し、南緯62度56分12秒西経60度33分30秒の地点に至り、同地点から南緯62度56分12秒の緯度線を西進し、南緯62度56分12秒西経60度33分48秒の地点に至り、同地点から西方、北から31度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯62度55分57秒西経60度34分42秒の地点に至り、同地点から西経60度34分42秒の経度線を北進し、南緯62度55分51秒西経60度34分42秒の地点に至り、同地点から南緯62度55分51秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度57分50秒の緯度線、西経60度33分25秒の経度線、南緯62度58分5秒の緯度線及び西経60度33分50秒の経度線により囲まれた区域、ホエーラーズ湾に面した海岸にある地点(南緯62度58分57秒西経60度34分31秒)を起点とし、同地点から西方、北から84度の方角に引いた直線を西進し、南緯62度58分58秒西経60度34分46秒の地点に至り、同地点から西方、北から13度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯62度58分48秒西経60度34分51秒の地点に至り、同地点から東方、北から53度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯62度58分43秒西経60度34分39秒の地点に至り、同地点から西経60度34分39秒の経度線を北進し、南緯62度58分34

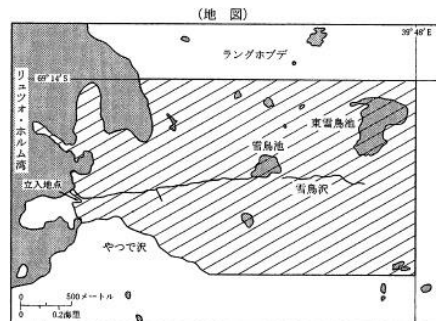
秒西経60度34分39秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北西に進み、南緯62度58分32秒西経60度34分19秒の地点に至り、同地点から西方、北から117度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯62度58分35秒西経60度34分30秒の地点に至り、同地点から西方、北から171度の方角に引いた直線を南進し、南緯62度58分43秒西経60度34分33秒の地点に至り、同地点から東方、北から104度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分44秒西経60度34分21秒の地点に至り、同地点から東方、北から167度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分53秒西経60度34分17秒の地点に至り、同地点から西方、北から122度の方角に引いた直線を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域並びに南緯62度58分54秒西経60度31分12秒の地点を起点とし、同地点から南緯62度58分54秒の緯度線を東進し、南緯62度58分54秒西経60度31分の地点に至り、同地点から海岸線を南進し、南緯62度58分57秒西経60度30分58秒の地点に至り、同地点から南緯62度58分57秒の緯度線を西進し、南緯62度58分57秒西経60度31分19秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第四十一南極特別保護地区

リュツォ・ホルム湾のラングホブデの雪鳥沢

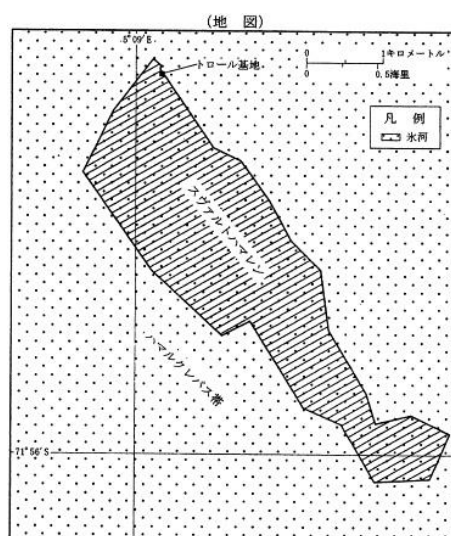
この地区は、リュツォ・ホルム湾東岸のラングホブデにあり、南緯69度14分の緯度線、東経39度48分の経度線、南緯69度15分の緯度線、南緯69度15分東経39度45分20秒の地点と南緯69度14分32秒東経39度43分1秒の地点を結ぶやつで沢の右岸線、同地点と南緯69度14分31秒東経39度42分57秒の地点を結ぶロープによって示されている境界線、同地点と南緯69度14分東経39度44分20秒の地点を結ぶラングホブデの海岸線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第四十二南極特別保護地区

スヴァルトハマレン

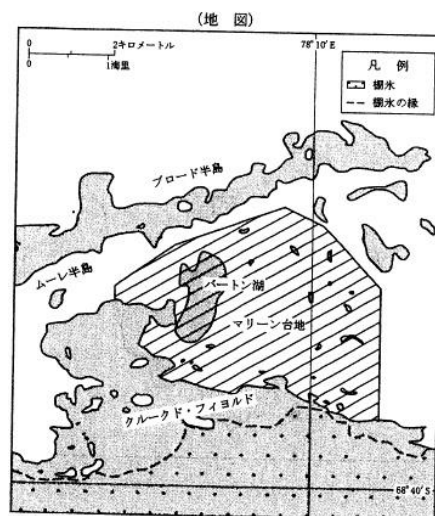
この地区は、ドロンニング・モード・ランドのプリンセス・アストリ海岸の棚氷の北端から内陸に約200キロメートルのところにあり、南緯71度54分3秒東経5度7分47秒の地点を起点とし、同地点からスヴァルトハマレンの崖線を北北東に進み、南緯71度53分16秒東経5度9分24秒の地点に至り、同地点から当該崖線を南東に進み、南緯71度55分47秒東経5度14分25秒の地点に至り、同地点から東方、北から77度の方角に引いた直線を東北東に進み、南緯71度55分44秒東経5度15分14秒の地点に至り、同地点から東方、北から116度の方角に引いた直線を東南東に進み、南緯71度55分51秒東経5度16分5秒の地点に至り、同地点から西方、北から156度の方角に引いた直線を南南西に進み、南緯71度56分10秒東経5度15分37秒の地点に至り、同地点から西方、北から92度の方角に引いた直線を西北西に進み、南緯71度56分11秒東経5度14分24秒の地点に至り、同地点から西方、北から32度の方角に引いた直線を北北西に進み、南緯71度55分47秒東経5度13分37秒の地点に至り、同地点から西方、北から68度の方角に引いた直線を西北西に進み、南緯71度55分41秒東経5度12分47秒の地点に至り、同地点から西方、北から32度の方角に引いた直線を北北西に進み、南緯71度55分48秒東経5度11分34秒の地点に至り、同地点から西方、北から117度の方角に引いた直線を西南西に進み、南緯71度55分11秒東経5度10分58秒の地点に至り、同地点と起点を結ぶハマルクレバス帯の端の線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第四十三南極特別保護地区

プリンセス・エリザベス・ランドのヴェストフォール丘陵のマリーン台地

この地区は、ムーレ半島の南海岸のところにある地点(南緯68度37分41秒東経78度3分)を起点とし、同地点から東経78度3分の経度線を北に進み、南緯68度37分30秒東経78度3分の地点に至り、同地点から東方、北から56度の方角に引いた直線を北東に進み、バートン湖の北西約500メートルのところにある地点(南緯68度37分東経78度5分)に至り、同地点から東方、北から71度の方角に引いた直線を東北東に進み、バートン湖の北東約1,500メートルのところにある地点(南緯68度36分30秒東経78度9分)に至り、同地点から東方、北から112度の方角に引いた直線を東南東に進み、南緯68度36分45秒東経78度10分30秒の地点に至り、同地点から東方、北から135度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯68度37分30秒東経78度12分30秒の地点に至り、同地点から東経78度12分30秒の経度線を南に進み、南緯68度39分8秒東経78度12分30秒の地点に至り、同地点からマリーン台地の南側の低潮線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

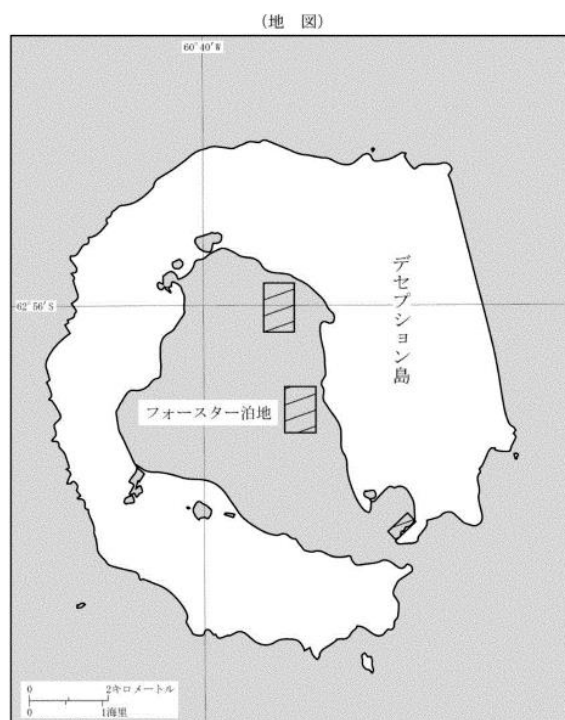


第四十四南極特別保護地区 削除

第四十五南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のデセプション島のフォースター泊地

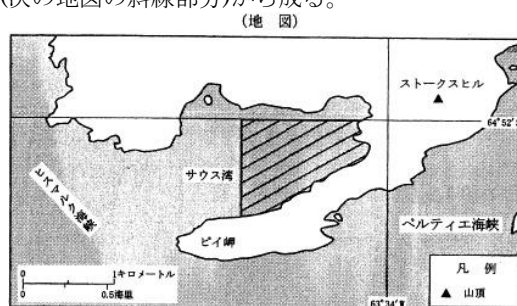
この地区は、サウス・シェトランド諸島のデセプション島のフォースター泊地にあり、南緯62度55分40秒の緯度線、西経60度37分の経度線、南緯62度56分23秒の緯度線及び西経60度38分の経度線により囲まれた海域、南緯62度57分13秒の緯度線、西経60度36分20秒の経度線、南緯62度57分54秒の緯度線及び西経60度37分20秒の経度線により囲まれた海域並びに北点(南緯62度59分22.92秒西経60度33分59秒)と南点(南緯62度59分06秒西経60度33分20.16秒)を結ぶ直線、北点から東の海岸線(干潮線)に垂直に引いた直線、南点から東の海岸線(干潮線)に垂直に引いた直線及び当該海岸線(干潮線)により囲まれた海域(次の地図の斜線部分)から成る。



第四十六南極特別保護地区

パーマー群島のドゥメール島のサウス湾

この地区は、南緯64度52分の緯度線、パイ岬の北海岸線及び西経63度36分の経度線により囲まれた海域(次の地図の斜線部分)から成る。

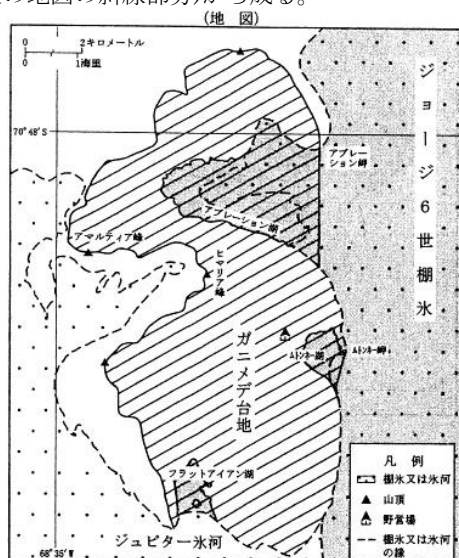


第四十七南極特別保護地区

アレキサンダー島のアブレーション谷及びガニメデ台地

この地区は、アブレーション岬の南端(南緯70度48分11秒西経68度20分)を起点とし、同地点から西経68度20分の経度線を南に進み、ガニメデ台地の北海岸にある地点(南緯70度50分22秒西経68度20分)に至り、同地点から当該台地の海岸線を南に進み、ムトンネー岬の南端(南緯70度52分3秒西経68度18分26秒)に至り、同地点から西方、北から166度の

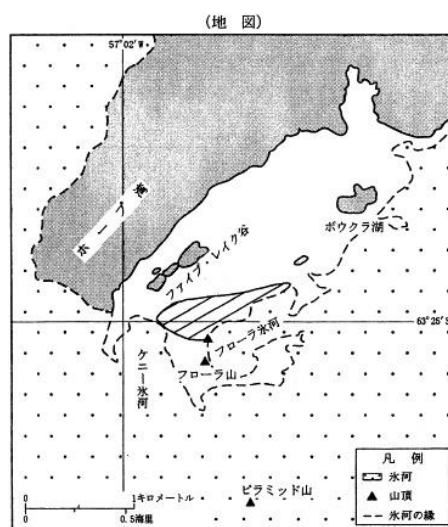
方角に引いた直線を南南西に進み、ムトンネー湖の南端(南緯70度52分48秒西経68度18分56秒)に至り、同地点から当該台地の海岸線を南に進み、ジュピター氷河の東端(南緯70度55分12秒西経68度19分21秒)に至り、同地点から当該氷河の北端の線を西に進み、ガニメデ台地の南西端(南緯70度55分20秒西経68度27分51秒)に至り、同地点から稜線を北北西に進み、南緯70度52分15秒西経68度32分21秒の地点を経由し、ヒマリア峰(南緯70度50分32秒西経68度26分13秒)に至り、同地点から稜線を西北西に進み、アマルティア峰(南緯70度50分12秒西経68度32分56秒)に至り、同地点から稜線を北東に進み、南緯70度46分22秒西経68度25分17秒の地点に至り、同地点から稜線を南東に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第四十八南極特別保護地区

南極半島のホープ湾のフローラ山

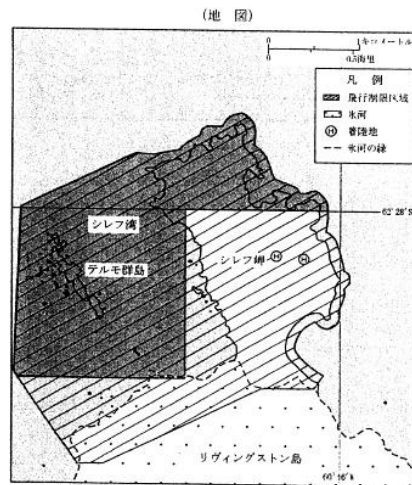
この地区は、ホープ湾の南岸から約750メートルのところにあるフローラ山の北部斜面にあり、ケニー氷河の北端(南緯63度24分58秒西経57度1分39秒)を起点とし、同地点からファイブ・レイク谷の南にある崖線を東北東に進み、フローラ氷河の北東端(南緯63度24分48秒西経57度11秒)に至り、同地点から当該氷河の北端の線を南西に進み、フローラ山の北側の山頂(南緯63度25分4秒西経57度1分9秒)に至り、同地点から稜線を西北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第四十九南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のリヴィングストン島のシレフ岬

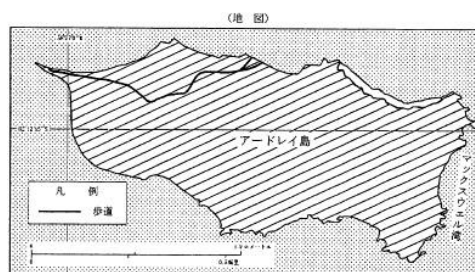
この地区は、南緯62度28分西経60度50分4秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から65度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯62度27分40秒西経60度48分38秒の地点に至り、同地点から南緯62度27分40秒の緯度線を東進し、シレフ岬の海岸線から100メートル離れたところにある地点(南緯62度27分40秒西経60度48分25秒)に至り、同地点からシレフ岬の海岸線から100メートル離れたところにある線を東進し、南緯62度28分58秒西経60度46分13秒の地点に至り、同地点から西方、北から149度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯62度29分3秒西経60度46分20秒に至り、同地点から南緯62度29分3秒の緯度線を西進し、南緯62度29分3秒西経60度47分の地点に至り、同地点から西方、北から115度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯62度29分30秒西経60度49分3秒の地点に至り、同地点から南緯62度29分30秒の緯度線を西進し、南緯62度29分30秒西経60度49分23秒の地点に至り、同地点から西方、北から36度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯62度28分57秒西経60度50分13秒の地点に至り、同地点から東方、北から3度の方角に引いた直線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第五十南極特別保護地区

キング・ジョージ島のマックスウェル湾のアドレイ島

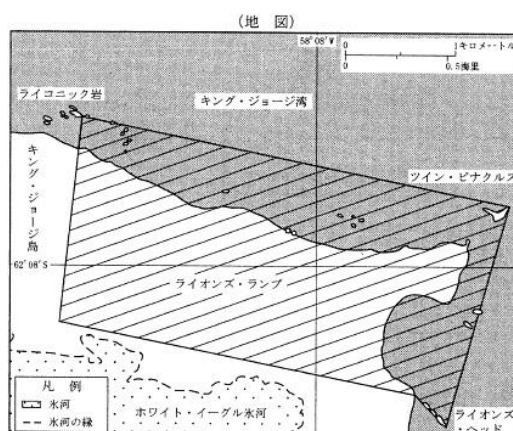
この地区は、キング・ジョージ島のファイルズ半島の東海岸から約500メートルのところにあるアドレイ島の海岸線により囲まれた区域から同島の北東の海岸線及び南緯62度12分34秒西経58度55分34秒の地点と南緯62度12分40秒西経58度55分4秒の地点を結ぶ標高1メートルの等高線により囲まれた区域を除いた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第五十一南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のライオンズ・ランプ

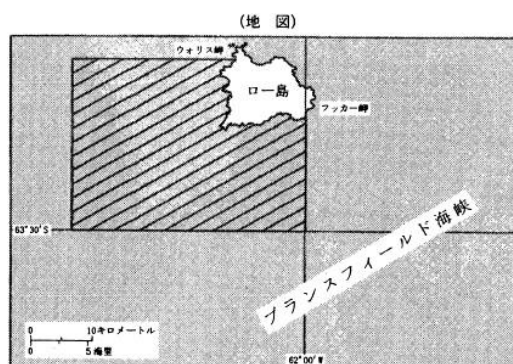
この地区は、ライコニック岩の東端(南緯62度7分48秒西経58度9分17秒)を起点とし、同地点とツイン・ピナクルズの北端(南緯62度7分49秒西経58度7分14秒)を結ぶ直線、同地点とライオン・ヘッドの東端(南緯62度8分19秒西経58度7分19秒)を結ぶ直線、同地点と南緯62度8分16秒西経58度7分30秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度8分16秒西経58度9分15秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第五十二南極特別保護地区

ブランズフィールド海峡の西部

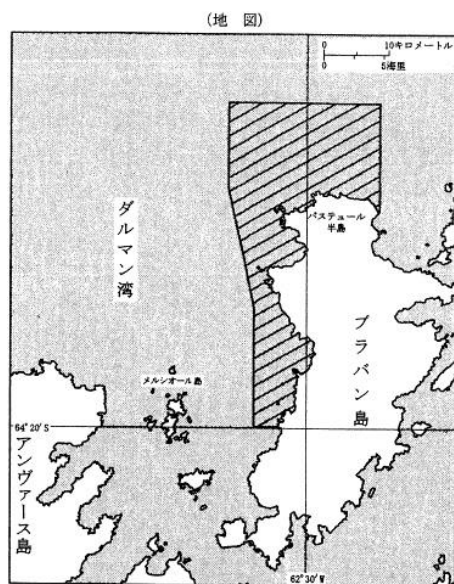
この地区は、サウス・シェトランド諸島のブランズフィールド海峡の西部にあり、南緯63度15分西経62度45分の地点と南緯63度15分西経62度13分17秒の地点を結ぶ直線、ロー島の海岸線、南緯63度20分西経62度の地点と南緯63度30分西経62度の地点を結ぶ直線、南緯63度30分の緯度線及び西経62度45分の経度線により囲まれた海域(次の地図の斜線部分)から成る。



第五十三南極特別保護地区

ダルマン湾の東部

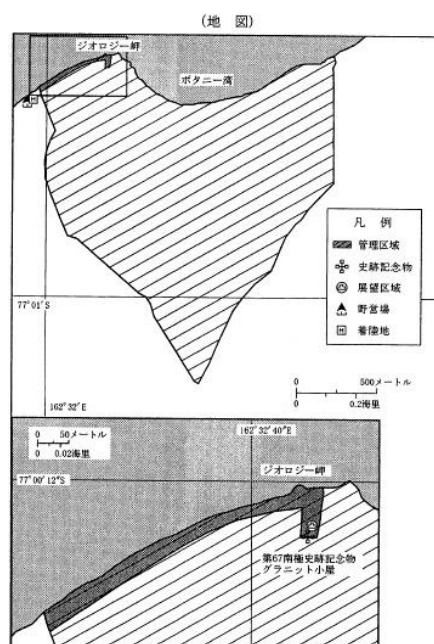
この地区は、南緯63度53分の緯度線、西経62度16分の経度線、南緯64度2分西経62度16分の地点と南緯64度20分西経62度36分の地点を結ぶブラバン島の西海岸線、南緯64度20分の緯度線、南緯64度20分西経62度40分の地点と南緯64度10分西経62度40分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯64度西経62度45分の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯63度53分西経62度45分の地点を結ぶ直線により囲まれた海域(次の地図の斜線部分)から成る。



第五十四南極特別保護地区

ヴィクトリア・ランドのジオロギー岬のボタニー湾

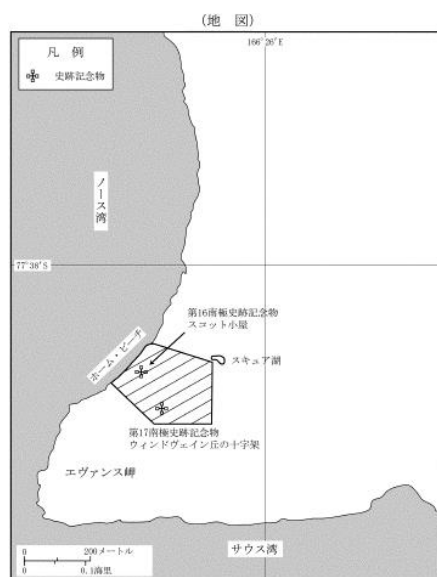
この地区は、ヴィクトリア・ランドのボタニー湾の南西にあり、ジオロギー岬の南西約400メートルのところにある地点(南緯77度19秒東経162度31分53秒)を起点とし、同地点からヴィクトリア・ランド北岸の最大高潮時海岸線を東に進み、南緯77度12秒東経162度36分12秒の地点に至り、同地点から同地点と南緯77度13秒東経162度36分10秒の地点を結ぶ直線を南に進み、南緯77度13秒東経162度36分10秒の地点に至り、同地点から稜線を南西に進み、南緯77度1分16秒東経162度34分15秒の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、南緯77度59秒東経162度33分22秒の地点を経由し、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第五十五南極特別保護地区

ロス島のエヴァンス岬

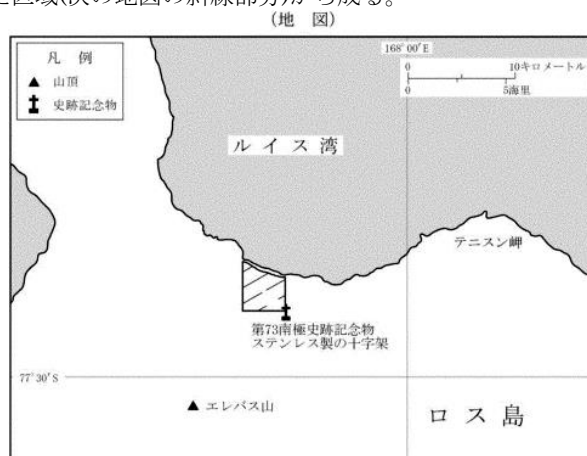
この地区は、ロス島の西部にあり、ロス島の西海岸線、南緯77度38分8秒東経166度25分9秒の地点と南緯77度38分9秒東経166度25分36秒の地点を結ぶ直線、東経166度25分36秒の経度線、南緯77度38分15秒の緯度線及び南緯77度38分15秒東経166度25分9秒の地点と南緯77度38分12秒東経166度24分49秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第五十六南極特別保護地区

ロス島のエレバス山のルイス湾

この地区は、ロス島の北部にあり、ロス島の北海岸線から200メートル内陸の線、東経167度33分27秒の経度線、南緯77度26分33秒の緯度線及び東経167度23分33秒の経度線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第五十七南極特別保護地区

ロス島のロイズ岬のバックドアー湾

この地区は、ロス島の西岸にあり、ポニー湖の北東にある地点(南緯77度33分11秒東経166度9分59秒)を起点とし、同地点から東方、北から8度の方角に引いた直線を北北東に

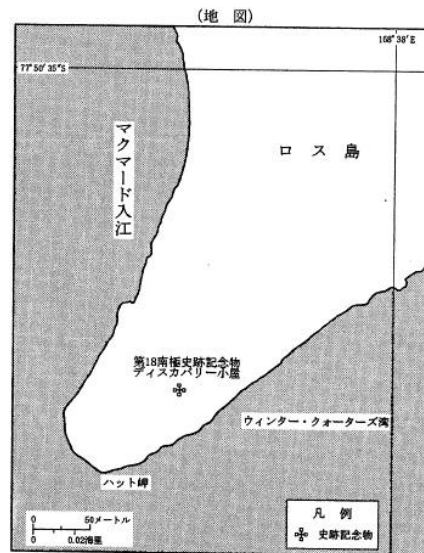
進み、ポニー湖の北東にある湖の東にある地点(南緯77度33分11秒東経166度9分59秒)に至り、同地点からポニー湖の北東にある湖の東湖岸線を通り、野営地点(南緯77度33分7秒東経166度10分13秒)に向かう谷線を北東に進み、南緯77度33分7秒東経166度10分13秒の地点に至り、同地点から南緯77度33分7秒の緯度線を東に進み、南緯77度33分7秒東経166度10分32秒の地点に至り、同地点からロイズ岬の東海岸線を南西に進み、シャクルトン小屋の南150メートルのところにある地点(南緯77度33分15秒東経166度10分6秒)に至り、同地点から西方、北から17度の方角に引いた直線を北北西に進み、ポニー湖の西25メートルのところにある地点(南緯77度33分12秒東経166度10分1秒)に至り、同地点から西方、北から63度の方角に引いた直線を西北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第五十八南極特別保護地区

ロス島のハット岬のディスカバリー小屋

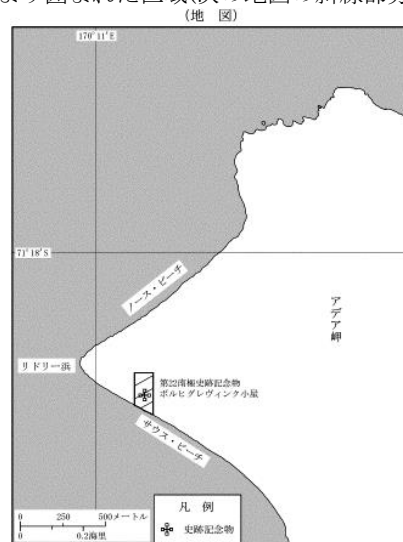
この地区は、ロス島西部のハット岬にあるディスカバリー小屋から成る。



第五十九南極特別保護地区

アデア岬

この地区は、ヴィクトリア・ランドのアデア岬の北西部にあり、南緯71度18分23秒の緯度線、東経170度11分34秒の経度線、リドリー浜サウス・ビーチの海岸線及び東経170度11分23秒の経度線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



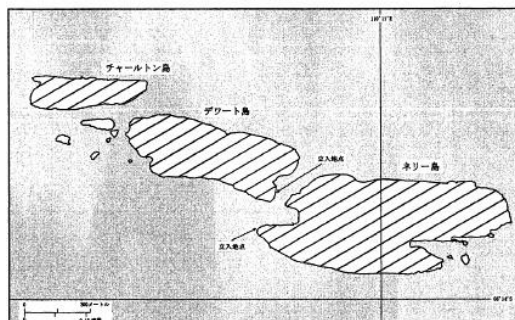
第六十南極特別保護地区

フレイザー諸島

この地区は、ウィルクス・ランドの沖合にあるフレイザー諸島の中のチャールトン島、

デワート島及びネリー島(次の地図の斜線部分)から成る。

(地図)

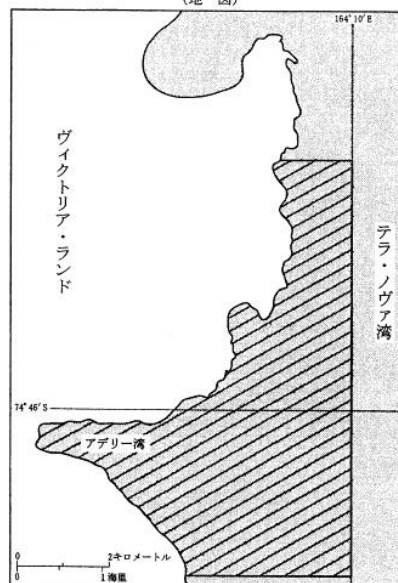


第六十一南極特別保護地区

ロス海のテラ・ノヴァ湾

この地区は、ヴィクトリア・ランドの南西部にあり、南緯74度42分57秒の緯度線、東経164度10分の経度線、南緯74度48分の緯度線及びヴィクトリア・ランドの海岸線により囲まれた海域(次の地図の斜線部分)から成る。

(地図)



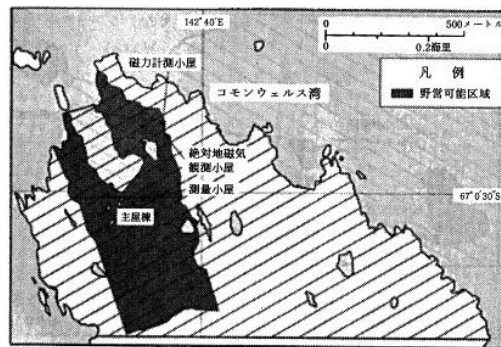
第六十二南極特別保護地区

デニソン岬のモーション小屋群

この地区は、南緯67度47秒東経142度39分28秒の地点を起点とし、同地点からコモンウェルス湾の海岸線を北東に進み、ポート湾の西岸にある地点(南緯67度21秒東経142度39分28秒)に至り、同地点から東方、北から19度の方角に引いた直線を東北東に進み、同

湾の東岸にある地点(南緯67度21秒東経142度39分27秒)に至り、同地点からコモンウェルス湾の海岸線を東進し、南緯67度47秒東経142度41分27秒の地点に至り、同地点から南緯67度47秒の経度線を西進し、起点に至る線により囲まれた区域から成る。

(地 図)

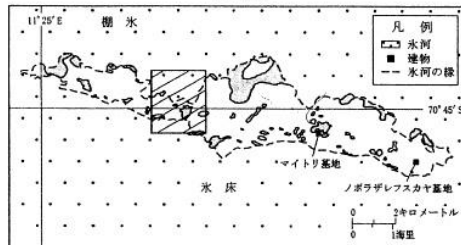


第六十三南極特別保護地区

ドロニンング・モード・ランドのダクシン・ガンゴトリ氷河

この地区は、南緯70度44分10秒の緯度線、東経11度36分30秒の経度線、南緯70度45分30秒の緯度線及び東経11度33分30秒の経度線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

(地 図)

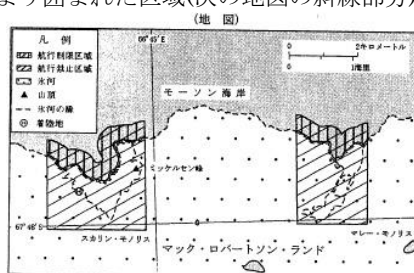


第六十四南極特別保護地区

マック・ロバートソン・ランドのスカリン・モノリス及びマレー・モノリス

この地区は、スカリン・モノリスの海岸線から500メートル離れたところにある地点(南緯67度46分38秒東経66度40分31秒)を起点とし、同地点からスカリン・モノリスの海岸線から500メートル離れたところにある線を東進し、南緯67度46分21秒東経66度44分37秒の地点に至り、同地点から東経66度44分37秒の経度線を南進し、スカリン・モノリスの海岸にある地点(南緯67度46分38秒東経66度44分37秒)に至り、同地点から西方、北から179度の方角に引いた直線を南進し、南緯67度48分6秒東経66度44分33秒に至り、同地点から西方、北から88度の方角に引いた直線を西進し、南緯67度48分3秒東経66度40分

26秒の地点に至り、同地点から東方、北から2度の方角に引いた直線を北進し、スカリン・モノリスの海岸にある地点(南緯67度46分54秒東経66度40分31秒)に至り、同地点から東経66度40分31秒の経度線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域及びマレー・モノリスの海岸線から500メートル離れたところにある地点(南緯67度46分20秒東経66度51分1秒)を起点とし、同地点からマレー・モノリスの海岸線から500メートル離れたところにある線を東進し、南緯67度46分29秒東経66度53分59秒の地点に至り、同地点から東経66度53分59秒の経度線を南進し、マレー・モノリスの海岸にある地点(南緯67度46分46秒東経66度53分59秒)に至り、同地点から西方、北から178度の方角に引いた直線を南進し、南緯67度48分5秒東経66度53分51秒の地点に至り、同地点から西方、北から88度の方角に引いた直線を西進し、南緯67度48分3秒東経66度50分55秒の地点に至り、同地点から東方、北から1度の方角に引いた直線を北進し、マレー・モノリスの海岸にある地点(南緯67度46分36秒東経66度51分1秒)に至り、同地点から東経66度51分1秒の経度線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

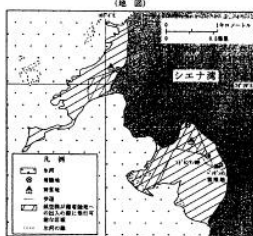


第六十五南極特別保護地区

ビクトリア・ランドのエドモンソン岬

この地区は、シエナ湾の海岸にある地点(南緯74度18分20秒東経165度4分49秒)を起点とし、同地点から南緯74度18分20秒の緯度線を東進し、シエナ湾上の海岸線から200メートル離れたところにある地点(南緯74度18分20秒東経165度5分12秒)に至り、同地点から東方、北から151度の方角に引いた直線を南東に進み、エドモンソン岬の海岸線から200メートル離れたところにある地点(南緯74度19分16秒東経165度7分11秒)に至り、同地点からエドモンソン岬の海岸線から200メートル離れたところにある線を南東に進み、南緯74度20分27秒東経165度8分28秒の地点に至り、同地点から南緯74度20分27秒の緯度線を西進し、エドモンソン岬の海岸にある地点(南緯74度20分27秒東経165度8分3秒)に至り、同地点から氷河の縁を北西に進み、南緯74度20分13秒東経165度6分41秒の地点に至り、同地点から東方、北から36度の方角に引いた直線を北東に進み、氷河の縁にある地点(南

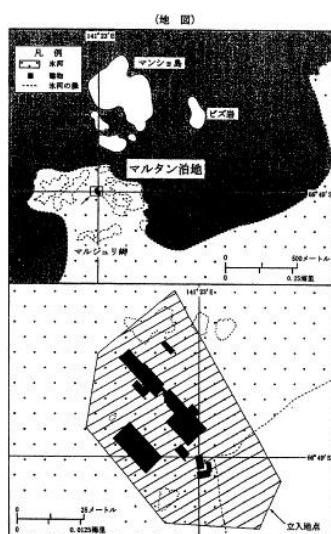
緯74度20分8秒東経165度6分52秒)に至り、同地点から氷河の縁を北進し、南緯74度20分8秒東経165度5分40秒の地点に至り、同地点から西方、北から66度の方角に引いた直線を北西に進み、氷河の縁にある地点(南緯74度20分5秒東経165度5分17秒)に至り、同地点から氷河の縁を北西に進み、南緯74度20分東経165度4分56秒の地点に至り、同地点から西方、北から24度の方角に引いた直線を北西に進み、氷河の縁にある地点(南緯74度19分57秒東経165度4分51秒)に至り、同地点から氷河の縁を北東に進み、シエナ湾の海岸にある地点(南緯74度19分36秒東経165度5分59秒)に至り、同地点からシエナ湾の海岸線を北西に進み、南緯74度19分5秒東経165度4分22秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第六十六南極特別保護地区

テール・アデリーのマルタン泊地

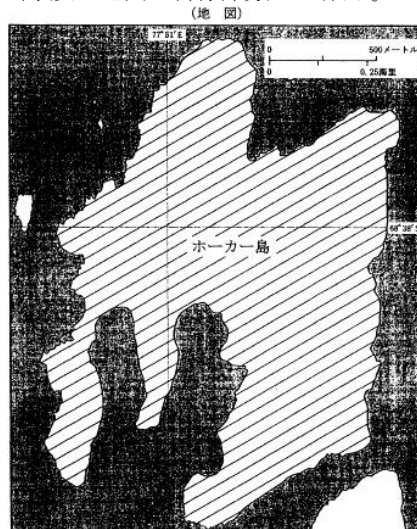
この地区は、南緯66度48分58秒東経141度22分59秒の地点を起点とし、同地点と南緯66度49分東経141度23分3秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度49分1秒東経141度23分2秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度49分1秒東経141度22分59秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度49分東経141度22分57秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯66度48分59秒東経141度22分57秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第六十七南極特別保護地区

プリンセス・エリザベス・ランドのイングリッド・クリステンセン海岸のホーカー島

この地区は、ホーカー島(次の地図の斜線部分)から成る。

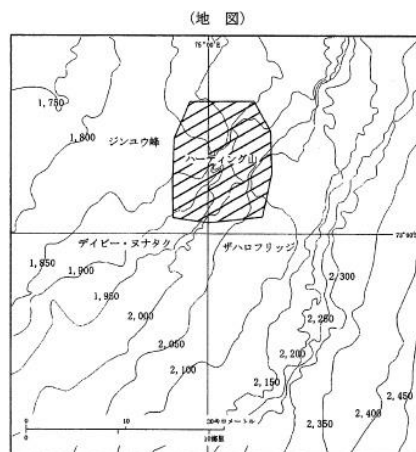


第六十八南極特別保護地区

グローブ山脈のハーディング山

この地区は、南緯72度51分東経74度57分の地点を起点とし、同地点と南緯72度51分東経75度8分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯72度52分東経75度11分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯72度55分東経75度12分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯72度57分東経75度10分の地点を結ぶ直線、南緯72度57分の緯度線、南緯72度57分東経74度54分の地点と

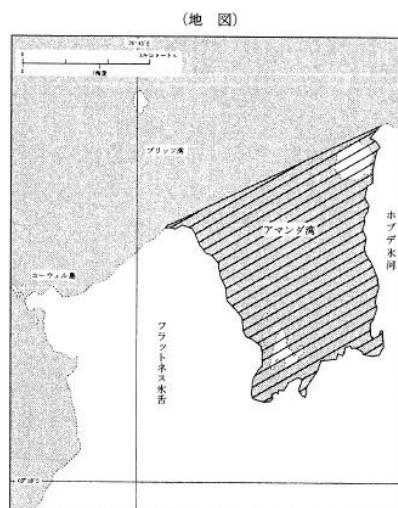
南緯72度55分東経74度53分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯72度53分東経74度54分の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第六十九南極特別保護地区

プリンセス・エリザベス・ランドのイングリッド・クリステンセン海岸のアマンダ湾

この地区は、アマンダ湾の海岸線及び南緯69度14分44秒東経76度46分41秒の地点と南緯69度13分26秒東経76度53分54秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

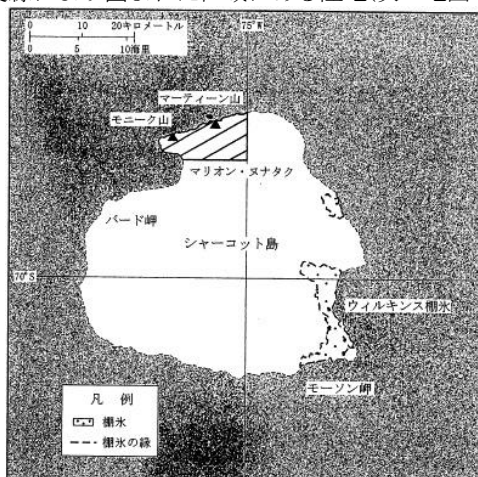


第七十南極特別保護地区

シャルコー島のマリオン・ヌナタク

この地区は、南緯69度43分の緯度線、西経75度の経度線、南緯69度48分の緯度線及び

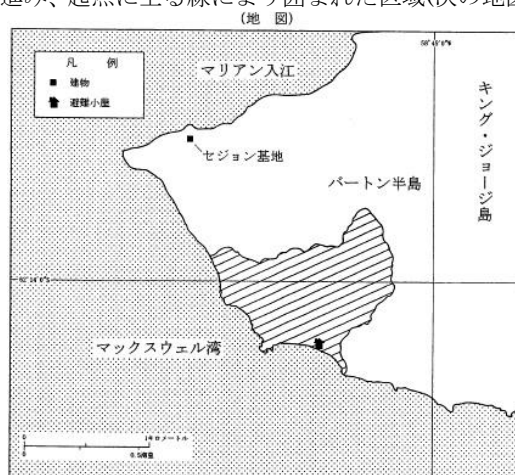
西経75度30分の経度線により囲まれた区域にある陸地(次の地図の斜線部分)から成る。



第七十一南極特別保護地区

キング・ジョージ島のバートン半島

この地区は、南緯62度13分54秒西経58度47分1秒の地点を起点として、同地点から稜線を北東に進み、南緯62度13分41秒西経58度45分36秒の地点に至り、同地点から稜線を南に進み、南緯62度14分25秒西経58度45分48秒の地点に至り、同地点からバートン半島の海岸線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

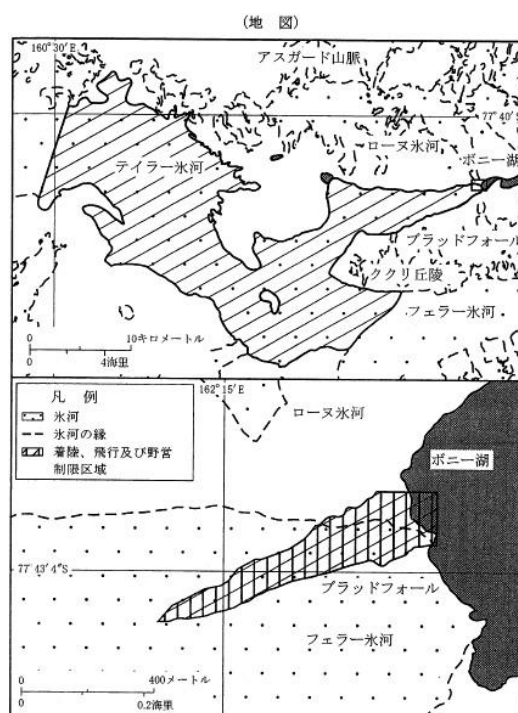


第七十二南極特別保護地区

ビクトリア・ランドのマクマード・ドライ谷のテイラー氷河の低地とブラッドフォール

この地区は、南緯77度43分16秒東経162度16分38秒の地点を起点とし、同地点から東経162度16分38秒の経度線を南進し、南緯77度43分21秒東経162度16分38秒の地点に至

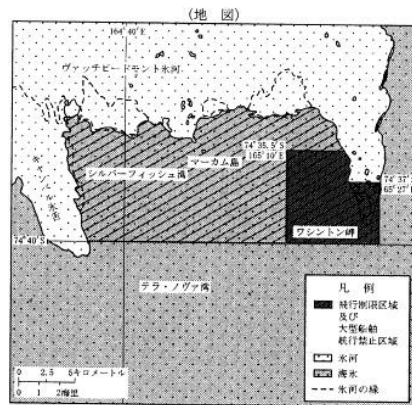
り、同地点から氷河上の分水界を南西に進み、南緯77度43分29秒東経162度14分30秒の地点に至り、同地点から氷河上の分水界を北東に進み、南緯77度43分19秒東経162度15分45秒の地点に至り、同地点から東方、北から45度に引いた直線を北東に進み、南緯77度43分19秒東経162度15分48秒の地点に至り、同地点からサンタフェ川の南岸を北東に進み、南緯77度43分16秒東経162度16分11秒の地点に至り、同地点から南緯77度43分16秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域及び南緯77度43分20秒東経162度16分18秒を起点とし、同地点からティラー氷河の境界線を南進し、南緯77度48分6秒東経161度30分の地点に至り、同地点からククリ丘陵の境界線を東進し、南緯77度49分6秒東経161度57分18秒の地点に至り、同地点からティラー氷河とフェラー氷河との境界線を南西に進み、南緯77度52分15秒東経161度44分23秒の地点に至り、同地点からティラー氷河の境界線を西進し、南緯77度48分東経160度53分53秒の地点に至り、同地点からビーコン氷河の境界線を西進し、南緯77度47分7秒東経160度44分42秒の地点に至り、同地点からターナバウト氷河の境界線を北西に進み、南緯77度43分43秒東経160度40分6秒の地点に至り、同地点からティラー氷河の境界線を西進し、南緯77度44分33秒東経160度26分の地点に至り、同地点から東方、北から17度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯77度39分40秒東経160度33分20秒の地点に至り、同地点からティラー氷河の境界線を東進し、南緯77度39分12秒東経160度42分59秒の地点に至り、同地点からマドレーカールの境界線を北西に進み、南緯77度39分32秒東経160度48分43秒の地点に至り、同地点からティラー氷河の境界線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第七十三南極特別保護地区

ロス海のテラ・ノヴァ湾のワシントン岬及びシルバーフィッシュ湾

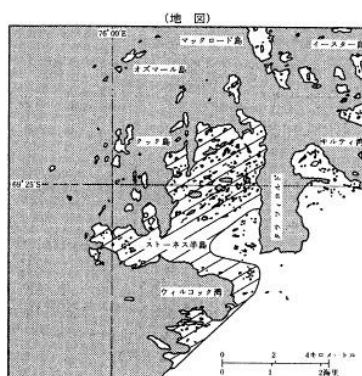
この地区は、南緯74度34分東経164度28分の地点を起点とし、同地点から南緯74度34分の緯度線を東に進み、南緯74度34分東経164度29分の地点に至り、同地点からシールドヌナタクの境界線を東に進み、南緯74度33分54秒東経164度31分30秒の地点に至り、同地点からシルバーフィッシュ湾の海岸線を東に進み、南緯74度35分20秒東経164度53分の地点に至り、同地点からクロス湾の海岸線を東に進み、南緯74度37分東経165度22分の地点に至り、同地点から南緯74度37分の緯度線を東に進み、南緯74度37分東経165度27分の地点に至り、同地点から東経165度27分の経度線を南に進み、南緯74度40分東経165度27分の地点に至り、同地点から南緯74度40分の緯度線を西に進み、南緯74度40分東経164度33分の地点に至り、同地点からキャンベル氷舌の境界線を北北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第七十四南極特別保護地区

プリンス・エリザベス・ランドのラーズマン丘陵のストーンズ

この地区は、ウィルロック湾の海岸線、南緯69度25分29秒東経76度8分29秒の地点と南緯69度25分29秒東経76度8分6秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度25分34秒東経76度7分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分1秒東経76度6分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分4秒東経76度5分52秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分8秒東経76度5分44秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分11秒東経76度5分38秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分15秒東経76度5分37秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分19秒東経76度5分38秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分22秒東経76度5分44秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分24秒東経76度5分51秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分26秒東経76度6分1秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分36秒東経76度8分12秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分38秒東経76度8分21秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分39秒東経76度8分25秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分42秒東経76度8分28秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分47秒東経76度8分30秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分51秒東経76度8分29秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分55秒東経76度8分26秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度27分東経76度8分22秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度27分3秒東経76度8分18秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度27分6秒東経76度8分14秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度27分10秒東経76度8分8秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度28分39秒東経76度3分36秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯69度28分40秒東経76度3分22秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第七十五南極特別保護地区

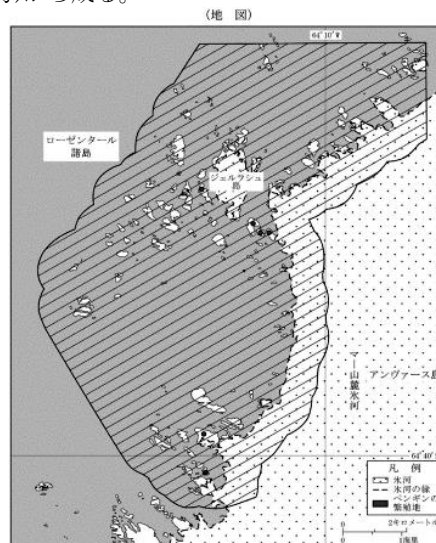
ロス海地域の高地地熱帯群

この地区は、ロス海地域にあり、南緯77度31分2秒の緯度線、東経167度6分51秒の経度線、南緯77度31分8秒の緯度線及び東経167度6分21秒の経度線により囲まれた区域、南緯74度21分20秒東経164度41分32秒の地点を起点とし、同地点と南緯74度21分20秒東経164度41分38秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分19秒東経164度41分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分19秒東経164度41分51秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分20秒東経164度41分58秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分22秒東経164度42分4秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分23秒東経164度42分7秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分24秒東経164度42分1秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分23秒東経164度41分58秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分22秒東経164度41分55秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分21秒東経164度41分50秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分21秒東経164度41分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分21秒東経164度41分38秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分22秒東経164度41分33秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯74度21分14秒東経164度42分2秒の地点を起点とし、同地点と南緯74度21分13秒東経164度42分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分15秒東経164度42分13秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分16秒東経164度42分3秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯74度21分東経164度39分2秒の地点を起点とし、同地点と南緯74度21分東経164度40分5秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分11秒東経164度40分5秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分11秒東経164度39分2秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域並びに南緯73度28分19秒東経165度36分44秒の地点を起点とし、同地点と南緯73度28分17

第七十六南極特別保護地区

アンヴァース島のローゼンタール諸島

この地区は、南緯64度33分西経64度15分の地点を起点とし、同地点から南緯64度33分の緯度線を東に進み、南緯64度33分西経64度6分の地点に至り、同地点から西経64度6分の経度線を南に進み、南緯64度34分39秒西経64度6分の地点に至り、同地点からアンヴァース島の西海岸線から1キロメートル離れたところにある線を南西に進み、南緯64度40分43秒西経64度12分47秒の地点に至り、同地点から西方、北から116度の方角に引いた直線を西南西に進み、南緯64度40分53秒西経64度13分55秒の地点に至り、同地点からローゼンタール諸島のペンギンの繁殖地がある島(南緯64度40分16秒西経64度14分45秒)及びその西にある島(南緯64度40分15秒西経64度15分26秒)の南岸の海岸線から1キロメートル離れたところにある線を西に進み、南緯64度40分2秒西経64度17分56秒の地点に至り、同地点から西方、北から32度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯64度37分50秒西経64度21分8秒の地点に至り、同地点からローゼンタール諸島の外側の島しょの海岸線から1キロメートル離れたところにある線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第七十七南極特別保護地区

南極半島のレオニー諸島及びアデレイド島南東部

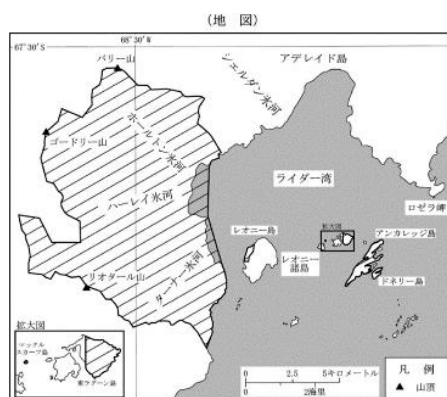
この地区は、レオニー諸島にあるアンカレッジ島、ドネリー島及びマックスカーフ島の全部(次の地図の斜線部分)、レオニー島の北西部の一部、東ラグーン島の東部の一部並

びに南極半島にあるアデレイド島の南東部の一部から成る。

レオニー島の地区は、同島北西部の無氷地域に位置し、南緯67度35分45秒西経68度21分2秒の地点を起点とし、同地点から西方、北から169度の方角に引いた直線を南に進み、南緯67度35分57秒西経68度21分8秒の地点に至り、同地点から標高100メートルの等高線を南南西に進み、南緯67度36分14秒西経68度21分30秒の地点に至り、同地点から南緯67度36分14秒の緯度線を西に進み、南緯67度36分14秒西経68度21分48秒の地点に至り、同地点から海岸線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

東ラグーン島の地区は、同島の東部に位置し、西経68度14分20秒の経度線と海岸線で囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

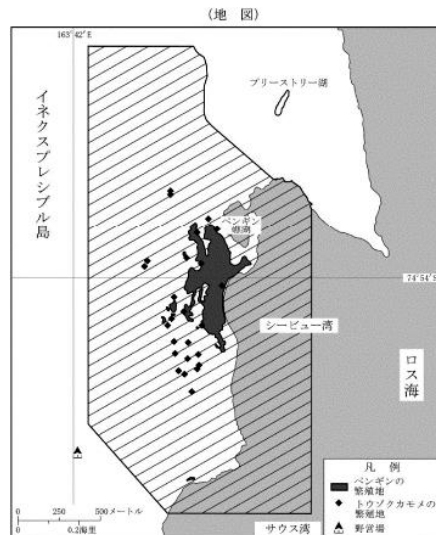
アデレイド島の地区は、同島の南東部に位置し、バリー山の山頂(南緯67度30分40秒西経68度31分17秒)を起点とし、同地点から稜線を南東に進み、南緯67度31分34秒西経68度24分47秒の地点に至り、同地点から稜線を南に進み、南緯67度32分16秒西経68度25分18秒の地点に至り、同地点から稜線を南南東に進み、南緯67度33分6秒西経68度23分31秒の地点に至り、同地点から海岸線を南西に進み、南緯67度33分31秒西経68度24分25秒の地点に至り、同地点からホルトン氷河、ハーレイ氷河及びターナー氷河の縁に沿って南に進み、南緯67度36分23秒西経68度23分25秒の地点に至り、同地点から海岸線を南に進み、南緯67度38分42秒西経68度24分35秒の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、リオタール山の山頂(南緯67度36分58秒西経68度33分40秒)を經由し、南緯67度34分53秒西経68度38分43秒の地点に至り、同地点から東方、北から98度の方角に引いた直線を東に進み、南緯67度34分58秒西経68度37分12秒の地点に至り、同地点から東方、北から154度の方角に引いた直線を南南東に進み、南緯67度35分41秒西経68度36分16秒の地点に至り、同地点から南緯67度35分41秒の緯度線を東に進み、南緯67度35分41秒西経68度34分7秒の地点に至り、同地点から西方、北から1度の方角に引いた直線を北に進み、ゴードリー山の南の尾根(南緯67度35分4秒西経68度34分9秒)に至り、同地点から稜線を北に進み、ゴードリー山の山頂(南緯67度32分30秒西経68度36分40秒)に至り、同地点から稜線を北東に進み、南緯67度31分51秒西経68度35分25秒の地点に至り、同地点から東方、北から113度の方角に引いた直線を東南東に進み、南緯67度32分5秒西経68度33分56秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



第七十八南極特別保護地区

ロス海のインエクスプレシブル島及びシービュー湾

本地区は、ロス海にあるインエクスプレシブル島の東中央部及びシービュー湾の海域を含み、南緯74度53分14秒東経163度42分11秒の地点を起点とし、同地点から南緯74度53分14秒の緯度線を東に進み、南緯74度53分14秒東経163度43分31秒の地点に至り、同地点から丘の麓に沿って南に進み、南緯74度53分30秒東経163度43分45秒の地点に至り、同地点から東方、北から131度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯74度53分40秒東経163度44分31秒の地点に至り、同地点から海岸線を南東に進み、南緯74度53分46秒東経163度45分の地点に至り、同地点から東経163度45分の経度線を南に進み、南緯74度54分47秒東経163度45分の地点に至り、同地点から南緯74度54分47秒の緯度線を西に進み、南緯74度54分47秒東経163度43分11秒の地点に至り、同地点から西方、北から41度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯74度54分29秒東経163度42分11秒の地点に至り、同地点から東経163度42分11秒の経度線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



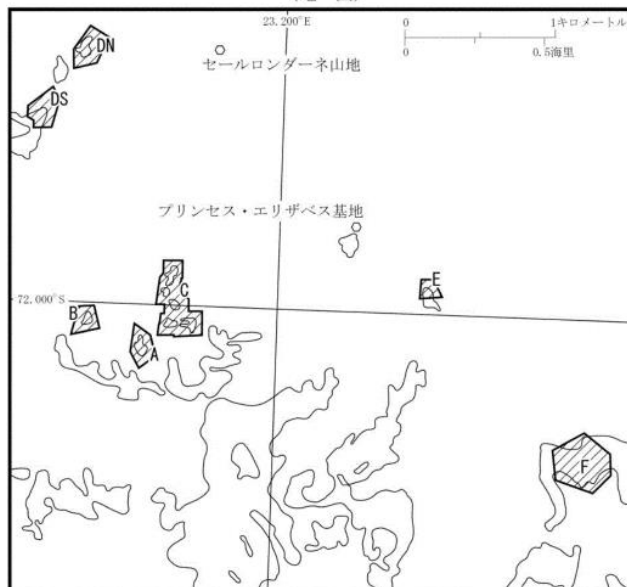
第七十九南極特別保護地区

東南極のドロニング・モード・ランドのソール・ロンデーン山脈西部の一部

この地区は、東南極のドロニング・モード・ランドの東部にあるソール・ロンデーン山脈の西部にあり、南緯72度01分08秒東経22度57分24秒の地点、南緯72度01分33秒東経22度57分49秒の地点、南緯72度01分53秒東経22度58分04秒の地点、南緯72度02分19秒東経22度56分05秒の地点、南緯72度01分45秒東経22度55分05秒の地点及び南緯72度00分43秒東経22度55分29秒の地点を順次に結んだ線並びに同地点と南緯72度01分08秒東経22度57分24秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯72度00分07秒東経22度50分44秒の地点、南緯72度00分57秒東経22度51分25秒の地点、南緯72度01分12秒東経22度48分05秒の地点及び南緯72度00分10秒東経22度49分01秒の地点を順次に結んだ線並びに同地点と南緯72度00分07秒東経22度50分44秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯72度01分09秒東経23度00分09秒の地点、南緯72度01分08秒東経23度00分07秒の地点、南緯72度01分06秒東経23度00分10秒の地点、南緯72度01分07秒東経22度58分15秒の地点、南緯72度00分46秒東経22度58分22秒の地点、南緯72度00分46秒東経22度58分16秒の地点、南緯72度00分46秒東経22度58分15秒の地点、南緯72度00分40秒東経22度58分23秒の地点、南緯72度00分21秒東経22度58分29秒の地点、南緯72度00分20秒東経22度58分51秒の地点、南緯72度00分19秒東経22度58分52秒の地点、南緯72度00分01秒東経22度58分52秒の地点、南緯72度00分01秒東経22度57分52秒の地点、南緯71度59分11秒東経22度58分13秒の地点、南緯71度59分11秒東経22度58分16秒の地点、南緯71度59分02秒東経22度58分14秒の地点、南緯71度58分55秒東経22度58分35秒の地点、

南緯71度58分52秒東経22度58分35秒の地点、南緯71度58分26秒東経22度58分39秒の地点、南緯71度58分25秒東経23度00分54秒の地点、南緯71度59分03秒東経23度00分52秒の地点、南緯71度59分05秒東経23度00分42秒の地点、南緯71度59分12秒東経23度00分44秒の地点、南緯71度59分12秒東経23度00分40秒の地点、南緯71度59分35秒東経23度00分39秒の地点、南緯71度59分47秒東経23度01分39秒の地点、南緯72度00分14秒東経23度01分41秒の地点、南緯72度00分13秒東経23度03分21秒の地点及び南緯72度01分04秒東経23度03分21秒の地点を順次に結んだ線並びに同地点と南緯72度01分09秒東経23度00分09秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯71度50分28秒東経22度51分34秒の地点、南緯71度51分26秒東経22度50分11秒の地点、南緯71度51分39秒東経22度47分34秒の地点、南緯71度50分57秒東経22度47分29秒の地点及び南緯71度50分05秒東経22度49分18秒の地点を順次に結んだ線並びに同地点と南緯71度50分28秒東経22度51分34秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯71度52分56秒東経22度45分56秒の地点、南緯71度53分46秒東経22度45分11秒の地点、南緯71度53分47秒東経22度43分11秒の地点、南緯71度53分30秒東経22度43分04秒の地点、南緯71度53分25秒東経22度42分20秒の地点、南緯71度52分58秒東経22度42分31秒の地点及び南緯71度52分19秒東経22度45分19秒の地点を順次に結んだ線並びに同地点と南緯71度52分56秒東経22度45分56秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯71度58分47秒東経23度28分34秒の地点、南緯71度58分46秒東経23度30分02秒の地点、南緯71度59分23秒東経23度31分03秒の地点及び南緯71度59分29秒東経23度28分29秒の地点を順次に結んだ線並びに同地点と南緯71度58分47秒東経23度28分34秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域並びに南緯72度04分01秒東経23度48分18秒の地点、南緯72度04分43秒東経23度51分22秒の地点、南緯72度05分30秒東経23度51分40秒の地点、南緯72度06分12秒東経23度49分36秒の地点、南緯72度05分46秒東経23度45分15秒の地点及び南緯72度04分44秒東経23度44分36秒の地点を順次に結んだ線並びに同地点と南緯72度04分01秒東経23度48分18秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

(地 図)



別表第一（南極環境構成要素並びにその観測又は測定の対象及び方法）（第五条及び第十五条関係）

南極環境構成要素	観測又は測定の対象	観測又は測定の方法
南極地域の天気	イ いおう酸化物の排出濃度及び排出量 ロ ばいじんの排出濃度 ハ 窒素酸化物の排出濃度 ニ 燃料の種類別の使用量 ホ 焼却した廃棄物の種類及び量	イ 排出口におけるいおう酸化物の濃度及び排出ガス量の測定 ロ 燃料使用量及び燃料中のいおう含有率に基づくいおう酸化物の排出量の算出 ハ 排出口におけるばいじん又は窒素酸化物の濃度の測定 ニ 積雪表層の採取と分析 ホ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の気象	イ 気温 ロ 風向及び風速 ハ 積雪深	イ 測器を用いた観測 ロ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の水	イ 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第二条に掲げる物質（あらかじめ環境大臣が指定するものに限る。）の量又は濃度 ロ 水質汚濁防止法施行令第三条に掲げる項目（あらかじめ環境大臣が指定するものに限る。） ハ 排水水の総量	イ 排水水の採取及び分析 ロ 排水水域における試料の採取及び分析 ハ 測器を用いた計測 ニ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の雪氷	イ 雪氷の表層の状態	イ 写真撮影による観測 ロ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の土壌	イ 地表の土壌又は岩石の状態	イ 写真撮影による観測 ロ 試料の採取及び分析 ハ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の岩石		
南極地域の地形	イ 地形の変化	イ 現地測量又は計測 ロ 写真撮影による観測 ハ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の地質		
南極地域に生息又は生育する動植物	イ 動植物の個体群又は群集若しくは群落の生息状態又は生育状態 ロ 動植物の群集又は群落の構成	イ 目視による構成種及び個体数の調査 ロ 捕獲調査 ハ 植生調査 ニ 写真撮影による観測 ホ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極史跡記念物	イ 南極史跡記念物の位置及び状態の変化	イ 写真撮影による観測 ロ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの
南極地域の景観	イ 人為による景観の変化	イ 写真撮影による観測 ロ 右に準ずる適当な方法で、環境大臣が指定するもの

別表第二 南極哺乳類（第六条関係）

科名	種名
(一) 食肉目	
あしか科	Arctocephalus gazella（ナンキョクオットセイ） Arctocephalus tropicalis（アナンキョクオットセイ）
あざらし科	Hydrurga leptonyx（ヒョウアザラシ） Leptonychotes weddelli（ウェッデルアザラシ） Lobodon carcinophagus（カニクイアザラシ） Mirounga leonina（ミナミゾウアザラシ） Ommatophoca rossi（ロスアザラシ）
(二) くじら目	
せみくじら科	Eubalaena australis（ミナミセミクジラ）
ながすくじら科	Balaenoptera acutorostrata（ミンククジラ） Balaenoptera borealis（イワシクジラ） Balaenoptera musculus（シロナガスクジラ） Balaenoptera physalus（ナガスクジラ） Megaptera novaeangliae（ザトウクジラ）
まいるか科	Globicephala melas（ヒレナガゴンドウ） Lagenorhynchus cruciger（ダンダラカマイルカ） Orcinus orca（シャチ）
まっこくじら科	Physeter macrocephalus（syn. Physeter catodon）（マッコウクジラ）
あかぼうくじら科	Berardius arnuoxi（ミナミツチクジラ） Hyperoodon planifrons（ミナミトックリクジラ） Mesoplodon grayi（ミナミオオギハクジラ）
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。	

別表第三 南極鳥類（第七条関係）

科名	種名
(一) ちどり目	
さやはしちどり科	<i>Chionis alba</i> (サヤハシチドリ)
かもめ科	<i>Larus dominicanus</i> (ミナミオオセグロカモメ) <i>Sterna paradisaea</i> (キョクアジサシ) <i>Sterna vittata</i> (ナンキョクアジサシ)
とうぞくかもめ科	<i>Catharacta maccormicki</i> (ナンキョクオオトウゾクカモメ) <i>Catharacta skua</i> (オオトウゾクカモメ)
(二) ペリカン目	
う科	<i>Phalacrocorax bransfieldensis</i> (シェトランドキバナウ) <i>Phalacrocorax georgianus</i> (ジョージアキバナウ)
(三) みずなぎどり目	
あほうどり科	<i>Diomedea chrysostoma</i> (ハイガシラアホウドリ) <i>Diomedea epomophora</i> (シロアホウドリ) <i>Diomedea exulans</i> (ワタリアホウドリ) <i>Diomedea melanophrys</i> (マユグロアホウドリ) <i>Phoebastria fusca</i> (ススイロアホウドリ) <i>Phoebastria palpebrata</i> (ハイイロアホウドリ)
うみつばめ科	<i>Fregetta tropica</i> (クロハラウミツバメ) <i>Oceanites nereis</i> (syn. <i>Garrodia nereis</i>) (ヒメアシナガウミツバメ) <i>Oceanites oceanicus</i> (アシナガウミツバメ)
もぐりうみつばめ科	<i>Pelecanoides georgicus</i> (ミナミモグリウミツバメ)
みずなぎどり科	<i>Daption capense</i> (マダラフルマカモメ) <i>Fulmarus glacialis</i> (ギンフルマカモメ) <i>Halobaena caerulea</i> (アオミズナギドリ) <i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ) <i>Macronectes halli</i> (キタオオフルマカモメ) <i>Pachyptila belcheri</i> (ハシボソクジラドリ) <i>Pachyptila desolata</i> (ナンキョククジラドリ) <i>Pagodroma nivea</i> (ユキドリ) <i>Procellaria aequinoctialis</i> (ノドジロクロミズナギドリ) <i>Procellaria cinerea</i> (オオハイイロミズナギドリ) <i>Pterodroma brevirostris</i> (ケルゲレンミズナギドリ) <i>Pterodroma inexpectata</i> (マダラシロハラミズナギドリ) <i>Pterodroma lessonii</i> (メグロシロハラミズナギドリ) <i>Pterodroma mollis</i> (カオジロミズナギドリ) <i>Puffinus griseus</i> (ハイイロミズナギドリ) <i>Thalassoica antarctica</i> (ナンキョクフルマカモメ)
(四) ペンギン目	
ペンギン科	<i>Aptenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) <i>Aptenodytes patagonicus</i> (オウサマペンギン) <i>Eudyptes chrysocome</i> (イワトビペンギン) <i>Eudyptes chrysolophus</i> (マカロニペンギン) <i>Pygoscelis adeliae</i> (アデリーペンギン) <i>Pygoscelis antarctica</i> (ヒゲペンギン) <i>Pygoscelis papua</i> (ジェンツーペンギン)
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。	

別表第四 南極史跡記念物（第八条関係）

番号	名称	位置
一	千九百六十五年(1915)年に第一回アルゼンチン内陸極点探検隊により地理学的南極点に立てられた旗竿	南緯九十度
二	千九百六十年(1910)年に死亡した福島紳を記念して昭和基地に建てられた石塚と銘板	南緯六十九度東経三十九度三十五分
三	千九百三十年(1910)年にダグラス・モーションによりエンダビー・ランドのプロクラメーション島に建てられた石塚と銘板	南緯六十五度五十一分東経五十三度四十一分
四	千九百五十八年(1918)年のソヴィエト南極探検隊による到達不能極征服を記念した銘板と共に V. I. レーニンの胸像が取り付けられている基地の建物	南緯八十二度六分四十二秒東経五十五度一分五十七秒
五	千九百三十一年(1911)年にダグラス・モーションによりマックロバートソン・ランドのブルース岬に建てられた石塚と銘板	南緯六十七度二十五分東経六十度四十七分
六	千九百三十九年(1911)年にヒューバート・ウィルキンズによりプリンセス・エリザベス・ランドのヴェストフォール丘陵のウォークアバウト岩に建てられた石塚	南緯六十八度二十二分東経七十八度三十三分
七	千九百五十六年(1916)年に死亡したイワン・カルマを記念してブロムスキー島に建てられた銘板のはめ込まれた石	南緯六十六度三十二分四秒東経九十二度五十九分五十七秒
八	ミールヌイ観測所から二キロメートル地点にあるミールヌイフォストク・ルートに置かれたそりに設置された、任務遂行中に死亡したアナトリー・シチェグロフを記念する銘板がついた金属製の記念碑	南緯六十六度三十四分四十三秒東経九十二度五十八分二十三秒

九	任務遂行中に死亡したソヴィエト南極探検隊のソヴィエト、チェコスロバキア、ドイツ民主共和国及びスイス市民が埋葬されているミールヌイ観測所近くのブルムスキー島にある墓地	南緯六十六度三十二分四秒東経九十三度
十	千九百五十六年のオアシス基地の開設を記念する銘板がついた、バンガー丘陵のドロヴォルスキー基地の地磁気観測所	南緯六十六度十六分三十秒東経百四十五分三秒
十一	千九百五十七年のポストーク基地の開設を記念する銘板がついた、地球の地磁気極への最初の横断に関わった重トラクター	南緯七十八度二十七分四十八秒東経百六度五十分六秒
十二	削除	
十三	削除	
十四	千九百十二年に英国南極探検隊のビクター・キャンベルの北方隊によりテラ・ノヴァ湾のニコクスプレッシブル島に作られた氷穴の跡	南緯七十四度五十四分東経百六十三度四十三分
十五	千九百八年にアーネスト・シャクルトンによりロス島のロイズ岬に建てられた小屋（千九百六十一年に修復されたもの）	南緯七十七度三十三分東経百六十六度十分
十六	千九百十一年にロバート・ファルコン・スコットによりロス島のエヴァンス岬に建てられた小屋（千九百六十一年に修復されたもの）	南緯七十七度三十八分東経百六十六度二十四分
十七	千九百十六年に死亡したアーネスト・シャクルトンの南極横断探検隊の隊員三名を記念してロス島のエヴァンス岬のウインド・ヴェイン丘に建てられた十字架	南緯七十七度三十八分東経百六十六度二十四分
十八	千九百二年にロバート・ファルコン・スコットによりロス島のハット岬に建てられた小屋（千九百六十四年に一部修復されたもの）	南緯七十七度五十分東経百六十六度三十七分
十九	千九百四年にジョージ・ヴァンスを記念して英国南極探検隊によりロス島のハット岬に建てられた十字架	南緯七十七度五十分東経百六十六度三十七分
二十	千九百十三年にロバート・ファルコン・スコット隊を記念して英国南極探検隊によりロス島のオブザーベーション丘に建てられた十字架	南緯七十七度五十一分東経百六十六度四十一分
二十一	千九百十一年にロバート・ファルコン・スコット隊のエドワード・ウィルソン支隊によりロス島のクロージア岬に建てられた石の小屋	南緯七十七度三十一分東経百六十九度二十二分
二十二	千八百九十九年にC. E. ボルヒグレヴィンク率いる「南十字星」探検隊によりアデア岬に建てられた小屋	南緯七十一度十八分東経百七十度十二分
二十三	アデア岬にあるニコライ・ハンソンの墓	南緯七十一度十七分東経百七十度十三分
二十四	千九百十二年にロアール・アムンセンによりクイーン・モード山脈のベティ山に建てられた石塚	南緯八十五度十一分西経百六十三度四十五分
二十五	削除	
二十六	千九百五十一年に建てられたマルグリット湾のデブナム諸島のバリー島にあるアルゼンチン基地「ヘネラル・サン・マルティン」の放棄された施設並びに十字架、旗柱及び一本石柱	南緯六十八度八分西経六十七度八分
二十七	千九百九年にJ. B. シャルコー率いる第二回フランス探検隊によりペーターマン島のメガレストリス丘に建てられた銘板がついた石塚（千九百五十八年に修復されたもの）	南緯六十五度十分西経六十四度九分
二十八	千九百四年に「ル・フランセ」号で越冬したJ. B. シャルコー率いる第一回フランス探検隊の隊員名を刻んだブース島のシャルコー泊地にある木柱と銘板がついた石塚	南緯六十五度三分西経六十四度一分
二十九	千九百四十二年にアルゼンチンによりメルキョール諸島のラムダ島に建てられた灯台	南緯六十四度十八分西経六十二度五十九分
三十	千九百五十年にパラダイス泊地のチリの「ガブリエル・ゴンザレス・ヴィデラ」基地の近くに建てられた避難所	南緯六十四度四十九分西経六十二度五十一分
三十一	削除	
三十二	千九百四十七年にグリニッジ島のアルツロ・プラット基地の近くに建てられたチリの南極水路測量の基準点を示すコンクリートの一本柱	南緯六十二度二十八分西経五十九度四十分
三十三	千九百六十年に死亡したゴンサレス・パチェコを記念して名付けられたグリニッジ島のアルツロ・プラット基地の近くの避難所及び額板のついた十字架	南緯六十二度二十九分西経五十九度四十分
三十四	千九百四十七年にグリニッジ島のアルツロ・プラット基地に建てられたアルツロ・プラットの胸像	南緯六十二度五十分西経五十九度四十一分
三十五	千九百四十七年にグリニッジ島のアルツロ・プラット基地に建てられた木製の十字架と処女カルメンの像	南緯六十二度二十九分西経五十九度四十分
三十六	千八百七十四年にエドアルト・ダルマンによりキング・ジョージ島のポッター入江に建てられた金属製の銘板の複製	南緯六十二度十四分西経五十八度三十九分
三十七	千九百四十八年にベルナルド・オヒギンス基地の前に建てられたベルナルド・オヒギンス総司令官の胸像、同年二月十八日にチリ共和国ガブリエル・ゴンザレス・ヒデラ大統領により開設された旧ベルナルド・オヒギンス南極基地、千九百五十七年八月十二日に南極大陸で死亡したオスカー・イノストローザ・コントレラス中尉及びセルジオ・ボンズ・テレアルバ中尉を追悼した銘板及びベルナルド・オヒギンス基地の周辺にあるバージン・デル・カルメン洞窟	南緯六十三度十九分西経五十七度五十四分
三十八	千九百二年にオットー・ノルデンショルド率いるスウェーデン南極探検隊の本隊によりスノーヒル島に建てられた小屋	南緯六十四度二十二分西経五十六度五十九分
三十九	千九百三年にスウェーデン南極探検隊によりホープ湾に建てられた石の小屋	南緯六十三度二十四分西経五十六度五十九分
四十	千九百五十五年アルゼンチンにより建てられた「エスペランサ」基地にあるサン・マルティンの胸像、処女ルーファンの像のある小洞窟及び旗柱並びにこの地域で死亡したアルゼンチン探検隊員を記念する石碑のある墓地	南緯六十三度二十四分西経五十六度五十九分

四十一	千九百三年にC. A. ラルセンによりポーレット島に建てられた石の小屋、石塚及び探検隊員の墓	南緯六十三度三十四分西経五十五度四十五分
四十二	サウス・オークニー諸島のローリー島のスコシア湾内の地域にある千九百三年にW. S. ブルース率いるスコットランド探検隊により建てられた石の小屋、千九百五年に建てられたアルゼンチンの気象及び磁気観測所並びに千九百三年から十二個の墓のある墓地	南緯六十度四十六分西経四十四度四十分
四十三	千九百五十五年にフィルヒナー棚氷のピエドラブエナ湾のアルゼンチン基地の北東千三百メートルの地点に建てられ、千九百七十九年にコンフィン海岸にあるアルゼンチン基地に移された十字架	南緯七十七度五十二分西経三十四度三十七分
四十四	千九百八十二年にプリンセス・アストリ海岸に上陸した第一次インド南極観測隊を記念してダクシン・カンゴトリ基地に建てられた同隊隊員の氏名の一覧を記した銘板	南緯七十度四十五分東経十一度三十八分
四十五	ブラバン島に上陸したアドリアン・ジェルラーシ率いるベルギー南極探検隊を記念してメチニコフ岬の高度七十メートルの地点にあるモレーン頂上に建てられた銘板	南緯六十四度二分西経六十二度三十四分
四十六	千九百五十年に第三次フランス南極探検隊によりテール・アデリーに建てられ火災で部分的に破壊されたポール・マルタン基地の全ての建物及び設備	南緯六十六度四十九分東経百四十一度二十四分
四十七	千九百五十二年にマリオ・マレー率いる七名が越冬したテール・アデリーのペトレル島のマレー基地にある木造の建物	南緯六十六度四十分東経百四十度一分
四十八	千九百五十九年に行方不明になった気象研究員アンドレ・ブリュドームを記念してペトレル島の北東部の岬に建てられた十字架	南緯六十六度四十分東経百四十度一分
四十九	千九百五十九年に第一次ポーランド南極探検隊によりバンガー丘陵のドプロウォルスキー基地に重力加速度の測定のために建てられたコンクリートの柱	南緯六十六度十六分東経百四十五分
五十	千九百七十六年に「プロフェツソン・シードレツキー」号及び「タザール」号に乗船していた第一次ポーランド南極海洋観測隊の上陸を記念してファイルズ半島にあるチリ基地の南西にある崖に建てられた真鍮の銘板	南緯六十二度十二分西経五十九度一分
五十一	千九百七十九年に死亡したウラジーミル・プチャルスキーを記念してアドミラルティ湾のアルツトウスキー基地の南にある丘に建てられた鉄製の十字架のついた墓	南緯六十二度十三分西経五十八度二十八分
五十二	千九百八十五年に開設された中国の長城基地を記念してキング・ジョージ島のファイルズ半島に建てられた一本石柱	南緯六十二度十三分西経五十八度五十八分
五十三	千九百十六年の英国船「エンデュアランス」号の遭難者のチリ海軍船による救助を記念してエレファント島に建てられた一本石柱、銘板及びブルイス・アルベルト・パルド船長の胸像	南緯六十一度三分西経五十四度五十分
五十四	千九百六十五年ロス島のマクマード基地に建てられたリチャード・E・バードの極地における功績を記した青銅製の胸像	南緯七十七度五十一分東経百六十六度四十分
五十五	米国の軍南極探検隊及びロンネ南極調査探検隊によりストニントン島に建てられたイースト基地の建物及び工作物	南緯六十八度十一分西経六十七度
五十六	南極半島ダンコ海岸にあるチリの「ガブリエル・ゴンサレス・ヴィデラ」基地の近くにあるウォーターボート岬小屋の遺構及びその周辺の工作物	南緯六十四度四十九分西経六十二度五十一分
五十七	南極半島地域を探検したアンドルー・マクファーレンを記念してグリニッジ島のマクファーレン海峡のヤンキー湾に建てられた銘板	南緯六十二度三十二分西経五十九度四十五分
五十八	削除	
五十九	千八百十九年に沈没した「サン・テルモ」号の乗組員を記念してリヴィングストン島のシレフ岬のハーフ・ムーン浜に建てられた石塚	南緯六十二度二十八分西経六十度四十六分
六十	一 千九百三年にアルゼンチンのコルベット艦「ウルグアイ」号がスウェーデン南極探検隊を救助した記念としてジェームズ・ロス諸島のシーモア島海岸南部のペンギンズ湾に建てられた銘板と石塚 二 千九百二年にスウェーデン南極探検隊によりジェームズ・ロス諸島のシーモア島海岸南部のペンギンズ湾に建てられた木柱と石塚	南緯六十四度十六分西経五十六度三十九分 南緯六十四度十七分四十七・二秒西経五十六度四十一分三十・七秒
六十一	グーディエ島のロックロイ港にあるタバリン作戦と科学研究のための基地として建てられたA基地	南緯六十四度四十九分西経六十三度二十九分
六十二	アルゼンチン諸島のウィンター島にある初期の英国科学基地として建てられたF基地	南緯六十五度十五分西経六十四度十六分
六十三	西グレアム・ランドのマルグリット湾内のホースシュー島にあるY基地	南緯六十七度四十八分西経六十七度十八分
六十四	西グレアム・ランドのマルグリット湾内のストニントン島北端にあるE基地	南緯六十八度十一分西経六十七度
六十五	千八百九十五年ヘンリック・ブル率いるノルウェー捕鯨探検隊によりスヴェンド・フォイン島に建てられた伝言ポスト	南緯七十一度五十六分西経百七十一度五分
六十六	千九百十一年にクリスティン・プラストラッドによりスコット山の北側の絶壁のふもとに建てられた石塚	南緯七十七度十一分西経百五十四度三十二分
六十七	千九百十一年にグリフィス・テイラーにより建てられたグラニット湾のジオロジー岬にある石で作られた小屋	南緯七十七度東経百六十二度三十二分
六十八	英国南極探検隊によりインエクスプレッシブル島のヘルズ・ゲイト・モレーンに建てられた補給所	南緯七十四度五十二分東経百六十三度五十分
六十九	千九百二年にロバート・ファルコン・スコット率いる英国南極探検隊により建てられたクロウジア岬にある伝言ポスト	南緯七十七度二十七分東経百六十九度十六分
七十	千九百二年にロバート・ファルコン・スコットによりコールマン島のワーズワース岬に建てられた伝言ポスト	南緯七十三度十九分東経百六十九度四十七分

七十一	千九百十二年にアドルフ・アンドーレセンにより建てられたデセプション島にあるホエーラーズ湾捕鯨基地	南緯六十二度五十九分西経六十度三十四分
七十二	クラリウス・ミッケルセン率いるノルウェーのトールスハウン捕鯨船の一行により建てられたヴェストフォル丘陵のトライン島にある石塚及び旗竿	南緯六十八度二十二分東経七十八度二十四分
七十三	エレバス山における旅客機墜落事故により死亡した二百五十七名を記念して千九百八十七年に建てられたステンレス製の十字架	南緯七十七度二十五分東経百六十七度二十七分
七十四	エレファント島の南西の海岸にある入江の中にある木造の帆船の残骸	南緯六十一度十四分西経五十五度二十二分
七十五	千九百五十六年から千九百五十七年の英国南極横断探検隊によりロス島のブラム岬にあるスコット基地内に建てられた小屋	南緯七十七度五十一分東経百六十六度四十六分
七十六	気象及び火山観測所としてデセプション島のペンデュラム入江に建てられ噴火により破壊されたペドロ・アギュレ・セルダ基地の遺構	南緯六十二度五十九分西経六十度四十分
七十七	ジョージ五世・ランドのコモンウェルス湾のデニソン岬に建てられたモーソン小屋群及び同岬のボート泊地の海中にある歴史的遺物	南緯六十七度東経百四十二度三十九分
七十八	千九百九十年に遭難した第九次インド南極観測隊を記念してドロニン・モード・ランドのフンボルト山地の同隊遭難地点に建てられた銘板	南緯七十一度四十五分東経十一度十二分
七十九	第一次ドイツ南極探検隊の支援のためにビクトリア・ランドのドッケリー山に建てられた小屋	南緯七十一度十二分東経百六十四度三十一分
八十	千九百十一年にロアルド・アムンゼン率いるノルウェー南極探検隊によって、地理学的南極点に展張された天幕	南緯九十度
八十一	千八百四十年にデュモン・デュルビルが上陸したテール・アデリーの小島	南緯六十六度三十六分東経百四十度四分
八十二	キング・ジョージ島ファイルズ半島のフレイ基地、バリングスハウゼン基地並びにエスクデロ基地の近くにある南極条約の記念碑並びに同条約への署名及び極地に関する国際年を記念した銘板	南緯六十二度十二分東経五十八度五十七分
八十三	ルベ海岸のラルマンドフィヨルドのデターユ島にあるW基地	南緯六十六度五十二分西経六十六度三十八分
八十四	ウィンケ島のドリアン湾のダモイ岬に建てられた小屋	南緯六十四度四十九分西経六十三度三十一分
八十五	マクマード基地におけるPM-3A原子炉を記念する銘板	南緯七十七度五十一分西経百六十六度四十一分
八十六	長城基地の第一号棟	南緯六十二度十三分四秒西経五十八度五十七分四十四秒
八十七	ドロニン・モードランドのシューマッハオアシスにおける最初の常設ドイツ南極観測基地ジョージフォスター跡地	南緯七十度四十六分三十九秒東経十一度五十一分三秒
八十八	クドリョシヨフ教授の複合掘削施設	南緯七十八度二十八分東経百六度四十八分
八十九	千九百十年から千九百十二年にかけて行われたテラ・ノヴァ探検における千九百十二年十二月のエレバス山調査期間に使用された頂上野营地	南緯七十七度三十分二十一秒東経百六十七度十分十三秒
九十	千九百十年から千九百十二年にかけて行われたテラ・ノヴァ探検における千九百十二年十二月のエレバス山調査期間に使用された中腹野营地E	南緯七十七度三十分二十一秒東経百六十七度九分十五秒
九十一	サウス・シェトランド諸島のリビングストン島に建てられたブルガリアのセントクリメント・オーリドスキー基地のレイム・ドッグ小屋	南緯六十二度三十八分二十九秒西経六十度二十一分五十三秒
九十二	千九百五十九年から二千年まで南極地域で使用された雪上重トラクター「ハリコフチャンカ」	南緯六十九度二十二分四十一秒東経七十六度二十二分五十九秒
九十三	千九百十四年から千九百十五年にかけて行われたアーネスト・シャクルトン率いる南極横断探検隊により使用された沈没船「エンデュアランス」号	不明
九十四	カール・アントン・ラーセン船長により建てられた石塚	南緯六十四度十四分十三・〇六秒西経五十六度三十五分七・五秒
九十五	千八百十九年に消息を絶ったスペイン船「サン・テルモ」号の沈没船	シャーレフ岬（サウスシェトランド諸島のリビングストン島）周辺（正確な位置は不明）

別表第五 南極哺乳類等の捕獲等の区分、目的及び条件（第十一条関係）

区分	目的	条件
一 次の各号に掲げる行為 イ 南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取若しくは損傷 ロ 南極地域に生息し若しくは生育する動植物の生息状態若しくは生育状態又は生息環境若しくは生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為	一 科学的調査 二 教育資料の収集 三 南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは南極鳥類の卵の採取以外を目的とする科学的調査若しくは教育資料の収集又は科学的調査若しくは教育資料の収集の建築物の建築に伴いする 四 南極哺乳類若しくは南極鳥類	一 目的を達成するために必要な限度においてするものであること。 二 南極哺乳類若しくは南極鳥類の殺傷又は南極鳥類の卵の損傷をする場合にあっては、殺傷若しくは損傷する個体（卵を含む。この号において同じ。）の数が少数であり、かつ、他に確認を受けた採捕、殺傷若しくは損傷（議定書の締約国たる外国の法令であってこの法律に相当するものの規定により当該締約国において許可その他の行政処分を受けてするもの及び当該処分を受けることを要しないとされているものを含む。）との累積により当該殺傷若しくは損傷する個体の生息地における当該個体の数が次の繁殖期を経た後において著しく減少することのないこと。 三 環境大臣が定める種については、殺傷又はその卵の損傷をしないこと。

	類（その卵を含む。）の保護	
二 次に掲げる場合以外の場合における生きている生物（ウイルスを含む。）の南極地域への持込み イ 食用に供するために酵母その他の菌類又は植物を持ち込む場合 ロ イに掲げるもののほか、第二十一条に掲げる行為に該当する場合	一 鑑賞（植物に限る。） 二 実験	一 持ち込む生きている生物がC a n i s 属（イヌ属）又は鳥綱に属する種の個体でないこと。 二 滅菌していない土壌とともに持ち込むものでないこと。 三 南極地域の動植物との接触を避けるために必要な予防のための措置が講じられていること。 四 持ち込む生きている生物を南極地域において処分する場合には、法第十六条第一号に規定する方法で行うこと。

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件						
第一南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な当該地区の管理のための活動（以下この別表において「管理活動」という。）に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式の回転翼航空機は、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、指定された地点（南緯六十七度二十七分六秒東経六十度五十三分十七秒）に限り、着陸することができる。 四 原則として、航空機は、ペンギン（別表第三のペンギン科に掲げる種の生きている個体をいう。以下この別表において同じ。）の繁殖地の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。 <table border="1"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td><td>地表から高度九百三十メートル以下の空域</td></tr> <tr> <td>多発式の回転翼航空機</td><td>地表から高度千五百メートル以下の空域</td></tr> <tr> <td>単発式の飛行機</td><td>地表から高度九百三十メートル以下の空域</td></tr> </table> 五 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 七 当該地区内では、指定された地点（南緯六十七度二十六分十七秒東経六十度五十九分二十三秒）に限り、野営することができる。 八 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	単発式の回転翼航空機	地表から高度九百三十メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域	単発式の飛行機	地表から高度九百三十メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度九百三十メートル以下の空域						
多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域						
単発式の飛行機	地表から高度九百三十メートル以下の空域						
第二南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、科学的調査のために必要な場合を除き、ギガンテウス島に立ち入らないこと。 三 当該地区内の陸域では車両を使用しないこと。 四 ギガンテウス島に立ち入る場合は、南極地域の自然環境について専門的な知識を有する者を同行させること。 五 当該地区内にある南極鳥類（別表第三に掲げる種の生きている個体をいう。以下この別表において同じ。）の繁殖地から二百五十メートル以内の区域では車両を使用しないこと。 六 原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式の回転翼航空機については、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、南極鳥類の繁殖地から五百メートル以上離れた区域（ギガンテウス島を除く。）に限り着陸することができる。 七 毎年五月一日から九月三十日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあつては、南極鳥類の繁殖地から九百三十メートル以内の区域に、多発式の回転翼航空機にあつては、南極鳥類の繁殖地から千五百メートル以内の区域に離着陸しないこと。 八 航空機はギガンテウス島の直上空域を飛行しないこと。 九 原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。 <table border="1"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td><td>地表から高度九百三十メートル以下の空域</td></tr> <tr> <td>多発式の回転翼航空機</td><td>地表から高度千五百メートル以下の空域</td></tr> </table>	単発式の回転翼航空機	地表から高度九百三十メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域		
単発式の回転翼航空機	地表から高度九百三十メートル以下の空域						
多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域						

		単発式の飛行機	地表から高度九百三十メートル以下の空域
		十 毎年五月一日から九月三十日までの期間は、当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。	
		単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
		多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域
		単発式の飛行機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
		十一 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。 十二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では歩行者は南極鳥類の繁殖地から二十メートル以内に近づかないこと。 十三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 十四 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十五 原則として、当該地区内では野営しないこと。 十六 当該地区内では、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。 十七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 二十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 二十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	
第三南極特別保護地区	一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	
	二	当該地区内では車両を使用しないこと。	
	三	原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、単発式回転翼航空機は、指定された地点（南緯六十六度二十六分三十八秒東経百十度二十分五十四秒又は南緯六十六度二十七分八秒東経百十度三十六分四秒）に限り、着陸することができる。	
	四	原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。	
		単発式の航空機	地表から高度九百三十メートル以下の空域
		多発式の航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域
		五 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。 六 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、アーデリー島においては、毎年十一月一日から翌年の四月一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。 七 原則として、オドバード島内では野営しないこと。 八 当該地区内では、指定された地点（南緯六十六度二十二分二十四秒東経百十度三十五分十二秒）に限り、野営することができる。 九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十一 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	
		一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。 三 原則として、回転翼航空機は当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 四 当該地区内では徒歩で移動すること。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 六 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	

	十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。		
第五南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 航空機は、指定された地点（南緯七十六度五十五分九秒東経百六十六度五十二分五秒）に限り、着陸することができる。 四 原則として、当該地区内では航空機は南極鳥類の繁殖地の上空を高度六百十メートル以下で飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 当該地区内では、指定された地点（南緯七十六度五十五分四十五秒東経百六十六度五十二分四十秒又は南緯七十六度五十七分四十八秒東経百六十六度五十三分五十四秒）に限り、野営することができる。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレープの使用又はエタノール水溶液（エタノールが七十パーセント以上である水溶液をいう。以下この別表において同じ。）による洗浄等の方法を用いること。 九 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。		
第六南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。 三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、回転翼航空機は、指定された地点（南緯七十二度十九分十五秒東経百七十度十三分三十一秒）に限り、着陸することができる。 四 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、科学的調査又は管理活動のために必要な場合及び前号の規定に従って離着陸する場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 原則として、当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。		
第七南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 毎年四月一日から十二月十五日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。 四 毎年四月一日から十二月十五日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域であって、高度千メートル以下の空域を飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 当該地区内において、ペンギンの繁殖地から二百メートル以内の区域では野営しないこと。 七 当該地区内に鳥綱に属する種の加工品を持ち込まないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。		
第八南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区への立入りは、北海岸の岩場（南緯六十五度十九分十八秒西経六十四度八分四十六秒）から行うこと。 三 当該地区内では車両を使用しないこと。 四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 五 当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。 <table border="1" data-bbox="472 1962 1158 2024"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td><td>地表から高度七百五十メートル以下の空域</td></tr> </table>	単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域		

		<table><tr><td>多発式の回転翼航空機</td><td>地表から高度千メートル以下の空域</td></tr><tr><td>単発式又は双発式の飛行機</td><td>地表から高度四百五十メートル以下の空域</td></tr><tr><td>多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)</td><td>地表から高度千メートル以下の空域</td></tr></table>	多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域	単発式又は双発式の飛行機	地表から高度四百五十メートル以下の空域	多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)	地表から高度千メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域							
単発式又は双発式の飛行機	地表から高度四百五十メートル以下の空域							
多発式の飛行機 (双発式の飛行機を除く。)	地表から高度千メートル以下の空域							
	六	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。						
	七	当該地区内では、指定された地点（南緯六十五度十九分十八秒西経六十四度八分五十五秒）に限り、野営することができる。						
	八	当該地区内に鳥綱に属する種の加工品を持ち込まないこと。						
	九	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。						
	十	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。						
	十一	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。						
	十二	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。						
	十三	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。						
第九南極特別保護地区	一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。						
	二	当該地区内では徒歩で移動すること。						
	三	航空機は、南緯六十度四十四分九秒西経四十五度四十一分二十三秒に限り着陸することができる。						
	四	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。						
	五	原則として、当該地区内では野営しないこと。						
	六	当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。						
	七	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。						
	八	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。						
	九	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。						
	十	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。						
	十一	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。						
第十南極特別保護地区	一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。						
	二	当該地区への立入りは、北海岸の東端（南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分十二秒）から行うこと。						
	三	当該地区内では徒歩で移動すること。						
	四	航空機は、原則として、指定された地点（南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分十二秒）に限り、着陸することができる。						
	五	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。						
	六	当該地区内では、指定された地点（南緯六十度三十九分四秒西経四十五度三十六分三十七秒）に限り、野営することができる。						
	七	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。						
	八	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。						
	九	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。						
	十	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。						
	十一	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。						
第十一南極特別保護地区	一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。						
	二	原則として、船舶はフォークランド湾又はエレフセン湾にびよう泊しないこと。						
	三	当該地区内では車両を使用しないこと。						
	四	毎年十一月一日から翌年の二月十五日までの期間を除き、航空機は、指定された地点（南緯六十度四十三分二十秒西経四十五度一分三十二秒）に限り、着陸することができる。						
	五	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。						
	六	原則として、当該地区内では、指定された地点（南緯六十度四十三分二十秒西経四十五度一分三十二秒）に限り、野営することができる。						
	七	当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。						
	八	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。						
	九	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。						
	十	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。						
	十一	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。						
	十二	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。						
第十二南極特別	一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。						
	二	原則として、当該地区内では船舶に係留しないこと。						
	三	当該地区内では徒歩で移動すること。						
	四	航空機は当該地区内に着陸しないこと。						
	五	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。						

保護地区	六 当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に家さんの加工品を持ち込まないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第十三南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 当該地区内では徒歩で移動すること。 三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 四 科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 六 当該地区内では、指定された地点（南緯六十四度四十六分十六秒西経六十四度五分十五秒）に限り、野営することができる。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第十五南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 原則として、当該地区への立入りは別記の地図上に示された場所から行うこと。 三 当該地区の北東海岸の地点（南緯六十七度五十三分十秒西経六十七度二十三分十三秒）から百メートル以内の区域から立ち入らないこと。 四 当該地区内では徒歩で移動すること。 五 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分四秒西経六十七度二十三分四十三秒）に限り、着陸することができる。 六 毎年十月十五日から翌年の二月二十八日までの期間は、科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、う科の鳥類の繁殖地から十メートル以内に近づかないこと。 七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 八 当該地区内では、指定された地点（南緯六十七度五十三分四秒西経六十七度二十三分四十三秒）に限り、野営することができる。 九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十一 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第十六南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区への立入りは、当該地区の北端（南緯七十七度十三分八秒東経百六十六度二十六分九秒）から行うこと。 三 当該地区内では車両を使用しないこと。 四 当該地区内では徒歩で移動すること。 五 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 六 航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度五十メートル以下の空域を飛行しないこと。 七 回転翼航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度百メートル以下の空域をホバリングしないこと。 八 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十 当該地区内では野営しないこと。 十一 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十二 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十三 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十四 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十五 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第十七南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区への立入りは、当該地区の北西海岸にある地点（南緯六十七度四十六分八秒西経六十八度五十三分三十三秒）又は東海岸にある地点（南緯六十七度四十六分二十五秒西経六十八度五十三分）から行うこと。 三 当該地区内では車両を使用しないこと。 四 当該地区を徒歩で縦断する場合、別記の地図上に示された歩道を通ること。 五 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。

護 地 区	六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。 七 当該地区内では、指定された地点（南緯六十七度四十六分八秒西経六十八度五十三分三十秒又は南緯六十七度四十六分二十六秒西経六十八度五十三分一秒）に限り、野営することができる。 八 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 十 九 南 極 特 別 保 護 地 区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 四 航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。 五 科学調査又は管理活動のために必要であり、かつ、設置期間が三年を超えない場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に、国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 二 十 南 極 特 別 保 護 地 区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。 三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。 四 航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 六 原則として、当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 八 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 二 十 一 南 極 特 別 保 護 地 区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 当該地区内の陸域では車両を使用しないこと。 三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。 四 科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。 五 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 六 当該地区内の陸域及びペンギンの繁殖地から二百メートル以内の海域では野営しないこと。 七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 二 十 二 南 極 特 別	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、原則として、別記の地図上に示された通路を通ること。 三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。 四 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。 五 原則として、当該地区内では無線機を使用しないこと。

保護地区	六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 七 当該地区内では野営しないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第二十三南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 六 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に燃料を持ち込まないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では爆発物を使用しないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第二十四南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 毎年四月一日から翌年の一月一日までの期間は、船舶又はボートは、当該地区内の海域を航行しないこと。 四 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、<i>Aptenodytes forsteri</i>（コウテイペンギン）の繁殖地から九百三十メートル以内の海氷上には着陸しないこと。 五 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 七 当該地区内では、指定された地点（南緯七十七度二十七分三十九秒東経百六十九度十一分十四秒）から半径百メートル以内の区域に限り、野営することができる。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第二十五南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 当該地区内では徒歩で移動すること。 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 四 当該地区内では野営しないこと。 五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 六 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 七 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 八 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第二十六南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は考古学的調査に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 パークリー湾の海岸線、西経六十度五十三分四十五秒の経度線、南緯六十二度三十八分三十秒の緯度線及び西経六十度五十八分四十八秒の経度線に囲まれた区域並びに南緯六十二度三十七分西経六十一度八分の地点と南緯六十二度三十六分西経六十一度六分の地点を結ぶ直線及びバイアズ半島の北西海岸線により囲まれた区域においては着陸をしないこと。また、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区内の海岸線から五百メートル以内の区域に着陸をしないこと。

	四 当該地区内の海岸線から五百メートル以内の区域の直上空域にあつては、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 当該地区内では、あざらし漁で使用された小屋から五十メートル以内の区域、パークリー湾の海岸線、西経六十度五十三分四十五秒の経度線、南緯六十二度三十八分三十秒の緯度線及び西経六十度五十八分四十八秒の経度線に囲まれた区域並びに南緯六十二度三十七分西経六十一度八分の地点と南緯六十二度三十六分西経六十一度六分の地点を結ぶ直線及びバイアズ半島の北西海岸線により囲まれた区域に野営しないこと。 七 当該地区内に鳥糞に属する種の加工品を持ち込まないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。								
第二十七南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。 三 毎年四月十五日から八月三十一日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。								
	<table border="1"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td><td>地表から高度七百五十メートル以下の空域</td></tr> <tr> <td>多発式の回転翼航空機</td><td>地表から高度千メートル以下の空域</td></tr> <tr> <td>単発式又は双発式の飛行機</td><td>地表から高度七百五十メートル以下の空域</td></tr> <tr> <td>多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）</td><td>地表から高度千メートル以下の空域</td></tr> </table>	単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域	単発式又は双発式の飛行機	地表から高度七百五十メートル以下の空域	多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）	地表から高度千メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域								
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域								
単発式又は双発式の飛行機	地表から高度七百五十メートル以下の空域								
多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）	地表から高度千メートル以下の空域								
	四 前号に掲げる期間以外の期間においては、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。 <table border="1"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td><td>地表から高度七百五十メートル以下の空域</td></tr> <tr> <td>多発式の回転翼航空機</td><td>地表から高度千メートル以下の空域</td></tr> <tr> <td>単発式又は双発式の飛行機</td><td>地表から高度七百五十メートル以下の空域</td></tr> <tr> <td>多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）</td><td>地表から高度千メートル以下の空域</td></tr> </table> 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 原則として、当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域	単発式又は双発式の飛行機	地表から高度七百五十メートル以下の空域	多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）	地表から高度千メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域								
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域								
単発式又は双発式の飛行機	地表から高度七百五十メートル以下の空域								
多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）	地表から高度千メートル以下の空域								
第二十八南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 原則として、当該地区への立入りは、南緯六十二度十分二十五秒から南緯六十二度十一分十九秒までのアドミラルティ湾西岸の海岸線からは行わないこと。 三 当該地区内では車両を使用しないこと。 四 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、原則として、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、氷河上に限り、着陸することができる。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 六 当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に家さんの加工品を持ち込まないこと。 八 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。								

	十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。								
第二十九南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区内では徒歩で移動すること。 三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 五 当該地区内では野営しないこと。 六 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。								
第三十一南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 航空機は、指定された地点（南緯七十七度三十六分五十八秒東経百六十三度二分五十二秒）に限り、着陸することができる。 四 原則として、航空機は、当該地区の地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。 五 当該地区内では徒歩で移動すること。 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 七 当該地区内では、野営しないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。								
第三十二南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は普及啓発活動に限る。 二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。 三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 四 航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。また、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間の日出前及び日没後においては、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、原則として、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。 <table border="1"> <tr> <td>ペンギン目に属する種（繁殖地にいるものに限る。）</td><td>十メートル</td></tr> <tr> <td>ペンギン目に属する種（換羽中のものに限る。）</td><td>五メートル</td></tr> <tr> <td>Macronectes giganteus（オオフルマカモメ）</td><td>百メートル</td></tr> <tr> <td>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種</td><td>十メートル</td></tr> </table> 八 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 九 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。 十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	ペンギン目に属する種（繁殖地にいるものに限る。）	十メートル	ペンギン目に属する種（換羽中のものに限る。）	五メートル	Macronectes giganteus（オオフルマカモメ）	百メートル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル
ペンギン目に属する種（繁殖地にいるものに限る。）	十メートル								
ペンギン目に属する種（換羽中のものに限る。）	五メートル								
Macronectes giganteus（オオフルマカモメ）	百メートル								
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル								
第三十三南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査若しくは普及啓発活動又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区内では徒歩で移動すること。 三 飛行機は、南緯六十二度十七分西経五十九度十分の地点を起点とし、同地点から当該地区の境界線を東進し、南緯六十二度十九分二十四秒西経五十九度八分四十五秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、起点に至る線により囲まれた区域を除き、着陸しないこと。								

別 保 護 地 区	四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 五 当該地区内では、一回につき六人以下である場合においては、指定された地点（南緯六十二度十八分西経五十九度十分）に限り、野営することができる。 六 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 八 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 三 十 四 南 極 特 別 保 護 地 区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 回転翼航空機は、指定された地点（南緯六十四度九分二十一秒西経六十度五十七分十二秒）に限り、着陸することができる。 四 前号の規定に従って離着陸する場合を除き、原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 原則として、当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 八 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 三 十 五 南 極 特 別 保 護 地 区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。 三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 五 当該地区内では野営しないこと。 六 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 八 原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 三 十 六 南 極 特 別 保 護 地 区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区への立入りは、ウィルクス・ヒルトン小屋の北にある地点（南緯六十六度十五分十七秒東経百十度三十二分十四秒）、又は当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度十四分三十一秒東経百十度三十六分五十四秒）を起点とし、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、クラーク半島の海岸にある地点（南緯六十六度十四分二十九秒東経百十度三十六分五十一秒）に至り、同地点からクラーク半島の海岸線を北西に進み、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度十四分二十七秒東経百十度三十六分五十四秒）に至り、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、南緯六十六度十四分四十七秒東経百十度三十八分三十四秒の地点に至る線上の地点から行うこと。 三 毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、ペンギンの繁殖地から三十メートル以内の区域に立ち入らないこと。 四 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。ただし、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度十四分十四秒東経百十度三十八分七秒）を起点とし、同地点から当該地区の境界線を東進し、南緯六十六度十四分四十七秒東経百十度三十八分三十四秒の地点に至り、同地点から西方、北から六十八度の方角に引いた直線を北西に進み、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度十四分三十一秒東経百十度三十六分五十四秒）に至り、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、クラーク半島の海岸にある地点（南緯六十六度十四分二十九秒東経百十度三十六分五十一秒）に至り、同地点からクラーク半島の海岸線を北西に進み、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度十四分二十七秒東経百十度三十六分五十四秒）に至り、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域を除く。 五 原則として、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 七 当該地区内では野営しないこと。 八 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一 原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 三	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。

十七 南 極 特 別 保 護 地 区	二 当該地区内において車両を使用する場合、あざらし等（別表第二の食肉目に掲げる種の生きている個体をいう。以下この別表において同じ。）の繁殖地又は集団から五十メートル以内に近づかないこと。 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地域内に着陸する場合、当該地区内の海岸線又はあざらし等の集団から九百三十メートル以内の区域には着陸しないこと。 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。なお、当該地区内に離着陸する場合、当該地区内の海岸線の直上空域を飛行しないこと。 五 航空機は当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以上の空域において着陸する地点を調査すること。 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 七 あざらし等の繁殖地又は集団から二百メートル以内の区域では野営しないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では爆発物を使用しないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第三 十 八 南 極 特 別 保 護 地 区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区内では徒歩又は航空機で移動すること。 三 当該地区内では車両を使用しないこと。 四 航空機は、指定された地点（南緯七十七度三十五分五十秒東経百六十一度四分二十九秒）に限り、着陸することができる。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 六 当該地区内では、指定された地点（南緯七十七度三十五分五十秒東経百六十一度四分二十九秒）に限り、野営することができる。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十 当該地区内では爆発物を使用しないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第三 十 九 南 極 特 別 保 護 地 区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 当該地区内では徒歩で移動すること。 三 航空機（回転翼航空機に限る。）は、指定された地点（南緯六十四度四十八分三十五秒西経六十三度四十六分四十九秒又は南緯六十四度四十八分二十二秒西経六十三度四十六分二十四秒）に限り、着陸することができる。 四 航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。ただし、前号の地点に離着陸する場合で、かつ、南緯六十四度四十八分三十六秒西経六十三度四十六分五十二秒の地点を起点とし、同地点と南緯六十四度四十八分三十五秒西経六十三度四十六分四十二秒の地点を結ぶ直線及び同地点から起点に至る海岸線により囲まれた区域、並びに、南緯六十四度四十八分二十四秒西経六十三度四十六分四秒の地点を起点とし、同地点と南緯六十四度四十八分二十秒西経六十三度四十六分五秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯六十四度四十八分二十一秒西経六十三度四十六分二十六秒の地点を結ぶ海岸線、同地点と南緯六十四度四十八分二十三秒西経六十三度四十六分二十六秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯六十四度四十八分二十四秒西経六十三度四十六分三十二秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点とを結ぶ海岸線で囲まれた区域の直上空域を航行する場合は、この限りでない。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 六 原則として、当該地区内では、指定された地点（南緯六十四度四十八分三十一秒西経六十三度四十六分四十九秒）に限り、野営することができる。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九 当該地区内に調理していない家きんを持ち込まないこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第四 十 南 極 特 別 保 護 地 区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 南緯六十二度五十七分五十秒の緯度線、西経六十度三十三分二十五秒の経度線、南緯六十二度五十八分五秒の緯度線及び西経六十度三十三分五十秒の経度線により囲まれた区域に立ち入らないこと。 三 当該地区内では徒歩で移動すること。 四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 五 船内機又は船外機付きのボートを使用しないこと。 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 七 当該地区内では野営しないこと。 八 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一 原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

	十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第四十一南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 当該地区への立入りは、南緯六十九度十四分三十八秒東経三十九度四十三分二十二秒の地点から行うこと。 三 当該地区内では車両を使用しないこと。 四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 六 当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第四十二南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 四 航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 六 当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 八 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第四十三南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は文化的活動に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 四 原則として、航空機は当該地区内にある湖沼の直上空域を飛行しないこと。 五 パートン湖内では船内機又は船外機付きのボートを使用しないこと。 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 七 当該地区内では野営しないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第四十五南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は観光活動に限る。 二 船舶は当該地区内にびょう泊しないこと。 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び除去予定日を明示すること。 四 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 五 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 六 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 七 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第四十七南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内では潜水活動をしないこと。 三 当該地区内では徒歩で移動すること。 四 当該地区内では、雪上又は水上に限り、車両を使用することができる。 五 航空機は、湖岸から二百メートル以内の区域、植生地若しくは湿地から百メートル以内の区域又は河床内に着陸しないこと。 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。

護 地 区	七 当該地区内では、指定された地点（南緯七十度五十一分四十八秒西経六十八度二十一分三十九秒）に限り、野営することができる。
	八 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
	九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
	十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
	十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
	十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
	十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 四 十 八 南 極 特 別 保 護 地 区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
	二 当該地区内では車両を使用しないこと。
	三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
	四 当該地区内では野営しないこと。
	五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
	六 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
	七 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
	八 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 四 十 九 南 極 特 別 保 護 地 区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は考古学的調査に限る。
	二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。
	三 毎年十一月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、指定された地点（南緯六十二度二十八分十五秒西経六十度四十六分二十七秒又は南緯六十二度二十八分十六秒西経六十度四十六分四十八秒）に限り、着陸することができる。
	四 毎年十一月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、離着陸する場合（回転翼航空機については、前号の規定による場合に限る。）を除き、当該地区の境界線から六百十メートル以内の区域の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以内の空域を飛行しないこと。ただし、回転翼航空機は、離着陸する場合であっても、当該地区のうち、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十二度二十八分西経六十度五十分四秒）を起点とし、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、南緯六十二度二十八分西経六十度四十六分十秒の地点に至り、同地点から南緯六十二度二十八分の緯度線を西進し、南緯六十二度二十八分西経六十度四十八分の地点に至り、同地点から西経六十度四十八分の経度線を南進し、南緯六十二度二十九分西経六十度四十八分の地点に至り、同地点から南緯六十二度二十九分の緯度線を西進し、南緯六十二度二十九分西経六十二度五十分九秒の地点に至り、同地点から当該地区の境界線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域の直上空域を飛行しないこと。
	五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、原則として、毎年十一月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。
	六 当該地区内では、指定された地点（南緯六十二度二十八分十二秒西経六十度四十六分十七秒又は南緯六十二度二十八分十五秒西経六十度四十六分十七秒）からそれぞれ半径二百メートル以内の区域又はサンテルモ島に限り、野営することができる。
	七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
	八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
	九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
	十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、液状廃棄物の海域への排出は除く。
	十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 五 十 南 極 特 別 保 護 地 区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
	二 当該地区内に、一回につき二十人以上（毎年十月一日から翌年の一月三十一日までの期間は、一回につき十人以上）立ち入らないこと。
	三 当該地区内では徒歩で移動すること。なお、当該地区内を徒歩で移動する場合、科学的調査に特に必要な場合を除き、別記の地図上に示された歩道を通ること。
	四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
	五 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、当該地区の直上空域を飛行する場合、南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。
	六 回転翼航空機は、当該地区内の南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域をホバリングしないこと。
	七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
	八 当該地区内では野営しないこと。
	九 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
	十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
	十一 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
	十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
	十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
	十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 五	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
	二 当該地区内では徒歩で移動すること。

南 極 特 別 保 護 地 区	三	当該地区内では車両を使用しないこと。
	四	原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。
	五	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
	六	当該区域内で継続的に調査を行う場合、原則として、その区域を明示すること。
	七	原則として、当該地区内では野営しないこと。
	八	当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
	九	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
	十	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
	十一	当該地区内では、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、ペンギンの営巣地から十メートル以内に近づかないこと。
	十二	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
	十三	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
	十四	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 五 十 二 南 極 特 別 保 護 地 区	一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
	二	船舶は当該地区内にびょう泊しないこと。
	三	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
	四	当該地区内では野営しないこと。
	五	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
	六	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
	七	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
	八	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
	九	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 五 十 三 南 極 特 別 保 護 地 区	一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
	二	船舶は当該地区内にびょう泊しないこと。
	三	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
	四	当該地区内では野営しないこと。
	五	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
	六	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
	七	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
	八	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
	九	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 五 十 四 南 極 特 別 保 護 地 区	一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。ただし、南緯七十七度十二秒東経百六十二度三十二分五十六秒の地点と南緯七十七度十五秒東経百六十二度三十二分五十五秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度十五秒東経百六十二度三十二分五十一秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度十三秒東経百六十二度三十二分五十二秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度二十秒東経百六十二度三十一分五十四秒の地点を結ぶジオロジ岬の海岸線から二十メートル離れたところにある線、同地点と南緯七十七度十九秒東経百六十二度三十一分五十三秒の地点を結ぶ直線及びジオロジ岬の海岸線により囲まれた区域（以下この項において、「管理区域」という。）においては、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動を行うことができる。
	二	当該地区内では徒歩で移動すること。
	三	原則として、管理区域内に、一回につき十人以上立ち入らないこと。
	四	原則として、管理区域内の第六十七南極史跡記念物に立ち入らないこと。
	五	原則として、管理区域内の南緯七十七度十五秒東経百六十二度三十二分十四秒の地点にある展望施設に、一回につき五人以上立ち入らないこと。
	六	原則として、第六十七南極史跡記念物の南側にある植生の区域に立ち入らないこと。
	七	当該地区内では車両を使用しないこと。
	八	原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。
	九	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。
	十	当該地区内では野営しないこと。
	十一	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
	十二	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
	十三	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
	十四	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
	十五	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 五 十 五	一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動に限る。
	二	原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。
	三	原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。

南 極 特 別 保 護 地 区	四	当該地区内に、一回につき四十人以上立ち入らないこと。
	五	当該地区内の第十六南極史跡記念物に、一回につき九人以上立ち入らないこと。
	六	当該地区内の第十六南極史跡記念物では、金属鋸のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に八人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。
	七	当該地区内では燃焼式ランプ若しくは裸火の使用又は喫煙をしないこと。
	八	原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。
	九	航空機は当該地区内に着陸しないこと。
	十	航空機は当該地区の地表から六百メートル以下の空域を飛行しないこと。
	十一	科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
	十二	当該地区内では野営しないこと。
	十三	当該地区内の建築物に宿泊しないこと。
	十四	当該地区内に食品を持ち込まないこと。
	十五	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
	十六	当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
	十七	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
	十八	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
	十九	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 五 十 六 南 極 特 別 保 護 地 区	一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は第七十三南極史跡記念物への訪問に限る。
	二	当該地区内では徒歩又は回転翼航空機で移動すること。
	三	当該地区内では車両を使用しないこと。
	四	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、高度千メートル以下の空域を飛行しないこと。
	五	当該地区内にある旅客機墜落事故の残骸を除去し、損傷し、又は破壊しないこと。
	六	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
	七	原則として、当該地区内では野営しないこと。
	八	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
	九	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 五 十 七 南 極 特 別 保 護 地 区	一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動に限る。
	二	原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。
	三	原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。
	四	当該地区内に、一回につき四十人以上立ち入らないこと。
	五	当該地区内の第十五南極史跡記念物に、一回につき九人以上立ち入らないこと。
	六	当該地区内の第十五南極史跡記念物では、金属鋸のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に八人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。
	七	当該地区内では燃焼式ランプ若しくは裸火の使用又は喫煙をしないこと。
	八	原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。
	九	航空機は当該地区内に着陸しないこと。
	十	航空機は当該地区の地表から六百メートル以下の空域を飛行しないこと。
	十一	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
	十二	原則として、当該地区内では野営しないこと。
	十三	当該地区内の建築物に宿泊しないこと。
	十四	当該地区内に食品を持ち込まないこと。
	十五	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
	十六	当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
	十七	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
	十八	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
	十九	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第 五 十 八 南 極 特 別 保 護 地 区	一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動に限る。
	二	原則として、当該地区内に航空機を着陸しないこと。
	三	原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。
	四	原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。
	五	当該地区内の第十八南極史跡記念物に、一回につき九人以上立ち入らないこと。
	六	当該地区内の第十八南極史跡記念物では、金属鋸のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に八人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。
	七	当該地区内では燃焼式ランプ若しくは裸火の使用又は喫煙をしないこと。
	八	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
	九	当該地区内では野営しないこと。

	十 当該地区内の建築物に宿泊しないこと。 十一 当該地区内に食品を持ち込まないこと。 十二 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十三 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 十四 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十五 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十六 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。												
第五十九南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動又はレクリエーション活動に限る。 二 原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。 三 原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。 四 当該地区内に、一回につき四十一人以上立ち入らないこと。 五 当該地区内の第二十二南極史跡記念物に、一回につき五人以上立ち入らないこと。 六 当該地区内の第二十二南極史跡記念物では、金属鋸のついた三脚又は一脚を使用しないこと。また、当該記念物に一回に四人立ち入る場合、三脚又は一脚を使用しないこと。 七 当該地区内では燃焼式ランプ若しくは裸火の使用又は喫煙をしないこと。 八 当該地区内では車両を使用しないこと。 九 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 十 原則として、航空機は当該地区の地表から六百メートル以下の空域を飛行しないこと。 十一 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 十二 当該地区内では野営しないこと。 十三 当該地区内の建築物に宿泊しないこと。 十四 当該地区内に食品を持ち込まないこと。 十五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十六 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 十七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。												
第六十南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区への立入りは、南緯六十六度十三分四十五秒東経百十度十分二十二秒の地点又は南緯六十六度十三分五十秒東経百十度十分十五秒の地点から行うこと。 三 当該地区内では徒歩で移動すること。 四 当該地区内では車両を使用しないこと。 五 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 六 原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。 <table border="1"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機及び単発式の飛行機</td><td>地表から高度九百三十メートル以下の空域</td></tr> <tr> <td>多発式の回転翼航空機</td><td>地表から高度千五百メートル以下の空域</td></tr> </table> 七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 八 原則として、当該地区内では野営しないこと。 九 当該地区内では、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。 十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。 <table border="1"> <tr> <td>Macronectes giganteus（オオフルマカモメ）</td><td>百メートル（科学的調査のために必要な場合にあつては、二十メートル）</td></tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）</td><td>三十メートル</td></tr> <tr> <td>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）</td><td></td></tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、みずなきどり科に属する種（Macronectes）</td><td></td></tr> </table>	単発式の回転翼航空機及び単発式の飛行機	地表から高度九百三十メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域	Macronectes giganteus（オオフルマカモメ）	百メートル（科学的調査のために必要な場合にあつては、二十メートル）	南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	三十メートル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）		南極鳥類のうち、みずなきどり科に属する種（Macronectes）	
単発式の回転翼航空機及び単発式の飛行機	地表から高度九百三十メートル以下の空域												
多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域												
Macronectes giganteus（オオフルマカモメ）	百メートル（科学的調査のために必要な場合にあつては、二十メートル）												
南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	三十メートル												
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）													
南極鳥類のうち、みずなきどり科に属する種（Macronectes）													

		s g i g a n t e u s (オオフルマカモメ)を除く。) C a t h a r a c t a m a c c o r m i c k i (ナンキョクオオトウゾクカモメ) 南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（海氷上にいるものに限る。） 南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（繁殖中のものを除く。）	五メートル
十一	原則として、当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。		
十二	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。		
十三	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。		
十四	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。		
十五	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。		
十六	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。		
第六十一	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査若しくは教育活動又は必要不可欠な管理活動に限る。		
二	当該地区への立入りは海上、海氷上又は空から行うこと。		
三	船舶は当該地区内にびょう泊しないこと。		
四	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。		
五	当該地区内では野営しないこと。		
六	当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。		
七	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。		
八	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。		
九	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。		
十	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。		
十一	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。		
第六十二	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は観光活動に限る。		
二	原則として、当該地区に立ち入る場合は、文化的遺産について専門的な知識を十分に有する者を同行させること。		
三	原則として、当該地区内の歴史的人工物に手を触れないこと。		
四	原則として、主屋棟に立ち入る場合は、第二号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、一回につき五人以上立ち入らないこと。		
五	原則として、磁力計測小屋に立ち入る場合は、第二号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、一回につき四人以上立ち入らないこと。		
六	管理活動に付随する物品の運搬のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。		
七	航空機は当該地区内に着陸しないこと。		
八	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。		
九	当該地区内では、別記の地図上に示された区域に限り野営することができる。		
十	原則として、当該地区内の建築物に宿泊しないこと。		
十一	当該地区内の湖で泳がないこと。		
十二	原則として、当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。		
十三	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。		
十四	当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。		
十五	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。		
十六	管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。		
十七	当該地区内では燃焼式ランプの使用又は喫煙をしないこと。		
十八	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。		
十九	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。		
第六十三	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。		
二	当該地区内では車両を使用しないこと。		
三	航空機は当該地区内に着陸しないこと。		
四	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び除去予定日を明示すること。		
五	当該地区内では野営しないこと。		
六	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。		
七	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。		
八	原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。		
九	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。		
十	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。		

第六十
四
南
極
特
別
保
護
地
区

一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。

二 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、当該地区内に一回につき十一人以上、それ以外の期間は、当該地区内に一回につき十六人以上立ち入らないこと。

三 船舶は当該地区内の海域を航行しないこと。ただし、上陸のためにボートを使用する場合はこの限りでなく、この場合の対水速度は五ノット以下とし、海岸線から五十メートル以内の海域を航行しないこと。

四 当該地区内では車両を使用しないこと。

五 原則として、毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。

六 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	既知の動植物の生息地から七百五十メートル以内の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域
多発式の回転翼航空機	既知の動植物の生息地から千五百メートル以内の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域
単発式又は双発式の飛行機	既知の動植物の生息地から千五百メートル以内の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域
多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く）	既知の動植物の生息地から二千五百メートル以内の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域

七 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。

八 科学調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に、国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。

九 当該地区内において、南極鳥類の繁殖地から二百メートル以内の区域では野営しないこと。

十 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

十一 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

十二 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十三 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

十四 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

十五 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第六十
五
南
極
特
別
保
護
地
区

一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は普及啓発活動に限る。

二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。

三 原則として、毎年十月十五日から翌年の二月二十日までの期間は、回転翼航空機は、指定された地点（南緯七十四度十八分五十秒東経百六十五度四分二十九秒、南緯七十四度十九分二十四秒東経百六十五度七分十二秒又は南緯七十四度十九分四十三秒東経百六十五度七分五十七秒）に限り、着陸することができる。なお、離着陸する場合にあつては、南緯七十四度十八分五十秒東経百六十五度四分二十九秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から百二十三度の方角に引いた直線を南東に進み、シエナ湾上の地点（南緯七十四度十九分二十秒東経百六十五度七分二十三秒）に至り、同地点から東方、北から百五十八度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯七十四度十九分四十三秒東経百六十五度七分五十七秒の地点に至り、同地点から西方、北から七十九度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯七十四度十九分四十四秒東経百六十五度六分四十四秒の地点に至り、同地点から西方、北から百七度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯七十四度十九分四十一秒東経百六十五度六分四十秒の地点に至り、同地点から西方、北から百三十一度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯七十四度十九分四十二秒東経百六十五度六分三十五秒の地点に至り、同地点から西方、北から百五十七度の方角に引いた直線を南西に進み、当該地区の境界線上の地点（南緯七十四度十九分二秒東経百六十五度六分二秒）に至り、同地点から当該地区の境界線を北西に進み、南緯七十四度十九分十一秒東経百六十五度三分二十二秒の地点に至り、同地点から西方、北から五度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯七十四度十九分二秒東経百六十五度三分二十秒の地点に至り、同地点から東方、北から八度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯七十四度十八分五十七秒東経百六十五度三分二十一秒の地点に至り、同地点から東方七十度の方角に引いた直線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域の直上区域以外の区域を飛行しないこと。

四 毎年十月十五日から翌年の二月二十日までの期間は、前号の規定に従って離着陸する場合を除き、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域
単発式又は双発式の飛行機	地表から高度四百五十メートル以下の空域

		多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く。）	地表から高度千メートル以下の空域
	五	航空機の着陸地として指定された地点（南緯七十四度十九分二十四秒東経百六十五度七分十二秒又は南緯七十四度十九分四十三秒東経百六十五度七分五十七秒に限る。）からペンギンの繁殖地までを徒歩で移動する場合、別記の地図上に示された歩道を通ること。	
	六	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	
	七	原則として、当該地区内では指定された地点（南緯七十四度十八分五十一秒東経百六十五度四分十六秒又は南緯七十四度十九分三十四秒東経百六十五度七分十九秒）に限り、野営することができる。	
	八	当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	
	九	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	
	十	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	
	十一	当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。	
	十二	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。	
	十三	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	
第六十六南極特別保護地区	一	原則として、当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	
	二	原則として、当該地区への立入りは、南緯六十六度四十九分一秒東経百四十一度二十三分の地点から行うこと。	
	三	原則として、当該地区内では科学的調査又は管理活動のために必要な場合に限り、車両（重量が一・二トンを超えないものに限る。）を使用することができる。	
	四	航空機は当該地区内に着陸しないこと。	
	五	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。	
	六	当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	
	七	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	
	八	当該地区内では廃棄物を処分しないこと。	
	九	当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	
第六十七南極特別保護地区	一	当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。ただし、南極鳥類の個体数の調査については、前回の調査が終了した日から起算して五年を経過しない場合、実施してはならない。	
	二	当該地区内には、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、立ち入らないこと。	
	三	原則として、当該地区内に十二時間以上滞在しないこと。	
	四	原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。	
	五	原則として、九月十五日から翌年四月十五日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあっては、当該地区の境界線から九百三十メートル以内の区域に、多発式の回転翼航空機にあっては、当該地区の境界線から千五百メートル以内の区域に着陸しないこと。	
	六	原則として、九月十五日から翌年四月十五日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び多発式の飛行機にあっては、当該地区の直上空域であって、地表から高度九百三十メートル以下の空域を、多発式の回転翼航空機にあっては、当該地区の直上空域であって、地表から千五百メートル以下の空域を飛行しないこと。	
	七	科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	
	八	原則として、当該地区内では野営しないこと。	
	九	当該地区内では、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。	
	十	当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。	
		Macronectes giganteus（オオフルマカモメ）	百メートル（科学的調査に必要な場合にあっては、営巣地から二十メートル）
		Pygoscelis adeliae（アデリーペンギン）（繁殖地にいるものに限る。）	三十メートル
		南極鳥類のうちペンギン目に属する種（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	
		南極哺乳類のうち食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）	
		Catharacta macrorhynchus（ナンキョクオオトウゾクカモメ）	
		南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（海氷上にいるものに限る。）	五メートル
		南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（繁殖中のものを除く。）	
	十一	当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	
	十二	当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。	
	十三	当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	

	十四 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十五 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十六 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第六十八南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。 四 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 五 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 六 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 七 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第六十九南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区内において車両を使用する場合、ペンギンから五百メートル以内に近づかないこと。 三 飛行機は当該地区内に離着陸しないこと。また、回転翼航空機は、当該地区内のペンギンの集団から千メートル以内の区域に離着陸しないこと。ただし、単発式回転翼航空機は、氷山、島等の遮蔽物によりペンギンの集団に直接騒音が届かない区域においては、毎年十月二日から翌年の四月三十日までの期間は、離着陸することができる。 四 毎年五月一日から十月一日までの期間は、航空機は、当該地区内の直上空域を飛行しないこと。 五 当該地区内では回転翼航空機に燃料を補給しないこと。 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、ペンギンの集団から五百メートル以内の区域では行わないこと。 八 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第七十南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、露頭から百メートル以内に近づかないこと。 三 航空機は、露頭から百メートル以内に着陸しないこと。 四 露頭へは、徒歩で移動すること。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 六 原則として、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、原則として、露頭から五百メートル以上離れた区域の雪上又は氷上で行うこと。 七 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第七十一南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査若しくは教育活動又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 五 当該区域内で継続的に調査を行う場合、原則として、その区域を明示すること。 六 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内では、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。 八 当該地区内に調理していない家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。

	十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第七十二 南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、教育活動若しくは普及啓発活動又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 原則として、当該地区内では徒歩で移動すること。 三 航空機は、原則として、別記の地図上に示された区域に着陸しないこと。 四 原則として、航空機は、別記の地図上に示された区域の直上空域であって、地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 原則として、当該地区内では、別記の地図上に示された区域に野営しないこと。 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。なお、掘削を行った場合には、掘削地点、掘削方法、地下部の汚染状況の測定結果を報告書に記載すること。
第七十三 南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 当該地区への立入りは徒歩、車両、船舶又は航空機によること。 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、雪上又は氷上に限り、<i>Aptenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) 又は <i>Leptonychotes weddelli</i> (ウェッデルアザラシ) の集団から百メートル以内に近づかないこと。 四 原則として、航空機は、四月一日から翌年の一月一日まで、別記の地図上に示された区域の直上空域であって、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。 五 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、<i>Aptenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) の繁殖地又は <i>Leptonychotes weddelli</i> (ウェッデルアザラシ) の集団から九百三十メートルの範囲に着陸しないこと。 六 航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百メートル以上の空域において着陸する地点を調査すること。 七 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、四月一日から翌年の一月一日まで、船舶は当該地区内を航行しないこと。なお、別記に示す地区内では、大型船舶は航行しないこと。 八 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、四月一日から翌年の一月一日まで、船舶はペンギンの通路から上陸しないこと。 九 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十一 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第七十四 南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 四 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 五 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 六 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 七 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第七十五 南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 回転翼航空機は、当該地区内に着陸しないこと。 四 当該地区内では回転翼航空機に搭載された発煙筒を使用しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 六 当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に燃料及び食品を持ち込まないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

	六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 七 当該地区内では野営しないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第七十南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 四 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 六 当該地区内では野営しないこと。 七 当該地区内に家さん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 九 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

別表第七 処分が禁止される液状の廃棄物の基準（第二十三条関係）

物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機 ^{有機} リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
一・二ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
シス―一・二ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム
備考	
「検出されないこと。」とは、第二十三条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。	

別表第八 海域への排出ができる液状廃棄物の基準（第二十六条関係）

項目	基準値
水素イオン濃度 (水素指数)	五・〇以上九・〇以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 一リットルにつきミリグラム)	五以下
フェノール類含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	五以下
銅含有量	三以下

(単位 一リットルにつきミリグラム)	
亜鉛含有量	二以下
(単位 一リットルにつきミリグラム)	
溶解性鉄含有量	一〇以下
(単位 一リットルにつきミリグラム)	
溶解性マンガン含有量	一〇以下
(単位 一リットルにつきミリグラム)	
クロム含有量	二以下
(単位 一リットルにつきミリグラム)	
弗素含有量	一五以下
(単位 一リットルにつきミリグラム)	

様式第一（第九条関係）（平17環省令27・追加、令2環省令9・一部改正）
南極環境保護法第5条第3項に基づく届出書

年 月 日

環境大臣 殿

氏名

住所

南極地域の環境の保護に関する法律第5条第3項の規定に基づき、届け出ます。

当該南極地域活動について許可 その他の行政処分をした国及び 当該行政処分をした機関又は当 該処分を受けることを要しない としている国の名称	
南極地域に立ち入る際に使用する 船舶又は航空機	船舶名又は航空機名： 船籍又は便名： 出発地：
南極地域活動の目的及び時期	目 的： 時 期：
南極地域活動の場所	
備 考	

(注)

- 1 「南極地域活動の場所」は、緯度及び経度をもって記載すること。なお、同欄への記載は、南極地域活動の場所を説明した図面の提出をもって替えることができる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第一の二（第十条関係）

様式第一の二（第十条関係）（平12総府令94・一部改正、平17環省令27・旧様式第一線下、平19

環省令8・平26環省令20・平30環省令15・令2環省令9・一部改正）

南極地域活動計画確認申請書

年 月 日

環境大臣 殿

主宰者

住所

氏名

電話番号

南極地域の環境の保護に関する法律第6条第1項の規定により、南極地域活動計画について確認を受けたいので、次のとおり申請します。

目的		
行為者の人数		
業務に関して南極地域活動を行う法人がある場合の当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名		
南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の目的、時期、場所、実施方法等及び当該活動の行為者の氏名	別紙1及び別紙2のとおり	
計画に含まれる南極地域活動を構成する行為のうち、法第7条1項1号から3号までに掲げる要件に関連するもの（以下「制限関連行為」という。）の詳細な内容及び当該行為の行為者の氏名	別紙3のとおり	
備考		

[記載要領]

1. 主宰者が法人の場合にあっては、「主宰者の住所」については、主たる事務所の所在地（外国の法人にあっては、日本国内の主たる事務所の所在地）を記載し、「主宰者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。また、役員の氏名を備考欄に記載すること。
 2. 「目的」については、申請に係る南極地域活動計画（以下単に「計画」という。）全体の目的を記載すること。
 3. 「行為者の人数」については、申請に係る計画に含まれる南極地域活動の行為者の総数を記載すること。
 4. 「業務に関して南極地域活動を行う法人がある場合の当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名」については、申請に係る計画に含まれる南極地域活動を法人の業務としてする行為者がある場合に、当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名を記載すること。
 5. 「計画に含まれる南極地域活動の目的、時期、場所、実施方法等及び当該活動の行為者の氏名」については、計画を構成する個々の行為の目的の一体性や相互の関連等の観点から計画の内容を一又は複数の南極地域活動に区分し、別紙1に従いその一覧表を作成すること。さらに、別紙1に記載されるそれぞれの南極地域活動ごとに、別紙2に従いその目的、時期、場所、実施方法等及び当該活動に係る行為者の氏名等を記載すること。
 6. 「制限関連行為の詳細な内容及び当該行為の行為者の氏名」については、法第7条第1項第1号から第3号までに掲げる要件に関連する行為についての該当の有無並びに該当する場合にあっては、それぞれの南極地域活動ごとに別紙3及び別紙3-1から別紙3-7までにより、その詳細な内容及び行為者の氏名を記載すること。
 7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
-

[別紙 1]

計画に含まれる南極地域活動の一覧表

番号	南極地域活動の区分	備考

[記載要領]

1. 「南極地域活動の区分」については、その内容を表現する適切な名称を記載すること。
2. 「備考」については、南極地域活動の区分に当たっての考え方等を必要に応じて記載すること。
3. 南極地域活動の数に応じ、適宜欄を追加すること。

〔別紙 2〕

南極地域活動の目的、時期、場所、実施方法等の総括表

南極地域活動の区分	番 号
目的	
時期	
場所及び自然環境の概況	
実施方法	
制限関連行為の有無	
行為者の人数及び氏名	
その他	

〔記載要領〕

1. 本様式は別紙 1 に記載した個々の南極地域活動ごとに作成すること。
2. 「南極地域活動の区分」及び「番号」については、別紙 1 の南極地域活動の区分及び番号を記載すること。
3. 「目的」については、計画に含まれる南極地域活動が複数ある場合には、計画全体の中で当該南極地域活動が分担する個別的かつ具体的な目的を記載すること。
4. 「時期」については、当該南極地域活動の着手及び完了の予定日を記載すること。気象等の条件により着手及び完了の日の特定が困難な場合には、当該南極地域活動の実施が見込まれる期間の始期及び終期並びに当該南極地域活動に要する日数を記載すること。
5. 「場所」については、当該南極地域活動の実施場所を経緯度及び地名等により記載すること。野外調査や輸送等については、出発点、目的地のほか移動経路の概要（主要中継点等）も記載すること。なお、気象、交通等の条件により、南極地域活動の場所や経路の変動が予想される場合には、想定される変動の範囲が明らかになるよう記載すること。また南極地域活動の場所又は経路の概要を示す案内図及び当該場所の詳細を示す位置図を添付すること。これらの添付図の縮尺は活動の内容及び範囲に応じて適宜選択すること。

「自然環境の概況」については、南極地域活動が行われる場所やその周辺地域における地形の概況、露岩地域、水系、植生、動物の繁殖地又は生息地等保護上留意すべき対象の有無及び当該南極地域活動とこれらの対象との位置関係

について記述すること。またこれらの対象の位置については、できる限り上記の添付図に記載すること。

6. 「実施方法」については、以下の例を参考にしつつ、当該南極地域活動の類型及び特性に応じて記載項目を選定し、各項目ごとに具体的に記載すること。なお、7の制限関連行為として記載される事項については、省略して差し支えないこと。

[観測隊の活動の場合]

南極地域活動の類型	記載項目
施設内部での観測・研究	・観測・研究の対象及び材料 ・観測・研究の方法及び使用機材
野外（陸域）での観測・調査	・観測・調査の対象（地形・地質、鉱物、気象、電磁波、動植物種、生態系等） ・車両・航空機等の使用又は運行方法 ・野営方法 ・観測・調査の方法及び使用機材（ラジオゾンデ、ロケット、火器の使用を含む。）
海洋での観測・調査	・観測・調査の対象（海象、地形・地質、鉱物資源、生物相等） ・観測・調査の方法及び使用機材
土地の造成その他土地の形状の変更及び工作物の新築、増改築、撤去	・規模（造成面積、建築面積、高さ等） ・構造及び材料 ・工事の施行方法（使用機材、作業区域、仮設工作物等） ・施設の使用期間及び工事終了後の取扱い
基地における生活基盤の維持	・持込燃料の種類、量及び保管方法 ・熱及び電力供給施設の概要、運転方法、燃料使用量 ・水源及び給水施設の概要、水使用量 ・その他持込資材の種類、量、保管方法
資材の輸送及び保管	・資材の種類 ・運搬機材、輸送方法及び回数 ・中継点における保管の方法
観測船の航行及び接岸	・使用船舶の船名及び船籍 ・使用船舶の諸元

[観光クルーズ活動の場合]

南極地域活動の類型	記載項目
クルーズ船の航行及び接岸	・使用船舶の諸元 ・主要探勝対象 ・探勝・観察の方法（鳥類等の群れへの接近の有無）
小型舟艇による上陸	・上陸地点別の ・使用舟艇 ・一回の上陸人数及び同一地点でののべ上陸回数 ・探勝・観察対象及び方法（行動範囲、鳥類等の群れへの接近、植生の踏み付けの有無等を含む。） ・上陸時間帯及び1回の上陸の滞在時間 ・安全確保のための措置
航空機による探勝及び着陸	・使用機材及び搭乗人員数 ・飛行経路及び高度 ・探勝・観察対象及び方法 ・着陸地点別の ・人数及び回数 ・探勝・観察対象及び方法（行動範囲、鳥類等の群れへの接近、植生の踏み付けの有無等を含む。） ・時間帯及び1回の着陸行動の滞在時間 ・安全確保のための措置

[探検活動、登山の場合]

南極地域活動の類型	記載項目
活動基地への到達、資材の搬入、仮置、活動支援	・交通又は輸送の手段 ・使用機材 ・運航会社名 ・主な資材の内容及び量 ・資材の仮置の方法 ・活動支援体制
探検、登山	・交通又は輸送の手段 ・主な携行機材、物資 ・野営方法

	・支援基地との連絡手段 ・安全確保のための措置
--	---

7. 「制限関連行為の有無」については、別紙3及び別紙3-1から別紙3-7までによりその有無及び詳細な内容を明らかにすることとし、該当する場合には本欄に別紙3又は別紙3-1から別紙3-7までのいずれかのとおりと記載すること。
8. 「行為者の人数及び氏名」については、当該南極地域活動を実行する行為者の実数及び氏名を記載すること。なお、申請の時点ですべての行為者の氏名が確定していない場合には、確定している者についてのみ記載すること。ただし、行為者の数については、氏名が未確定の者も含めた数を記載すること。
9. 南極特別管理地区内で活動が実施される場合には、「その他」に当該南極特別管理地区名を記載すること。
10. 南極地域活動を法人の業務としてする行為者がある場合には、「その他」に当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名を当該行為者との対応関係が明らかになるように記載すること。

[別紙 3]

南極地域活動における制限関連行為総括表

南極地域活動の区分		番 号
①<鉱物資源活動への該当> 有・無 (法第13条)		
有の場合	目的	
	行為者の氏名	
	調査結果の公表方法 (予定)	
	過去の調査の公表実績	
②<生きていない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体 (個体の一部を含み加工品を除く。)の南極地域への持込み> 有・無 (法第14条第1項)		
有の場合	持込み品目の種類	
	生きていない家きんの持込みを行う場合の品目別の持込み前の検査の内容等	
	持出し及び検査を行う国	
	検査の内容	
	品目別の持込み後の管理及び除去又は処分の方法	
	行為者の氏名	
③<南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取又は損傷> 有・無 (法第14条第2項第1号)		
有の場合	別紙3-1により、行為の詳細を記載	
④<生きている生物 (ウイルスを含む。)の南極地域への持込み> 有・無 (法第14条第2項第2号)		
有の場合	別紙3-2により、行為の詳細を記載	
⑤<南極地域に生息し、又は生育する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為> 有・無 (法第14条第2項第3号)		
有の場合	別紙3-3により、行為の詳細を記載	
⑥<廃棄物の処分及び保管> 有・無 (法第16条)		
有の場合	別紙3-4-1から別紙3-4-3までにより詳細を記載	
⑦<ポリ塩化ビフェニル (別名PCB) 及び南極地域の環境の保護に関する法律施行令第5条で定める物の南極地域への持込み> 有・無		

		(法第18条)
有の場合	別紙 3—5 により詳細を記載	
⑧＜南極特別保護地区への立入り＞ 有・無 (法第19条)		
有の場合	別紙 3—6 により詳細を記載	
⑨＜南極史跡記念物の補修等＞ 有・無 (法第20条)		
有の場合	別紙 3—7 により詳細を記載	

[記載要領]

1. 本様式において「法」とは、南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）をいうこと。
2. 「南極地域活動の区分」及び「番号」については、別紙1の南極地域活動の区分及び番号を記載すること。（以下別紙3-1から別紙3-7までについて同じ。）
3. 「行為者の氏名」欄には行為者が当該行為をその業務に関してする法人がある場合には、その名称も記載すること。（以下別紙3-1から別紙3-7までについて同じ。）
4. 欄内に書ききれない場合には、適宜別紙にて記載すること。（以下別紙3-1から別紙3-7までについて同じ。）
5. ⑤の行為には③及び④の行為は含まないものとし、具体的には次のとおりとする。
 - ⑤-1 南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為
 - ⑤-2 南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為
 - ⑤-3 在来植物（議定書附属書Ⅱ第1条(c)の在来植物をいう。以下同じ。）の除去又は損傷
 - ⑤-4 回転翼航空機その他の航空機の飛行又は着陸並びに車両又は船舶（エアクション船及び小艇を含む。）の使用により南極鳥類並びにあざらし（別表第2のあざらし科に掲げる種の生きている個体をいう。以下同じ。）及びおっとせい（別表第2のあしか科に掲げる種の生きている個体をいう。以下同じ。）の群れを乱す行為
 - ⑤-5 爆発物又は火器の使用により南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱す行為
 - ⑤-6 繁殖又は換羽中の南極鳥類の個体の周辺を歩行し、繁殖又は換羽を妨げる行為及び南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れの周辺を歩行し、これらの群れを乱す行為
 - ⑤-7 航空機の着陸、車両の運転、人の歩行その他の方法により陸上の在来

植物の群生に損傷を与える行為（当該行為により植生に物理的な損傷を与えるものに限る。以下同じ。）

- ⑤－8 南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物（議定書附属書Ⅱ第1条(d)の在来無脊椎動物をいう。以下同じ。）の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為（⑤－7の行為を除く。）

ただし、⑤－1、⑤－2及び⑤－6の行為には③の行為に伴って行われるものは含まないこと。

6. ⑥の行為は、法第3条第12号に規定する廃棄物の南極地域からの除去又は南極地域における処分及びこれらに伴う保管をいう。
7. ⑨の行為は、南極史跡記念物の補修又は展示等のための工事、一時的な移動又は近接地域への移設をいう。
-

[別紙 3-1]

南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は
南極鳥類の卵の採取若しくは損傷の詳細

南極地域活動の区分		番 号	
捕獲等の対象種			
捕獲等を行う個体の数			
目的及び当該数の捕獲等が必要な理由			
場所			
時期			
実施方法			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「捕獲等を行う個体の数」については、内訳として捕殺（南極鳥類の卵の採取及び破損を含む。以下この別紙において同じ。）する個体の数を記載すること。
2. 「目的及び当該数の捕獲等が必要な理由」については、捕殺を行う場合にあっては、当該数の捕殺が必要な理由及び捕殺を行う数と当該捕殺に係る個体の属する個体群の次の繁殖期における個体の回復が可能な数との比較の結果についても記載すること。
3. 「場所」及び「時期」については、別紙 2 記載要領 4 及び 5 に準じて記載すること。
4. 「実施方法」については、捕獲等に用いる器具及びその使用方法を記載すること。また生体で捕獲する場合にあっては、飼養方法についても記載し、マーク等をつけた上で放す場合にはその旨記載すること。

[別紙 3-2]

生きている生物（ウイルスを含む。）の南極地域への持込みの詳細

南極地域活動の区分		番 号	
持込みに係る生物の種名			
持込みに係る個体の数量			
土壌の持込みの有無			
それぞれの個体の年齢、性別等			
目的			
飼育その他管理の方法			
除去又は処分の方法			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「持込みを行う個体の数量」については、微小な生物で個体の識別が困難なものは重量を記載すること。
2. 「土壌の持込みの有無」については、該当がある場合には、持ち込まれる土壌の滅菌処理の方法について記載すること。
3. 「それぞれの個体の年齢、性別等」については、明らかな場合にのみ記載すること。なお植物の場合にあっては、種子、苗、成体等の区分を記載すること。
4. 「飼育その他管理の方法」については、持ち込まれた生物の逃亡又は南極地域の在来の動植物との接触を防止するための措置を記載すること。
5. 「除去又は処分の方法」については、持ち込まれた生物が南極地域から除去されるか否か、また南極地域で処分される場合にはその方法を記載すること。

[別紙 3-3]

南極地域に生息し、又は生息する動植物の生息状態又は生育状態及び
生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為の詳細

[3-3-1] 南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為

南極地域活動の区分		番 号	
対象種			
目的			
場所			
時期			
実施方法			
行為者の氏名			

[3-3-2] 南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為

南極地域活動の区分		番 号	
対象種			
目的			
場所			
時期			
行為の内容、実施方法			
行為者の氏名			

[3-3-3] 在来植物の除去又は損傷

南極地域活動の区分		番 号	
種名等			
目的			
場所			
時期			
実施方法			
除去又は損傷を行う種の 局地的分布又は豊度			
行為者の氏名			

[3-3-4] 回転翼航空機その他の航空機の飛行及び着陸並びに車両又は船舶（エアクッション船及び小艇を含む。）の使用により、南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱す行為

南極地域活動の区分		番 号	
群れの構成種			
航空機、車両等の種類			
目的			
時期			
飛行等の経路、着陸等 地点及び群れとの距離			
行為者の氏名			

[3-3-5] 爆発物又は火器の使用により、南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱す行為

南極地域活動の区分		番 号	
群れの構成種			
爆発物等の種類			
目的			
時期			
場所及び群れとの距離			
行為者の氏名			

[3-3-6] 繁殖又は換羽中の南極鳥類の個体の周辺を歩行し、繁殖又は換羽を妨げる行為及び南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れの周辺を歩行し、これらの群れを乱す行為

南極地域活動の区分		番 号	
種名又は群れの構成種			
目的			
時期			
場所			
行為者の氏名			

[3-3-7] 航空機の着陸、車両の運転、人の歩行その他の方法により陸上の在来植物の群生に損傷を与える行為

南極地域活動の区分		番 号	
群生の構成種			
目的			
時期			
場所			
行為の内容、実施方法			
損傷の程度			
行為者の氏名			

[3-3-8] 南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為

南極地域活動の区分		番 号	
生息、生育地の場所			
生息、生育地の構成種			
行為の内容、実施方法			
目的			
時期			
行為者の氏名			

[記載要領]

[3-3-1]

- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-2]

- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-3]

- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載する

こと。

- ・「実施方法」については、在来植物の除去又は損傷に用いる機材及び除去又は損傷を行う個体の数量又は群落の面積を記載すること。
- ・「除去又は損傷を行う種の局地的分布又は豊度」については、行為場所周辺における対象種の分布範囲、群落の規模、生育密度等を記載すること。

[3-3-4]

- ・「群れの構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「航空機、車両等の種類」については、使用する航空機、車両又は船舶の名称又は機種名を記載すること。
- ・「時期」については、別紙2記載要領4に準じて記載すること。
- ・「飛行等の経路、着陸等地点」については、別紙2記載要領5に準じて記載すること。
- ・「着陸等地点」については、航空機の着陸又は車両の停車若しくは船舶の停泊地点を記載するものとし、群れの周辺で着陸、停車又は停泊する場合に限り記載すること。
- ・「群れとの距離」については、想定される最近接距離を記載すること。

[3-3-5]

- ・「群れの構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-6]

- ・「群れの構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-7]

- ・「群生の構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4、5に準じて記載すること。
- ・「行為の内容、実施方法」については、在来植物の群生に損傷を与える原因となる行為の種類及びその実施方法を様式3-3-4に準じて記載すること。
- ・「損傷の程度」については、損傷を受ける植物の群生の面積や損傷の内容を記載すること。

[3-3-8]

- ・「生息、生育地の場所」及び「時期」については、別紙 2 記載要領 4 及び 5 に準じて記載すること。
- ・「生息、生育地の構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「行為の内容、実施方法」については、生息地又は生育地に有害な変化をもたらす行為の種類及び実施方法を別紙 2 記載要領 6 に準じて記載すること。

廃棄物の種類、量及び保管並びに処分方法の総括表

南 極 地 域 活 動 の 区 分		種 類		発生地点	量	保 管 方 法	除去又は処分の方法	
区 分		内 訳						
汚水及び生活排水 (グループ1)	汚水及び生活排水 (政令第4条)							
		処分が禁止される液状の廃棄物	液状の廃油 (政令第3条第2号)					
			廃駆除剤 (政令第3条第3号)					
			有害な物質を含む液状廃棄物 (政令第3条第4号)					
			廃培養液 (政令第3条第5号)					
可燃性の固形状の廃棄物 (グループ3)	その他の液状の廃棄物							
		処分が禁止される固形状の廃棄物	固形状の廃油 (政令第2条第2号)					
			石炭及び石炭から製造した固形燃料であるもの (政令第2条第3号)					

不燃性の固形状の廃棄物 (グループ4)		廃駆除利 (政令第2条第4号)					
		廃プラスチック類 (政令第2条第5号)					
		ゴムくず (政令第2条第6号)					
		防腐処理等された木くず (政令第2条第7号)					
	その他	廃木材					
		紙ごみ					
		廃食材、残飯					
		生きている持ち込まれた生物					
		その他 (繊維・皮革製品等生物材料を使用した製品又はその他の持ち込まれた生きている生物)					
		車両、観測機器、コンピュータ等の大型機械又は器具の不要物					

	その他の機械又は器具の不要物					
	廃ドラム缶					
	金属くず					
	コンクリート、アスファルト、ガラス等のくず					
	電池					
	その他					
放射線物質 (グループ5)	放射線物質であって液状の不要物であるもの(政令第3条第1号)					
	可燃性の放射線物質であって固形状の不要物であるもの(政令第2条第1号)					

【記載要領】

1. この別紙において「政令」とは、南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成9年政令第244号）をいうこと。
2. 「内訳」については、当該区分に含まれる廃棄物を、発生源、廃棄物としての特性、保管又は処分等の方法の違いの観点から適宜区分し記載すること。
3. 「発生地・点」については、基地施設内、A 島野外調査地、B 補給経路等概略の位置を記載すること。
4. 「保管方法」については、除去又は処分を行うまでの間の保管の方法について記載すること。なお、集中管理を行う場合に

あつては、別紙 3-4-2 において保管方法の詳細を記載するものとし、本欄には別紙 3-4-2 の保管方法の区分に係る整理番号を記載すること。

5. 「除去又は処分の方法」については、南極地域から除去する場合にあつてはその旨、また南極地域において処分する場合にあつてはその方法の詳細を別紙 3-4-3 に記載することとし、本欄には別紙 3-4-3 の処分の方法の区分に係る整理番号を記載すること。

[別紙 3-4-2]

保管方法の詳細

南極地域活動の区分		番 号	
保管方法の区分		施設等の場所、内容及び 保管方法	飛散、流出又は地下浸透等 を防止するための措置
整理番号			

[記載要領]

1. 本様式には、集中的に廃棄物の保管を行う場合の保管方法を記載すること。
2. 「保管方法の区分」については、現地で行っている分別等の実態に応じ適宜区分しその方法の名称を記載すること。
3. 「施設の場所、内容及び保管方法」については、保管を行う場所、コンテナ、ドラム缶等の保管に用いる設備の概要及び破砕等の中間処理の方法を記載すること。

[別紙 3-4-3]

処分方法の詳細

南極地域活動の区分		番 号	
処分方法の区分	整理番号	処分方法の詳細	
固形状の廃棄物で可燃性のものの焼却（法第16条第1号） A	A-1	焼却炉の構造、設置場所	
		残灰の処理方法	
		行為者の氏名	
	A-2	焼却炉の構造、設置場所	
		残灰の処理方法	
		行為者の氏名	
液状の廃棄物の環境省令で定める地域における埋立（法第16条第2号） B	B-1	場所	
		方法	
		行為者の氏名	
	B-2	場所	
		方法	
		行為者の氏名	
生活排水等である液状廃棄物の陸域から海域への排出（法第16条第3号） C	C-1	場所	
		排出水の処理方法	
		行為者の氏名	
	C-2	場所	
		排出水の処理方法	
		行為者の氏名	

処分方法の区分	整理番号	処分方法の詳細	
除去による環境影響の程度が遺棄した場合より大きいと認められる場合のその場への遺棄 (法第16条第4号) D	D-1	場所	
		遺棄する廃棄物及びその現状	
		行為者の氏名	
	D-2	場所	
		遺棄する廃棄物及びその現状	
		行為者の氏名	
その他の液状廃棄物の処分であってやむを得ず行われ、かつ環境影響の程度が軽微であるもの。(法第16条第5号) E	E-1	場所	
		処分の方法	
		行為者の氏名	
	E-2	場所	
		処分の方法	
		行為者の氏名	

〔記載要領〕

1. 「処分方法の区分」については、本様式中に記載されている処分方法の区分のうち当該南極地域活動において適用されるものを記載すること。
2. 同じ区分であっても処分を行う施設又は場所が異なる場合にあつては、小区分を行いそれぞれについて処分方法の詳細を記載するものとし、その際には、必要に応じ適宜欄を追加して記載すること。ただし、野外活動に伴うし尿の処分等少量かつ分散的に行われる処分にあつては、同じ方法で行われる処分については一括して記載すること。
3. 「場所」については、少量かつ分散的に行われる場合を除き原則として位置図を添付すること。

[別紙 3-5]

ポリ塩化ビフェニル（別名 P C B）及び南極地域の環境の保護に
関する法律施行令第 5 条で定める物の南極地域への持込みの詳細

南極地域活動の区分		番 号	
持ち込みを行う物の品 目			
持ち込みを行う量			
目的			
持ち込みの方法			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「目的」については、駆除剤を持ち込む場合の目的を記載すること。
2. 「持ち込みの方法」については、南極地域にある間船舶内又は航空機内に保管するか否かを記載すること。

[別紙 3-6]

南極特別保護地区への立入りの詳細

南極地域活動の区分		番 号	
南極特別保護地区の名称			
管理計画のない地区の場合			
立入りの目的及び必要性			
南極特別保護地区内での行為の内容			
出入りの経路及び地区内での移動経路			
立入りをを行う時期及び期間			
管理計画のある地区の場合			
環境省令に定める要件との対応			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「管理計画のない地区の場合」

- ① 「立ち入りの必要性」については、他の場所では目的を達成することができない理由を記載すること。
- ② 「南極特別保護地区内での行為の内容」には、観測、調査又は施設の設置等南極特別保護地区内で実施される活動の類型及びその実施方法を別紙 2 記載要領 6 に準じて記載すること。
- ③ 「出入りの経路及び地区内の移動経路」については、別紙 2 記載要領 5 に準じて記載すること。なお、地区内での調査、野営又は施設の設置等を行う地点も含めること。
- ④ 「立入りをを行う時期及び期間」については、別紙 2 記載要領 4 に準じて記載すること。

2. 「管理計画のある地区の場合」

- ① 環境省令に定める要件との対応については、当該南極特別保護地区に係る環境省令別表第 6 に掲げる各要件について、それぞれ適合状況を判断するために必要な事項を記載すること。

[別紙 3-7]

南極史跡記念物の補修等の詳細

南極地域活動の区分		番 号	
南極史跡記念物の名称			
目的			
内容及び実施方法			
時期			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「目的」については、補修、展示解説用資料の設置等の目的を記載すること。
2. 「内容及び実施方法」については、使用機材、補修方法等を記載すること。
3. 「時期」については、別紙 2 記載要領 4 に準じて記載すること。

様式第二の一（第十八条関係）（平12総府令94・令2 環省令9・一部改正）

承 継 届 出 書

年 月 日

環境大臣 殿

住所

氏名（法人にあっては、名称
及び代表者の氏名）

南極地域の環境の保護に関する法律第10条※^{第1項}_{第2項}の規定に基づき、申請者の
地位を※^{引き継ぐ}_{承継した}ので、届け出ます。

南極地域活動の名称等		
被 承 継 者	(ふりがな) 氏名 法人にあっては、 名称及び代表者の 氏名	
	住 所	電話番号 () —
承 継 者	(ふりがな) 氏名 法人にあっては、 名称及び代表者の 氏名	
	住 所	電話番号 () —

(注)

- 「南極地域活動の名称等」欄には、引き継ぐ又は承継した南極地域活動に係る南極地域活動計画の申請書の別紙1の「南極地域活動の区分」欄に記載した名称及び当該申請書を環境大臣に提出した年月日を記入すること。
- ※印については、該当する個所を○で囲むこと。
- 合併により被承継者が複数ある場合には、「被承継者」欄を追加して、すべての被承継者に関する事項を記載すること。
- 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

様式第二の二（第十八条関係）（平12総府令94・令2 環省令9・一部改正）

承 継 申 請 書

年 月 日

環境大臣 殿

住所
氏名（法人にあっては、名称
及び代表者の氏名）

南極地域の環境の保護に関する法律第10条第4項の規定に基づき、確認を受け
た南極地域活動に係る主宰者の地位を※引き継ぐ承継するので、申請します。

南極地域活動の名称等		
被 承 継 者	(ふりがな) 氏名 法人にあっては、 名称及び代表者の 氏名	
	住 所	電話番号 () —
承 継 者	(ふりがな) 氏名 法人にあっては、 名称及び代表者の 氏名	
	住 所	電話番号 () —
備考		

- (注)
- 1 「南極地域活動の名称等」欄には、引き継ぐ又は承継した南極地域活動に係る南極地域活動計画の申請書の別紙1の「南極地域活動の区分」欄に記載した名称及び当該申請書を環境大臣に提出した年月日を記入すること。
 - 2 ※印については、該当する個所を○で囲むこと。
 - 3 合併により被承継者が複数ある場合には、「被承継者」欄を追加して、すべての被承継者に関する事項を記載すること。
 - 4 「備考」欄には、相続又は合併の場合に、それぞれその旨を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

様式第二の三（第十九条関係）（平17環省令27・追加、令2環省令9・一部改正）

行為者証交付申請書

年 月 日

環境大臣 殿

住所

氏名（法人にあっては名称及び代
表者の氏名）

南極地域の環境の保護に関する法律第11条第5項の規定により、次のとおり行
為者証の交付を申請します。

確認を受けた年月日	
南極地域活動の名称	
南極地域活動の行為者の氏名等 （当該行為者が当該南極地域活 動をその業務に関してする法人 がある場合にあっては、その名 称及び住所並びに代 表 者 の 氏 名）	
法第14条第2項各号に掲げる行 為又は南極特別保護地区への立 入りがある場合には、当該行為 の行為者の氏名	
備 考	

(注)
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第三（第十九条関係）（平12総府令94・令2 環省令9・一部改正）（第1面）

南極地域活動行為者証
Certificate for Antarctic Activities

第 号
No.

年 月 日
yy/mm/dd

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

Valid yy/mm/dd through yy/mm/dd

環 境 大 臣 印

Minister of Environment
Government of Japan

確 認 を 受 け た 年 月 日 Date of certification	
氏 名 (名称及び代表者の氏名) Name (Name of the juridical person and the name of its represent- ative)	

確認された南極地域活動に係る事項
Issues related to the Antarctic Activities

目的 Purpose	
時期 Timing	

(第 2 面)

場所 Place	
実施方法 Implementation method	
条件 Conditions	

(第3面)

確認された南極地域活動に係る生物の持込みに関する事項

Issues related to the introduction of living organism or carcasses which constitutes the certified Antarctic Activities (Permit under Article 4, Annex II to the Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty)

(第4面)

確認された南極地域活動に係る動植物等の採捕等又は生息状態等に影響を及ぼすおそれのある行為に関する事項

Issues related to the capturing, injuring or killing of Antarctic Mammals or Antarctic Birds, collecting or damaging the eggs of Antarctic Birds, or acting as having an impact on the living or growing conditions or environment of habitats of animals or plants which constitutes the certified Antarctic Activities (Permit under Article 3, Annex II to the Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty)

(第5面)

確認された南極地域活動に係る南極特別保護地区への立入りに関する事項
Issues related to the entrance to the Antarctic Specially Protected Areas
which constitutes the certified Antarctic Activities (Permit under Article
7, Annex V to the Protocol on Environmental Protection to the Antarctic
Treaty (Article 8 of the Agreed Measures for the Conservation of Antarctic
Fauna and Flora))

(第 6 面)

その他
Others

(注) この行為者証の大きさは、日本産業規格 B 7 とする。

様式第四（第三十二条関係）（平12総府令94・平19環省令11・令2 環省令9・一部改正）
（表）

第		号	
南極地域の環境の保護に関する法律第二十二条第三項の規定による身分証明書			
写真	官職及び氏名		
	生 年 月 日		
	年 月 日発行		
	使用期限 年 月 日		
環 境 大 臣 印			

(裏)

南極地域の環境の保護に関する法律抜すい

第22条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、南極地域にある建築物、日本船舶若しくは日本航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入らせ、車両、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 (略)

3 第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)から(3) 略

(4) 第22条第1項又は第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 6 とする。

様式第五（第三十三条関係）（平12総府令94・平26環省令20・令2 環省令9・一部改正）

緊急時行為に係る報告書

年 月 日

環境大臣 殿

住所

氏名

南極地域の環境の保護に関する法律第24条第3項の規定に基づき報告します。

該当する行為	実 施 状 況

(注)

- 1 「実施状況」欄には、当該行為をした日時、場所、当該行為の実施方法及び当該行為による南極環境影響の程度について記載すること。
- 2 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

様式第六（第三十四条関係）（平12総府令94・平19環省令11・平29環省令20・令2 環省令9・一部改正）

（表）

第		号	
南極地域の環境の保護に関する法律第二十六条第二項の規定による身分証明書			
写真	官職及び氏名		
	生 年 月 日		
	年 月 日発行		
	使用期限 年 月 日		
環 境 大 臣 印			

(裏)

南極地域の環境の保護に関する法律抜粋

第11条 1 から 4 略

5 環境大臣は、主宰者から申請があったときは、環境省令で定めるところにより、当該主宰者に対し、その者の主宰する南極地域活動の行為者について、その南極地域活動が確認を受けた南極地域活動計画に含まれるものであることを証明する行為者証の交付をするものとする。

6 主宰者又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、前項の行為者証を亡失し、又は同項の行為者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、その行為者証の再発行を受けることができる。

7 略

第23条 環境大臣は、南極地域において行為をする者が第13条、第14条第1項若しくは第2項、第16条若しくは第18条から第20条までの規定に違反し、又は第7条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又はしようとする場合（次項に規定する場合を除く。）において、南極地域の環境の保護のために必要があると認めるときは、当該行為をし、若しくはしようとする者又は主宰者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、確認の時には予想することができなかった南極地域の環境の変化又は確認の時になかった南極地域の環境の科学的知見の充実ににより、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が第7条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合において、南極地域の環境を著しく損ね、又は損ねるおそれがあるために当該南極地域活動を放置することができないと認めるときは、当該南極地域活動の主宰者又は当該南極地域活動を構成する行為をし、若しくはしようとする者に対し、当該南極地域活動又は当該行為の中止を命じ、その他南極地域の環境を保護するために必要な措置を命ずることができる。

3 略

第26条 環境大臣は、あらかじめ指定するその職員に、南極地域において、第11条第5項若しくは第6項又は第23条第1項若しくは第2項の規定による権限を行わせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)から(3) 略

(4) 第23条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 6 とする。

様式第附一（附則第三条関係）（平12総府令94・令2 環省令9・一部改正）

南極環境保護法附則第6条第3項に基づく報告書

年 月 日

環境大臣 殿

住所

氏名

南極地域の環境の保護に関する法律附則第6条第3項の規定に基づき報告します。

南極地域活動の目的	
南極地域活動の時期	
南極地域活動の場所	
南極地域活動の内容	

（注）

- 1 同一の南極地域活動をした者が複数いる場合には、当該者の連名でも可。
その場合は、代表者の氏名及び住所を本様式に記載し、その他の者の氏名及び住所を別紙にて添付すること。
- 2 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。